

144
739

3A 4.17



融和事業年鑑

(昭和六年版)



發行所寄贈本

財團法人
中央融和事業協會

144-739

緒言——昭和五年度融和運動概観

昭和五年度融和運動の趨勢は、昭和四年度全國融和事業協議會に於て中心議題として協議せられたる、一、指導方針、二、内部同胞の自覺、三、青少年融和教育等の決議を引繼いで、更に五年度始めに於ける同會議に於て決議せられたる、一、内部の産業經濟の發展、二、内部同胞の自覺、三、青少年融和教育等の實績を以てその主要なる發展をなしたものと見るべきであらう。特に五年度の該協議會に於ける右三項は現下部落問題の解決に對して最も根本的な要素を持つものである。過去の融和方策が、單に現實的差別事象の廢除に對して其の主力を傾注せるに比して、以上三件の運動は現下の部落問題の存在に對する最も基礎的解決方策と見るべきものであらう。

以上の傾向は昭和五年度中に於て夫々各府縣團體の施設中に具體化され、實際施設として當然現れざるを得なかつた。

先づ内部同胞の自覺に關しては、内部講習會、講演會、懇談會等が數個の團體に於て實施された。又之等の内部自覺運動は實際運動の上より、主として内部青年の組織的運動となつて現れて來た。融和運動に参加すべき青年運動としては勿論融和運動の圈内に於て兩者青年に依り、新鋭なる組織力を現存融和運動の内部に蓄すことに依り、融和運動の進展を期せむとするものであるが、實際の上に

於て之等の運動に参加する青年の多くは、内部青年を主力とするの傾向を見たことは自然の赴く所であつた。之等青年團體の既に組織されたる所は、三重、長野、岡山、山口、和歌山、徳島、愛媛の各團體であつて、尙本年度に於て熊本縣に於て設立され、又埼玉、群馬には郡單位のものがあつた。更に山陰其他各地に於て之が組織の氣運が動いてゐる。

更に經濟問題に對して、五年度に於て各府縣團體に於て最もその主力を注いだ事項である。之が方策としては、職業輔導、産業獎勵、生業資金貸付等に依つて行はれた。更に積極的には組合組織として協同的行動に進展しつゝある箇所も數多ありて、其の將來に於ける發展性を見通す事は出來ない。更に部落問題の基礎的解決方策の一段として心理學的研究を取り入れ、兒童差別心理の發展過程を究め、兒童期に於て差別觀念の根絶を期せむとする兒童融和教育に關する運動は、教科書の改訂並に小學校教育の各施設、融和團體に於ける對兒童融和教育策、教員其他に對する融和教育施設等であり、尙二三の府縣には小學校教員自から融和教育研究會を組織し、之が研究實行を行つてゐる所もある。之が眞に科學的に成功する時は、融和問題は對兒童教育に主力を注ぐことに於てその運動の大部分が費さるゝに至るであらう。

融和運動の指導方針に就ては、昭和四年度全國協議會に於ては、一、國民教育としての進展、二、人類相愛の同胞意識、三、社會正義に基く封建的觀念打破、四、内部同胞の自覺と共存共榮等が決議として擧げられたが、昨年度全國大會に於て、指導原理に關しては、融和問題解決の段階として封建的差別觀念並

に封建的差別事象の絶滅を期すことが決議された。之を前年協議會のそれと比較するときは、必ずしも其の實質に於ける變革を見たのではないが、其の焦點が封建的觀念の打破に置かれて居ることは自ら明かである。

其他差別取締に關する法制設置の運動は可成り以前から續けられたことであるが、昨年度に於ても二三の地方大會等に於て決議され、當局に對して運動を試みてゐる。之が制定の可否は未決のまま本年度に持ち越されてゐる。

更に政府の施設を見れば融和事業に關する總豫算に於て、昭和四年度に於てはその前年に比し四萬四千餘圓を増額され、六十四萬八千餘圓を計上されたのであつたが、五年度に於ては政府の補助減額のためその豫算は五十八萬八千餘圓となつた。右の外昭和四年度からは融和事業に關する生業資金貸付の爲政府の低利資金を貸付くることとなつたが、その貸付額は昭和四年度十八萬八千圓、昭和五年度十七萬五百圓である。

最後に特記すべきことは、昨年末、長き邊りより融和事業獎勵の思召を以て、中央融和事業協會に對して金一萬圓の特別御下賜金のあつたことである。これは獨り融和事業關係者のみならず、國民齊しく、この優渥なる御聖旨に報ひ奉るの覺悟を持たねばならぬ事である。

昭和六年八月

財團中央融和事業協會

凡例

- 一、本書掲載の記事は昭和五年四月より同六年三月迄の融和事業全況に亘り、皇室と融和事業、政府並に各府縣の施設、融和團體の組織並にその活動狀況、水平運動の狀況、其他參考資料等を類聚したものである。
- 一、掲載事項は各府縣廳並に各融和團體の調査報告と、本會が直接各種の資料に付き調査した所に據るものから成る。
- 一、總目次は之を巻頭に掲げ、各編の細目は夫々各編の扉の裏面に掲げた。
- 一、第二編融和事業に關する行政、及び第三編融和運動に關する諸統計は夫々各編の末尾に掲げた。
- 一、現下融和運動に最も要求せらるゝ經濟問題、融和教育其他の資料を參考編の初めに掲げて従事者の參考に供した。
- 一、終りに本年鑑を發行するに當り、資料蒐集其他に關して多くの便宜を與へられたる各府縣、並に各融和團體其他に對して厚く謝意を表し、重ねて將來に於ける援助を切望する。

第二節 融和行政諸會議……………一六

第三章 政府の施設事業……………一七

第一節 昭和六年度豫算及施設計畫……………一八

第二節 昭和五年度施設事業……………一九

第四章 府縣の施設事業……………二四

第五章 第五十九議會と融和問題……………八八

融和事業に關する行政統計表……………九六

一、政府の施設——第一表乃至第七表 二、府縣の施設——第一表乃至第二表

第三編 融和運動……………一〇九

第一章 概 説……………一〇九

第二章 融和團體要覽……………一一〇

第三章 融和團體の全國的活動……………一二四

第一節 地方的協議會……………一二四

第二節 全國的協議會……………一二三

第三節 第二回全國融和團體聯合大會……………一三四

第四節 第三回國民融和日運動……………一五〇

第四章 融和團體の組織と個別的活動……………一六一

第一節 全國的融和團體……………一六一

第二節 地方的融和團體……………一八四

第五章 其他の團體と融和問題……………三三九

第一節 教化事業團體に於ける融和問題……………三三九

第二節 宗教團體に於ける融和問題……………三四二

第三節 婦人團體に於ける融和問題……………三四六

融和運動統計表——第一表乃至第七表……………三四五

第四編 水平運動……………三五五

第一章 概 説……………三五五

第二章 全國水平社の組織……………三五七

第三章 昭和五年度中に於ける水平社の活動……………三六一

附 全國水平社役員、本部並聯合會所在地

參考編

第一 融和事業施設並諸運動に関する資料 三八五

第二 昭和五年度發行の冊子 三九六

第三 昭和五年度中雜誌其他に發表されたる主要論文其他 三九七

第四 昭和五年度使用の融和問題關係映畫並備付團體 四〇五

第五 昭和五年度融和運動主要日誌 四一七

第六 融和運動略年表 四二一

第七 府縣並融和團體主務職員住所録 四一九

第一編 皇室と融和事業

第一編 皇室と融和事業

第一章 概説

第二章 昭和五年度中に於ける事項

- 一、觀櫻御會に賜勅事功勞者御召
- 二、中央融和事業協會に事業奨励金御下賜
- 三、觀菊御會に融和事業家御召
- 四、陸軍特別大演習行幸に際して融和事業功勞者に賜勅並に賜賞

五、靜岡縣行幸に際して融和事業功勞者に御陪食仰付らる

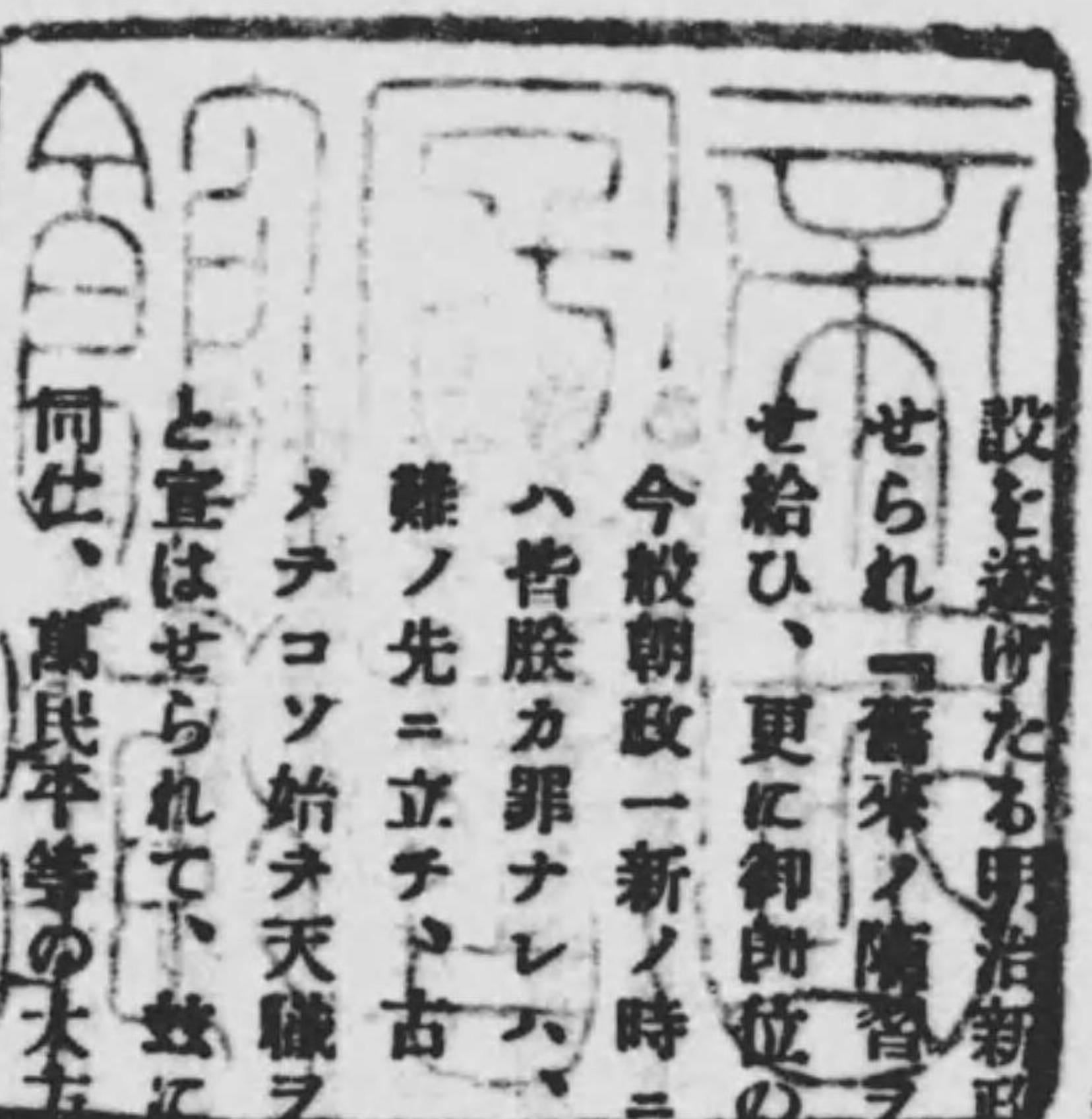
六、中央融和事業協會に奨励金御下賜

第三章 其他の事項

- 一、東久邇宮殿下連光寺へ成らせらる
- 二、融和事業諸會議に於ける關係事項

第一章 概説

皇室と融和事業との關係に就ては洵に意義深きものがある。殊に我が日本の國體上から觀て密接なる關係を有してゐる。今これを最近の事實より觀るに我が國史の上に暗影を投じたる七百年に亘る封建制度が崩壊して、輝ける新日本の建設を遂げたる明治初頭の勢頭、五ヶ條の御誓文を御渙發あらせられ「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と宣べさせ給ひ、更に御即位の宸翰には



今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆一人モ其所ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレバ、今日ノ事自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ、古ノ列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始メ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシと宣はせられて、茲に封建社會の暗雲を一掃され、眞に一視同仁、萬民平等の太極針が確立されたのであつた。

この長き御聖旨に基いて明治政府は凡ゆる封建的制度を改革し、遂に四年八月二十八日「穡多非人ノ稱被廢候條自今身分職業共平民同様タルヘキ事」との太政官布告が發せられたのである。斯くして長き封建制度の下に培はれる國民の一部に對する壓迫は全く除かれ、眞に四海同胞の實を擧ぐるこゝとなつた。

明治大帝のこの御教慮は爾後惠まれざる一部國民の上に注がれた。例へば、明治十四年には東京府下連光寺御兎狩の節に於ける一視同仁の御言動は、如何に大帝が同胞諸和親善の上に常々大御心を注がせられて在らせられたかを拜察するに餘りあるものである。

爾後大正、昭和の御代に至りても國民一般に對する御詔勅の御時には「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク」「臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ」「大正天皇即位並朝見式勅語」又は「人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ紹述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス」(今上天皇御即位朝見ノ儀ニ於テ賜リタル勅語)等一視同仁の御聖旨は常に國民諸和の上に及ばせ給ふ。特に最近に於ては地方長官の上京することあれば、御招き遊ばされて其の地方の部落問題の現状につき御下問あらせられ、或は地方御巡幸又は大演習等にて御行幸の際には地方在住の融和事業家を召されて、その地方の融和状態を御下問あらせられ、又觀櫻御會又は觀菊御會等にも共に事業従事者を召さるゝ等優渥なる御心を注がせ給ふことは、融和事業に携はる者として感激に堪へぬ所である。

第二章 昭和五年度中に於ける事項

一、觀櫻御會に融和事業功勞者御召

長き邊りに於ては毎春御催し遊ばさる、觀櫻御會に、多年融和事業に盡し功勞のあつた者に對して近時毎年御召の御沙汰を賜つてゐる。昭和五年四月二十六日には社會事業功勞者二十名のうち、左の三名が融和事業關係として御召の光榮に浴し、夫人ある者はその婦人も共に御召の光榮に浴したのであつた。

御召を蒙りたる融和事業家

| | | |
|--------|-----|-------|
| 兵庫縣清和會 | 理事 | 今出茂吉 |
| 信濃同仁會 | 理事長 | 成澤伍一郎 |
| 大和同志會 | 理事 | 東清吉 |

治績概要

右三氏が多年融和事業に盡せられた治績の概要は左の通りである。

今出茂吉氏 兵庫縣加古郡野村に生れ、多年融和親善のため設立した人で、明治四十一年九月神野北部信用購買組合を設立して

其成績を挙げた。それより徴兵貯金、結婚貯金、其他各種貯金を村民に勧めた。大正六年加古郡改善同志會を組織されたとき會長に擧げられ、又十二年七月兵庫縣清和會設立にあたりその理事に推選された。爾後引續き融和事業に盡力して居る。

成澤伍一郎氏 是れて融和事業の爲めに歴然力を致しつゝあつたが、大正九年十月長野縣全體を區域とする信濃同仁會の設立せられたとき推されて理事長となり、引續き同會の運動に専念努力して居る。又現に上田市長として、又上田市信用組合長其他種々の産業組合に長として活動して居る。

東清吉氏 奈良縣吉野郡大淀町に生れ明治四十四年八月以來、融和の實を擧げん爲には、教育の普及向上を圖らねばならぬことを感じ、兒童就學の奨励をなし、特に貧困兒童には金品を贈與して出席を促し、更に補習教育の振興、青年團の指導に努め、毎月例會を開き一般住民の修養、生活改善に資して來た。其他トラホーム治療所の設立、或は共同飲料井戸の改良を圖り、或は産業の改良、貯金の奨励に力を致し、融和團體たる大和同志會の設立されし際より之が進展に功勞あり、目下その理事として奈良縣下融和事業の爲に奮闘する所少なくない。

二、中央融和事業協會に事業奨励金御下賜

長き邊りでは昭和五年十二月二十六日中央融和事業協會に對し、左の通り事業奨励の恩召を以て金壹萬圓御下賜の御沙

汰があつた。

中央融和事業協會

今般其會ニ於ケル事業ノ成績ヲ被閱召御奨勵ノ恩召ヲ以テ金壹萬圓下賜候事

昭和五年十二月廿六日

宮内省

この優渥なる御沙汰は、中央融和事業協會が大正十四年創設以來同胞相愛の趣旨に依り、國民親和の實を擧げることと努力し、中央機關としての功績天聽に達し特別の恩召を以て前記の如く御下賜の御沙汰があつたので、同日午後二時同協會赤堀常務理事は宮内省に出頭し一木官相より傳達を受け

た。尙ほ同會はこの光榮に際して、同會長平沼賦一郎男の左記講話を、一般及融和事業關係者に發表した。

御下賜金を拜受して

財團法人中央融和事業協會

會長 男爵 平沼賦一郎謹話

昭和五年十二月二十六日事業奨励の恩召を以て特に奨励金壹萬圓御下賜の御沙汰を拜しましたことは、唯り本協會として無上の光榮とする所である計りでなく、國民として將又新業關係者として眞に感激に堪へざる次第であります。願ひますれば、明治維新

第二章 昭和五年度中に於ける事項

庶政改革と共に四民平等の制を布かれまして以來百事業目を更め僅々六十有餘年にして克く今日の盛運を迎ふることとなりました。唯り一部同胞に對する差別の陋習は尙其の跡を絶たず、時に社會の和平文化の進展を妨ぐるか如き實情に在りますことは眞に痛嘆の極みと申さればなりません。

此の秋に際しまして、同胞相愛國民親和の實現を目的とする本協會が、特に優渥なる恩命を拜したのであります。理應深遠洵に恐懼の外は御座りません。此の上は吾々新業關係者は固より、國民全體一大決心を以て理旨を奉職し、協力奮起一日も早く國民融和の大使命を遂行して鴻恩の萬一に報ひ奉る操澤身の努力を盡されば相成らぬと考へる次第であります。

三、觀菊御會に融和事業家御召

長き邊りには昭和五年十一月十一日新宿御苑に催されたる觀菊御會に多年融和事業に盡せし功勞顯著なる左記兩氏に對し他の一般功勞者と共に御召しの御沙汰があつた。

京都市立崇仁小學校長 伊東茂光

静岡縣吉野村風俗改善同盟會長 北村電三郎

兩氏の治績概要

伊東茂光氏 是崇仁小學校長として就任以來部落の教育の進歩向上を圖り、専心差別撤廢融和親善に努力せり。又差別事件の解決斡旋を圖り、一般側の理解を促し、又地區改善に盡す等多年詞

地の向上開發に盡しつゝあり。

北村電三郎氏は、は夙に自村濱名郡吉野村の向上進展に志し、同村長として消防組の改善道路の完備等を圖り、或は百萬圓貯金、農事改良、共同作業等各般の施設に盡し、その功績顯著なることは吉野村の名と共に全國に有名である。

尙香川縣の霞岐修育會代表者酒見忠勢氏も釋放者保護事業功勞者として御召を蒙つたが、氏は霞岐昭和會理事として多年融和事業に盡瘁しつゝある人である。

四、陸軍特別大演習行幸に際して融和事業功勞者に賜謁並に賜饌

昭和五年十一月特別大演習御統監の爲、天皇陛下には廣島岡山兩縣下に行幸遊ばされ、其際該地方の諸種功勞者に對し拜謁を賜はつたが其中に融和事業功勞者として左の二氏に對し單獨拜謁並に賜饌の榮を賜つた。

廣島縣共鳴會前幹事長 河野龜市
岡山縣協和會前副會長 岡崎熊吉

兩氏の事績概要

河野龜市氏は夙に廣島縣地方改善委員として盡力せると同時に廣島縣共鳴會組織に盡力し、常任幹事或は幹事長の要職にありて家事頗る多忙なるをも顧みず、縣下各都市は勿論廣く他府縣に涉り、本事業遂行の爲めに盡瘁し、一面部落に於ける諸種の事業勸奨に努

め、亦自ら進んで各紛擾問題の渦中に投じ、東奔西走圓滿なる諒解を與へ、其功績大なるものがある。

岡崎熊吉氏は夙に部落の指導啓蒙に志し常に意を教育、衛生、風俗の改良、道路の改修等に用ひ、又兒童の就學に就ても細心の注意を以て督勵したるにより不就學者を絶ち、又納税の義務、勤儉貯蓄の美風を養成した。更に氏は備作平民會、岡山縣協和會の組織に對し大に盡力する所ありて其の幹部に推さるる等融和親善に意を注ぐこと實に四十餘年、身老齢に及ぶも猶孜々として倦まず、地方改發の爲諸事啓發に努めてゐる。

五、静岡縣行幸に際して融和事業功勞者に御陪食仰付らる

昭和五年六月、天皇陛下には静岡縣に行幸遊ばされ、社會事業功勞者に對し御陪食仰付られしが、其節融和事業功勞者として濱名郡吉野村北村電三郎氏に對して同様御陪食を仰付られた。同氏は吉野村の全景寫眞を天覽に供し奉つた。

六、中央融和事業協會に獎勵金御下賜

長き邊りにけ融和事業御獎勵の思召を以て昭和六年二月十一日紀元節の佳辰を以て中央融和事業協會に對し、左記の通り金五百圓御下賜の御沙汰があつた。

中央融和事業協會

今般其事業御獎勵ノ思召ヲ以テ金一封下賜候事

昭和六年二月十一日

宮内省

第三章 其他の事項

一、東久邇宮殿下連光寺へ成らせらる

昭和五年四月二十日午後一時東久邇宮殿下には特別の御思召を以て東京府下連光寺大松山の御聖蹟記念館に成らせられた。こゝは、明治天皇が御壯年の御頃四回に渡つて御兎狩をなされた所で、その御親獵區域内には約五十戸の所謂部落がある。

天皇が初めて此の地に行幸遊ばせられたのは明治十四年二月二十日であつた。その當時にも此の獵區内に維新前迄差別待遇を受けた部落があつた。最初の御親獵の節附近の案内官等は、そこに御野立所を設けることを憚かつて御遠慮申さんか如何すべきかを評議した。ところがなか／＼決しないので遂に、陛下の御聖斷を仰いだ。すると聖上には何等御躊躇あらせられず言下に

「朕は兎の居る處ならばいづこでも行く、又その村民も他の村民と同一に夫々奉仕せしめるがよし」

と宣はせられ、御自から鷹匠足袋に白木綿の紐の付きたる御草鞋を召させられ、黒土を踏んで同村民と共に御實踐御實行

なされた御聖蹟地である。

殿下は此の聖蹟を踏査し以上の説明を御聽取遊ばされ、更らに同部落を御一覽遊され、感激に燃へ御迎へする部落の人々に御會釋を賜りつゝ御通過遊された。

二、融和事業諸會議に於ける關係事項

第二回全國融和團體聯合大會

昭和六年二月五日、六日東京日本青年館で開催された同大會に於て、協議題

聖旨の普及徹底に關する件(廣島縣共鳴會提出)
が提案され、左の事項を決議した。

決議

聖旨の普及徹底に關する件は、あらゆる機關に於て其の徹底を期すること

1 大會終了後直ちに宮城前に至り、陛下に御禮を言上すると同時に聖壽の萬歳を祈ること

2 中央融和事業協會に御下賜になつた事業獎勵金を有効にして頂くこと

等右の決議に基いて同大會出席者五百名は、六日大會閉會後宮城前に至り皇居を遙拜し聖壽の萬歳を祈つた。(第二編 融和團體の全國的活動参照)

又中央融和事業協會では、右の御聖旨を記念するため融和事業に最も功勞ある者の特別選彰を行ふことになつた。

第一編 皇室と融和事業
 第一章 皇室の地位と融和事業の意義
 一、皇室の地位
 二、融和事業の意義
 第二章 皇室と融和事業の歴史
 一、皇室と融和事業の歴史
 二、皇室と融和事業の歴史
 第三章 皇室と融和事業の現況
 一、皇室と融和事業の現況
 二、皇室と融和事業の現況
 第四章 皇室と融和事業の将来
 一、皇室と融和事業の将来
 二、皇室と融和事業の将来

第二編 融和事業に関する行政

| | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 第一章 皇室と融和事業の歴史 | 第二章 皇室と融和事業の現況 | 第三章 皇室と融和事業の将来 |
| 一、皇室の地位 | 一、皇室と融和事業の現況 | 一、皇室と融和事業の将来 |
| 二、融和事業の意義 | 二、皇室と融和事業の現況 | 二、皇室と融和事業の将来 |
| 三、皇室と融和事業の歴史 | 三、皇室と融和事業の現況 | 三、皇室と融和事業の将来 |
| 四、皇室と融和事業の歴史 | 四、皇室と融和事業の現況 | 四、皇室と融和事業の将来 |
| 五、皇室と融和事業の現況 | 五、皇室と融和事業の現況 | 五、皇室と融和事業の将来 |
| 六、皇室と融和事業の現況 | 六、皇室と融和事業の現況 | 六、皇室と融和事業の将来 |
| 七、皇室と融和事業の現況 | 七、皇室と融和事業の現況 | 七、皇室と融和事業の将来 |
| 八、皇室と融和事業の現況 | 八、皇室と融和事業の現況 | 八、皇室と融和事業の将来 |
| 九、皇室と融和事業の現況 | 九、皇室と融和事業の現況 | 九、皇室と融和事業の将来 |
| 十、皇室と融和事業の現況 | 十、皇室と融和事業の現況 | 十、皇室と融和事業の将来 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 第二編 融和事業に関する行政 | |
| 第一章 概説 | 七 |
| 第二章 融和事業行政一般 | 八 |
| 第一節 訓令 | 八 |
| 第二節 規程及通牒 | 一〇 |
| 一、地方改善獎勵補助申請に関する件..... | 一〇 |
| 二、融和促進に関する施設要綱..... | 一〇 |
| 三、融和促進に関する生業資金融通に関する件..... | 一三 |
| 第三章 融和行政の施設 | 一三 |
| 一、地方改善獎勵補助..... | 一三 |
| 二、事務部長會議..... | 一六 |
| 第三章 政府の施設事業 | 一七 |
| 第一節 昭和六年度豫算及施設計画 | 一八 |
| 一、昭和六年度豫算..... | 一八 |
| 二、昭和六年度施設計画..... | 一九 |
| 第二節 昭和五年度施設事業 | 一九 |
| 一、地価整理..... | 一九 |
| 二、官舎建築..... | 二二 |
| 三、地方教育施設の整備..... | 二二 |
| 第四節 地方改善施設費補助 | 二二 |
| 五、地方事務職員..... | 二二 |
| 第四章 府縣の施設事業 | 二二 |
| 一、東京府..... | 二二 |
| 二、京都府..... | 二二 |
| 三、大阪府..... | 二六 |
| 四、神奈川県..... | 二六 |
| 五、兵庫県..... | 二六 |
| 六、長崎縣..... | 二六 |
| 七、埼玉縣..... | 二六 |
| 八、群馬縣..... | 二六 |
| 九、千葉縣..... | 二六 |
| 一〇、茨城縣..... | 二六 |
| 一一、栃木縣..... | 二六 |
| 一二、奈良縣..... | 二六 |
| 一三、三重縣..... | 二六 |
| 一四、愛知縣..... | 二六 |
| 一五、静岡縣..... | 二六 |
| 一六、山梨縣..... | 二六 |
| 一七、滋賀縣..... | 二六 |
| 一八、岐阜縣..... | 二六 |
| 一九、長野縣..... | 二六 |
| 二〇、福井縣..... | 二六 |
| 二一、富山縣..... | 二六 |
| 二二、石川縣..... | 二六 |
| 二三、鳥取縣..... | 二六 |
| 二四、岡山縣..... | 二六 |
| 二五、廣島縣..... | 二六 |
| 二六、山口縣..... | 二六 |
| 二七、和歌山縣..... | 二六 |
| 二八、徳島縣..... | 二六 |
| 二九、香川縣..... | 二六 |
| 三〇、愛媛縣..... | 二六 |
| 三一、高知縣..... | 二六 |
| 三二、福岡縣..... | 二六 |
| 三三、大分縣..... | 二六 |
| 三四、熊本縣..... | 二六 |
| 三五、鹿兒島縣..... | 二六 |
| 三六、鹿児島縣..... | 二六 |
| 第五章 第五十九議會に於ける融和問題 | 二六 |
| 融和事業に関する行政統計表..... | 二六 |
| 其一 政府の施設..... | 二六 |
| 其二 府縣の施設..... | 二六 |
| 第一表乃至第七表..... | 二六 |
| 第一表乃至第二表..... | 二六 |

第一章 概説

現代我國の社會問題中、最も重大なる問題として所謂融和問題がある。此は同じ國民にして親和輯睦すべき筈の同胞が歴史的傳統に基づく差別の感情の爲に、相互間に疎隔を生じてゐるといふ悲しむ可き事實あるに對して、その疎隔の撤廢を徹底的に要求する爲めに起れる問題である。

近時本問題を解決するためには、政府を始め、公共團體の施設により、又は融和團體の活動によつて、同胞疎隔の社會罪惡を絶滅し、以て同胞無差別の實を擧ぐること努力する様になつたことは一面に喜ぶべきことであるが、今尙同胞疎隔の事實の存することは眞に悲むべきことといはざるを得なからず。

政府がこの不合理なる同胞間の差別撤廢の要を認められたのは遠く明治維新の際に萌芽を發し、五箇條の御誓文の渙發となり、次いで明治四年八月二十八日の太政官布告第六十一號の發布となつて法制上の差別を撤廢したのである。

社會進化の趨勢は各人の感情を和らげ制度の上の平等と相俟つて従來長く疎隔したる國民相互をして必然的に親和輯睦せしめねばならぬ筈である。然るに因襲の力は意外に根強く頑固であつて、自然の推移に任せては到底融和の實を擧げる

ことの困難なるを認め、内務省も明治四十年頃より各種の調査と改善施設とに着手するに至り、一面に於ては地方廳に通牒して實狀の調査及改善に着手すべきことを促し、或は主務大臣より地方長官に訓示し、或は官吏を派遣して視察指導を爲さしめ、或は成績顯著なる改善團體及篤志者を選奨し獎勵金助成金を交付して益々其成績を擧げること奨め或は本事務に關係ある各地方の官吏、吏員及篤志者を主務省に集めて實況を聴き、意見を交換し、協議を遂げ、或は社會事業調査會に諮問して其答申を求め、或は關係省及各地方廳に通牒を發する等直接間接に事業促進の歩を進め、一方地方廳に於ては郡市役所、町村役場、各警察官署等を督勵して或は改善機關を設置せしめ、或は講話會を開きて郡市役所、警察署、町村役場、小學校、巡查駐在所等より交々臨席して改善指導に盡し、貯金の獎勵、就學出席の督勵、風紀の改善、職業の獎勵、衛生の普及等に力を用ひ、一面に於ては一般民衆との接觸融和の方法を講じ、尙地方によりては特にこの事業專任の職員を置きて巡回講話、事業相談、移住獎勵其他の方法によりて事業の達成を圖りつゝあつたのである。

時代は益々進展して此の事業が現代社會問題中最も解決の急を要する大問題であることを一般に認められる様になり、部落改善費の豫算五萬圓が初めて第四十三議會を通過し、大正九年内務省に社會局が新設せられると共に此事業に一層力

第二章 融和事業に関する行政

を用ゆることとなり、改善費補助として十七府縣に對して四萬三千圓を配布した。

翌十年度に於ては此事業に最も關係深き二府十縣に國費による事務職員を置きて事に當らしめることとなつた。

十年度に於ては豫算二十一萬圓の内國庫より關係地方に配布したる事業補助額は十四萬五千七百六十圓であつた。これに地方費（補助）並に事業經營主體の支出等を併算するとき、は總額六十五萬二千七百圓に上つた。

大正十一年度に於ける政府の豫算は前年度同様二十一萬圓にして此中支出額は十九萬五千八百八十七圓であつて、これに府縣費及事業經營主體の支出額を併算するときは其額八十九萬六千三百圓であつた。

十二年度に於ては更に積極的施設を爲し事業名をも地方改善事業と改稱した。此從來部落改善事業と稱せし事業名を地方改善と改稱せし所以のものは、唯單なる名義の改稱にあらずして、事業の方針、事業の實質の上に一大進展をなした爲めである。

これまで主として所謂部落の改善をなすことによつて目的の達成を期したのであるが、世態の推移と社會の現狀とに鑑み所謂部落の改善以外更に所謂部落民に對する一般民の差別的偏見を交除する方法を講ずることの必要且つ適切なるを認め、其方面の施設をも併せ講ずるに至りたるを以て、從

一、地方改善に関する内務大臣の訓令

内務省訓令第二十二號

北海道廳府縣

國家の健全なる發達は國民をして各其志を遂げしめ國內諸方面に亘りて相互に克く協調融和の實を擧ぐるにあり予の内務の局に當る常に此の心を以て事に従ひ其の實行を期せんことを念とせり願るに明治維新の初め先帝長くも五箇條の御誓文を發せられて舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する從來の稱呼を廢し身分職業共に何等差別を設けざる旨公布せられたり爾來茲に五十有餘年此の間中央地方相共に力を合せて地方改善の事業に勉め其の成績漸次見るべきものあるを致せりと雖然も今尙國民の間には因襲的偏見を脱却する能はず依然として融和を缺く憾なしとせず今や世界の各國は人類相愛の大義に依りて社會の平和幸福の増進に銳意其の力を致しつゝあるの秋徒らに差別的偏見に捉はるゝが如きことあらむか是實に社會の圓滿なる發達を期するの途にあらず各位は地方改善の基調先づ差別的偏見を絶つるにあるを念ひ克く此の趣旨の普及徹底に勉むると共に最も剴切有效なる計畫を立て國民相愛の實績を擧ぐるに於て遺算なきを期せらるべし

大正十二年八月二十八日

第二章 融和事業行政一般

九

來の部落改善の名はこれまでの施設には適當であつたのであらうが、大正十二年度以降の施設に對しては妥當を缺くを以て茲に地方改善事業と改稱した所以である。即ち地方改善とは地方に於ける傳統的偏見、不合理なる因襲に起因する同胞間の親和を妨ぐる惡風弊習を改善する一切の事業といふ意味であつて、決して部落改善の代用熟字ではなかつたのである。

更に大正十四年頃から此の事業に對して一般的の意味から融和事業の名稱を用ひるやうになつた。

大正十二年度に於ては事業名の改稱に伴ふ積極的施設を爲すため國費四十九萬一千圓を計上して前年度の事業を繼續するの外更に同胞相愛觀念の普及宣傳、融和機關の設置獎勵、育英事業、地區整理事業等をも併せ行ふこととなつた。

十三年度の國費豫算は五十二萬二千五百圓、十四年度は五十五萬四千圓、十五年度は五十八萬五千五百圓、昭和二年及び昭和三年度は六十一萬七千圓、昭和四年度は六十四萬八千六百圓に増加したが昭和五年度に於ては五十八萬八千七百八圓であつた。

第二章 融和事業行政一般

第一節 訓令

内務大臣 水野鍊太郎

三、融和促進に関する内務大臣の訓令

内務省訓令第六號

廳、府縣

融和事業の基調は差別的偏見を絶つに在り其の要旨は曩に訓令を發して之を明にし各位一層の奮勵を期待する所ありたり爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尙其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず。今や昭和の盛世を迎へ近く即位の禮及大嘗祭を行はせられむとす是れ正に舉國一致更始一新を策すべきの秋なり乃ち維新の洪謨に遵ひ拮据盡瘁各自其の最善の力を致し以て建國の大義を恢弘する所なかるべからず地方當局者亦能く此の機運に察し國民融和の實現に一段の努力を加へ益國體の精華を發揚せむことを期すべし之が大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり。

- 一、建國の大義を闡明し一視同仁の教旨を宣揚すること
- 一、國民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること
- 一、融和の障礙たるべき事象は速に之を除去すること
- 一、差別の言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること

一、社会生活に於て機會均等の實を擧ぐることを念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言を俟たず之を排除して弊實を絶つは我國民共同の責務にして又國運進展の要諦たり各位克く此の意を體し更に有効適切なる施設を講じ共存共榮の成果を收むるに於て萬遺憾なからむことを望む。

昭和三年四月二十九日

内務大臣 鈴木喜三郎

第二節 規程及通牒

一、地方改善獎勵費補助申請に関する件

(大正十二年六月四日社發二部第一四九號)

地方改善に関する施設事項に就ては大正十年六月六日發社會第六三號を以て社會事業調査會に於て審議決定したる要綱に基き地方の實情に應じ施設計畫せらるゝ據通縣致置候事有之爾來右に則り夫々計畫實行相成候事と存候處此際時勢の進移に伴ひ新業をして愈々現下の情態に適切ならしむるの要可有之と存候此邊特に御留意の上一層の實績を擧げられ候様可然御配慮相成度
追て補助すべき事業の選定に當りては從來の經驗に鑑み時勢の進移に察し左記事項に就き相當御配慮相成候様致度爲念申添候

記

- 一、差別觀念の除去方法に一層重きを置くこと
- 二、公會堂等を建設するに當りては單に一地方の者の事有と爲し他地方の者との共同利用を好まざるが如きあらば其之あるが爲め却て一般相互の融和を妨ぐるの虞あるに付此邊十分なる考慮を以て計畫すること
- 三、改善の効果著しと認むる施設にして多額の經費を要し繼續的計畫に依らんとするものに對しては當局に於ても豫算の範圍内に於て數年に涉り補助する方法を取るべきに付右御含みの上事業遂行に遺憾なからしむること
- 四、市町村費を以て當然支辨すべき他の一般事業を地方改善費の補助に俟つが如きことなからしむること
- 五、事業施設に就ては戸口の多寡に拘らず其の急を要するものに重きを置くこと
- 六、補助を與ふる地方改善の事業は個人又は關係部落の經營たらしめず可成市町村の經營たらしむること

二、融和促進に関する施設要綱

融和促進に関する件依命通牒

昭和三年三月十七日

社會局長官

各地方長官宛

融和問題に關しては政府は夙に之に留意し各般の施設を講じ國民融和の實を擧げむことに鋭意努力中に有之候處最近時代の趨勢

は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあり依て一層適切なる施設を講じて國民融和の目的達成上遺憾なきを期するの要あるを認め昭和二年六月が方策に關し内務大臣より社會事業調査會に對し諮問相成候處同年十二月別紙の通り融和促進に關する施設要綱の答申有之候條貴官に於ても爾今該要綱に基き夫々地方の實情に應じて施設宜しきを制し以て本事業の目的達成上遺憾なき様特に御配慮相成度

融和促進に関する施設要綱

諮問第五號

社會事業調査會

現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し其の會の意見を求む

昭和二年六月十八日

内務大臣 鈴木喜三郎

説明

所謂部落問題の解決に關しては政府は夙に其の必要を認め各般の施設を講じて國民融和の實を擧げんことを期し鋭意努力中にありと雖も最近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあるを以て今後一層適切なる施設を講じ國民融和の目的達成上遺憾なきを期するの要ありと認む、仍て現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し各位の意見を求む。

融和促進に関する施設要綱

(昭和二年十二月十六日答申)

融和問題の解決に資すべき方途固より多岐なるべしと雖要は四

第二章 融和事業行政一般

- 育教化等に際し融和觀念の徹底に努めしむること
- ハ、融和に關する美談、美談を蒐集調査し選其の他の方法に依り融和促進に資すること
- ニ、宗教團體、教化團體、戸主會、婦人會、男女青年團體、社會事業團體其の他各種の團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること
- ホ、會社、工場等多數の従業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖らしむること
- 五、融和の障礙となるべき事業の除去に努むること
- イ、官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員を採用、待遇等に關し取扱ひを異にせざるの趣旨を徹底せしむること
- ロ、祭禮、婚儀、葬禮、社交又は借家、借地、小作、金融團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を妨ぐるが如き弊風の打破に努むること
- ハ、差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること
- 六、各種各程度の教育の普及向上を圖ること
- イ、中等教育、専門教育に關する奨励の施設を講ずること
- ロ、小學校教育、補習教育、社會教育、徒弟教育等に關する普及奨励の施設を講ずること
- 七、經濟並に文化の向上、環境の整理に關する施設を完備して融和の促進に資すること
- イ、生業資金の貸付、職業の轉換、移住の奨励、共同作業場、授産場の設置、副業の奨励、産業組合、漁業組合の奨励等の施設を講ずること

- ロ、隣保館、集會所、圖書館等の設置並に趣味の向上に關する施設を講ずること
 - ハ、地區の整理、住宅の改良、道路の改修、給水排水の設備、浴場、診療所の設置を講ずること
 - 八、融和事業従業員の養成に關する施設を講ずること
- 以上諸施設に對し政府は其の指導奨励に萬遺算なきを期すると共に左の各項に依り相當の經費を支出し其の實施並に助成に努むるの要ありと認む
- 一、主務省に於て職員を増置其の他融和事業の調査奨励の爲め相當經費を支出すること
 - 二、地方廳に於て融和事業の爲め特設する職員に關する經費を補助すること
 - 三、融和團體奨励に關する經費を増額すること
 - 四、生業資金貸付に關する經費を支出すること
 - 五、育英奨励に關する經費を増額すること
 - 六、主要なる地區整理に關する經費を増額すること
 - 七、地方廳の融和事業費に對する補助を増額すること

同 附 帶 決 議

【第一】 以上各項に付ては政府、公共團體、融和團體等相協力提携して夫々必要と認むる施設を講じ之が實效を擧ぐるに努むべきは勿論なるも、現下の實情に鑑み大體左に依り之を實施し以て速に融和促進の實績を收むるに努め、社會福祉の増進を圖るに於て萬遺算なきを期せられむことを認む

- (一)、主として政府、公共團體に於て施設すべき事項
- イ、融和問題に關する調査研究に努むること
- ロ、融和事業に關する機關の充實擴張を圖ること
- ハ、融和事業に關し官公界に於て連絡上遺漏なきを期するため適當なる方法を講ずること
- ニ、教育と學生と徒に對し融和觀念の普及涵養に努むると共に教科書の編纂檢定に際し一層共存共榮の徳目を加へ之が徹底を期すること
- ホ、官公吏、軍人等に對し融和觀念の普及徹底を圖ること
- ヘ、職員を採用待遇に關し差別を設けざると共に一般に對し其の趣旨を徹底せしむること
- ト、軍隊、學校、會社、工場其の他適當なる機關を通じ差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること
- チ、教育、經濟並に文化の向上に關する施設を完備すると共に融和團體其の他の新種施設を一層奨励助成すること
- リ、地區整理其の他の環境改善に關する施設を完備すると共に一層之が奨励助成に努むること
- ヌ、宗教團體、教化團體其の他社會事業團體をして融和觀念の普及徹底に努めしむること
- ル、融和團體の運動を促進する爲め適當なる奨励助成の方法を講ずること
- (二)、主として融和團體に於て施設すべき事項
- イ、一般民衆に對する融和觀念の普及徹底に努むると共に特に婦人の自覺を促進せしむる施設を講ずること

第二章 融和事業行政一般

三、融和事業促進に關する生業資金融通に通する件

發社第一九號

昭和四年三月二十八日

社會局社會部長

地方長官殿

融和促進に關する生業資金融通の件

要改善地區居住者にして融和促進の爲め標記資金の貸付を必要とする場合は當該市町村に對し社會事業資金中より所要資金融通可相成見込に付本年二月二十二日付社發第六號社會部長通牒並寄年十一月七日付議預第一八六號預金部長社會部長通牒預金

第二編 融和事業に關する行政

部資金貸付規程(昭和三年十一月九日官報登載)に依り融通方
申込相成候様致度

(追而本年度資金に限り五月末日迄に御申込相成度申添候
發社第一九號ノ二
昭和四年三月二十八日

社會局社會部長

地方長官殿

融和促進に關する生業資金融通の件

標記の件に關し三月二十八日發社第一九號を以て別途及通牒置
候右は火體左記に依り御取扱相成候様致度

追而別紙生業資金貸付規程例(附生業資金貸借契約書、同申
込書様式参考の爲め添付致置候)

記

- 一、貸付金の限度は一人に付最高二百圓一世帯に付最高三百圓
を超えざること尙最低額に付ては地方の實情に依り一定し難
きも要は貸付の効果を擧げ得ざるが如き少額資金は之を融通
せざる様留意せられ度きこと
- 二、貸付の利率は年四分八厘を超えざること
- 三、貸付期限は据置期間を合して可成最長期十ヶ年を超えざること
- 四、貸付決定に關し市町村に審査委員會等を設くる場合は要改
善地區内外及市町村名譽職たる者等各方面より夫々適當なる
委員を選出すること
- 五、貸付金の償還を容易ならしむる爲め可成月掛貯金等の施設

を併せ行ふこと

何々市、町、村、生業資金貸付規程例

第一條 本市、町、村住民中要改善地區ニ居住スル者ニシテ融
和促進ノ爲メ生業資金ノ供給ヲ必要トスル者ニ對シテハ毎年
度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依リ資金ヲ貸付ス

第二條 生業資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ貸付スルモノ
トス

- 一、身心共ニ健全ニシテ業務ニ服スル意志及能力ヲ有スルニ
モ拘ラズ現ニ生活ノ不安ヲ感シ自己ノ爲メニ本資金ヲ使用
シテ新ニ業務ヲ開始シ若ハ其ノ改善ヲナサムトスル者
- 二、本市、町、村内ニ二年以上居住シ年齢二十五歳ヲ超ユル
者ニシテ將來永住ノ見込確實ナル者
- 三、確實ナル擔保ヲ提供シ又ハ本市、町、村内ニ二名以上確
實ナル保證人アル者
- 第三條 本資金ヲ借入レムトスル者ハ第二號様式ニ依ル資金借
入申込書ヲ提出スヘシ
- 第四條 生業資金ノ貸付及返済ノ方法ハ左ノ各號ニ依ル
一、生業資金ノ貸付ハ市、町、村長審査委 借受人ヲ決定シ第
一號様式ニ依ル信用證書ヲ徴シ現金ヲ交付ス
- 二、貸付金額ハ一人ニ付最高二拾五圓一世帯ニ付最高三百圓
ヲ超ユルコトヲ得ス
- 三、貸付金ノ利率ハ年四分八厘トス
- 四、貸付金ノ据置期間ヲ一年トシ最長期十ヶ年間ニ於テ金半
元利
ケ年賦均等償還ノ貸借ニ依リ之ヲ返還スルモノトス

第五條 本資金ヲ借入レタル後ニ於テ使途若ハ返済ノ方法ヲ變
更セムトスルモノハ豫メ市、町、村長ニ申請シテ其ノ承諾ヲ
受タルコトヲ要ス

(前項ノ申請アリタルトキハ市、町、村長ハ審査委員會ニ諮
問シ其ノ許可ヲ決定ス)

第六條 本規程又ハ貸借契約ノ條項ニ違背シ若ハ不都合ナル行
爲アリト認ムルトキハ市、町、村長ハ何時ニテモ貸付金ノ全
部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和年月日ヨリ施行ス

第一號様式

生業資金貸借契約書例

印紙
貼用

一、金 四也 但利息年四分八厘ノコト

右金額生業資金トシテ借用仕候事確實ナリ就テハ貸付規則ヲ
遵守スルハ勿論左記各項ヲ遵守可仕「保證人ト連帶シ」
提供本債務ノ履行ヲ確保致候

第一條 借入金ハ必ス生業資金トシテ運用シ目的以外ニ使用セ
サルコト

第二條 資金運用ニ關シテハ何時ニテモ御調査ニ應スルコト

第三條 本債務ノ返済期ハ 年 月 日限トシ 拂トス
但利息ハ 毎月 日限リ其ノ月分ヲ 各前六ヶ月ニ屬スル分ヲ持
參納付ノコト

第二章 融和事業行政一般

第四條 左ノ場合ニ於テハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ債務全部ヲ一
時ニ完済スルコト

一、利息ヲ期日迄ニ納付セザルトキ

二、他ノ債務ニ因リ假差押假處分若ハ強制執行ヲ受ケタルト
キ

三、資金ノ目的以外ニ使用シタルトキ

四、其ノ他市町村長ニ於テ不適當ト認メタルトキ
前記各條ヲ約諾シ其ノ確認トシテ本證書差入候也

昭和 年 月 日

住所

借主

住所

保證人

住所

保證人

市町村長殿

第二號様式

生業資金借入申込書例

私儀今同貴市町村貸出ニ係ル生業資金借用仕り度候ニ付御
承認相成度生業資金貸付規程第 條ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日
市町村長殿

| | | |
|-----------|----------------------|----|
| 本籍 | 職業 | 氏名 |
| 現住所 | 年 月 日 生(歳) | |
| 借入金 | 年 月 日 生(歳) | |
| 用途 | 家族 | |
| 借保物件ノ表示 | 名 以下十五歳 以下十歳 以下六歳 以上 | |
| 保 證 人 | 名 以下十五歳 以下十歳 以下六歳 以上 | |
| 本籍現住所氏名年齢 | 借主トノ關係 | |
| 辨濟期及其方法 | | |

注意 一、借保物件ノ表示欄ニハ借保ノ方法、借保物件ノ種類、員數、所在見積、時價等ヲ記載スヘシ

一、借入申込者ハ各事項ヲ記載シ年月日下ニ記名捺印スヘシ

物件目録

府縣 區市町村 番地所在

一、木造 葺 家建 壹棟

此建坪 坪 合 勺

一、土地(宅地、田、畑、山林)坪

見積價格 圓也

右ノ通ニ候也

の指導助成に努め以て生活の安定向上を圖り融和促進の實績を収むる上に遺憾なきを期せられたし。

此の指示の説明は藤野福利課長より詳細に爲されたが之に對し、谷熊本縣學務部長より人材の登用職業輔導に就て實驗談及希望意見の開陳あり、又濱田靜岡縣學務部長より「去月聖上陛下靜岡縣下行幸の御元吉野村長北村電三郎氏が自治功勞者として御陪食仰せ付けられたる事に就て融和促進上感激の至りに不堪皆様と共に喜びを分かちたい」との報告等があった。

學務部長會議(其二)

昭和六年一月十七日午前十時から道府縣學務部長會議が内務省會議室に於て開かれ、先づ安達内相からの訓示があり、續いて融和事業に關し左記指示事項につき協議した。

内相訓示

融和問題に關しては各般の施設漸次其の成績を示しつつありと雖、最近社會事情の推移に伴ひ之が解決は彌々緊切の度を加へたり各位は深く地方の實情と民心の趨向とを省察し籌畫施設宜しきを制し融和の障害たるべき事業の排除に努むべきは勿論進んで融和觀念の徹底を圖り國民親和の實績を収むる様一層の努力を致されむことを望む。

指示事項

一、地方改善施設中補助事業ニ關スル件

第三章 政府の施設事業

昭和年月日

住所

氏名

第三節 融和行政諸會議

一、地方長官會議

五月二十一日地方長官會議が内務省會議室で開かれ安達内相から左の指示があつた。

一、融和事業に關する件

最近社會事情の變遷に伴ひ融和問題の解決は益々緊切の度を加へつつあり各位は能く時勢の推移と地方の實情とに鑑みて差別的偏見を排除し國民の融和親善を圖るに於て遺憾なきを期せられたし

二、學務部長會議(其一)

六月二十六日内務省に開かれたる學務部長會議に於て、融和問題に關して左の指示があつた。

一、融和促進に關する件

融和促進に關する各般の施設は各位の努力に依り漸次其の實績見ゆるべきものあるを致せりと雖も近時經濟界の不況に鑑み所謂經濟施設の普及を圖るは最も緊要と認めらるるを以て各位は深く意を致し用ひ各種共同施設の普及、副業の奨励、職業の輔導、生業資金の融通等地方に於ける産業經濟の實情に應じ適切有效なる施設

從來國庫補助に依る地方改善施設の内容を見るに往々直接融和促進に資するものと認め難きもの、事業の性質輕微にして特に補助を必要とするや否やの疑ひあるもの等なきにあらざり且つ現下の經濟事情に鑑み所謂經濟施設の充實を圖ること特に緊要なりと認めらるゝに拘らず之が計劃を見ること比較的少きが如き畢竟當初計劃の際に於ける事業の選擇指導充分ならざりしに由るものと思料せらる各位は深く意を致し用ひ地方の實情と計劃の適否とを省査區別して指導助成宜しきを制し以て融和促進の實績を擧ぐるに於て遺憾なきを期せられたし

第三章 政府の施設事業

融和事業は國民の不合理なる差別觀念を除去すると共に、部落の實情に應じ其の改善向上を期する上に於て必要なる施設を講ずるものである。之が方法としては地區の整理に依り環境の改善を圖り、或は育英奨励に依りて有爲の人物を養成し、或は講演講習文書宣傳等に依り融和の促進を圖り、各府縣を單位とする融和促進機關の組織を奨励して地方の實情に適切なる各種の施設を講じ、又は授産所、診療所、共同浴場公會堂の設置、道路下水の新設改修、住宅改良、副業奨励其他經濟的施設等を奨励助成し以て精神物質兩方面より逐次融和の促進を圖るの要あり。政府は大正九年度以降以上各種の施設を講じ年と共に漸次其の成績の見るべきものがある。

第一節 昭和六年度豫算及 施設計劃

一、昭和六年度豫算

地方改善費總額 五二七、二〇四圓

(内 譯)

- 1、地區整理費 八〇、六四〇圓
- 2、育英獎勵費 一八〇、六五〇圓
- 3、地方改善融和機關獎勵費 一一四、七五〇圓
- 4、地方改善施設費補助 一五一、一六四圓

二、昭和六年度施設計劃

1 地區整理

部落は從來概ね限定せる地區内に年々増加せる人々を包容し、道路狹隘、上下水の設置なきものが少なくない。斯る地區内の居住者に對し民心の一新を期するに地區の整理改善を行ふを急務とする。而して部落戸數の比較的多き地區の整理に付ては相當多額の經費を要するものあるを以て之等の集團部落に對しては特に經費を交付して之が改善の十全を期せんとするものである。

施設内容——既定計畫に基き大正十二年度より十ヶ年計畫

3 地方改善融和機關獎勵

融和觀念の徹底普及は先づ一般民衆の内覺を促すを以て其の根本要件とする。從て之が實績を收むるには官公の施設のみを以てしては到底其の目的を達し得るものではない。寧ろ民間に於ける融和團體の活動に俟つもの多しと謂はねばならない。故に從來存在せる之等機關の獎勵助成を圖り其の活動を促すと共に更に團體の設置を獎勵して融和促進に盡せしめることが本問題の解決に最も有効である。

施設内容——中央及地方融和機關に對する獎勵費一一四、

七五〇圓

4 地方改善施設費補助

融和事業專任職員、診療所、共同浴場、住宅改善、公會堂隣保館、給水設備、託兒所等の設置、副業獎勵其の他の經濟施設、道路下水の新設改修、其他融和促進に關する各種の施設に對する各府縣の支出額と同額迄の補助を爲し、前記各項の施設と相俟て改善の實を擧ぐるを目的とする。

施設内容——府縣の施設其の他に對する補助一五一、一六四圓

第二節 昭和五年度施設事業

昭和五年度の地方改善事業豫算(實行豫算)は五十八萬八

地區整理十ヶ年計畫一覽表

| 府縣名 | 施行市町村 | 主なる事業 | 事業繼續期間 | 成 |
|-------|-------------|-----------|--------------------|----------------------|
| 京 都 | 京 都 市 | 道路擴張、排水工事 | 自大正十二年度 至昭和七年度 | 市價二十萬圓ニ依リテ昭和三年度ヲ以テ完成 |
| 大 阪 | 大 阪 市 | 宅地擴張、家屋新築 | 自大正十二年度 至昭和七年度 | 豫定計畫通り進捗シ目下本年度分實施中 |
| 神 奈 川 | 中 郡 桑 野 町 | 宅地擴張、建物移轉 | 自大正十二年度 至昭和七年度 | 昭和二年度ヲ以テ完成 |
| 兵 庫 | 飾 磨 郡 花 田 村 | 道路新設、宅地擴張 | 自大正十二年度 至昭和七年度 | 豫定計畫通り進捗シ目下本年度分實施中 |
| 埼 玉 | 大 里 郡 桑 村 | 家屋移轉、道路改修 | 自大正十二年度 至同 十三年度 | 大正十四年度ヲ以テ完成 |

第三章 政府の施設事業

第二編 融和事業に関する行政

| 府縣名 | 融和事業 | 起債年度 | 起債額 | 起債用途 |
|-----|-------------------------|---------|-----|---------------------------|
| 群馬 | 桐生市 道路延長、家屋移轉 | 自大正十二年度 | 五ヶ年 | 起債一萬四千圓ニ依リテ昭和二年度ヲ以テ完成 |
| 奈良 | 宇智郡野原村 宅地擴張、家屋移轉 | 自大正十三年度 | 二ヶ年 | 大正十四年度ヲ以テ完成 |
| 三重 | 飯南郡松阪町 水路幹線工事、道路下水工事 | 自大正十二年度 | 十ヶ年 | 豫定計畫通り進捗シ目下本年度分實施中 |
| 靜岡 | 小笠郡掛川町 道路新設、家屋移轉 | 自大正十二年度 | 五ヶ年 | 起債一萬圓ニ依リテ昭和二年度ヲ以テ完成 |
| 滋賀 | 滋賀郡阪本村 道路改修、簡易水道改修、下水改良 | 自大正十二年度 | 八ヶ年 | 豫定計畫通り進捗シ目下本年度分實施中 |
| 鳥取 | 鳥取市 道路延長、下水道延長 | 自大正十二年度 | 八ヶ年 | 昭和二年度ヲ以テ完成 |
| 岡山 | 苫田郡高野村 道路延長、下水道延長 | 自大正十二年度 | 八ヶ年 | 豫定計畫通り進捗シ目下本年度分實施中 |
| 廣島 | 佐伯郡大楠町 道路改修、上下水道改修 | 自大正十二年度 | 八ヶ年 | 起債三萬五千圓ニ依リテ昭和二年度ヲ以テ完成 |
| 和歌山 | 海草郡岡町村 道路新設、家屋移轉 | 自大正十二年度 | 十ヶ年 | 起債六萬一千圓ニ依リテ目下本年度分實施中 |
| 徳島 | 名東郡新居村 道路新設及改修、家屋移轉 | 自大正十二年度 | 六ヶ年 | 起債六千圓ニ依リテ昭和三年度ヲ以テ完成 |
| 香川 | 小豆郡草壁町 道路新設、下水道新設 | 自大正十二年度 | 六ヶ年 | 昭和三年度ヲ以テ完成 |
| 愛媛 | 今治市 道路擴張、新設溝渠改修 | 自大正十二年度 | 六ヶ年 | 起債一萬七千圓ヲ以テ昭和三年度ヲ以テ完成 |
| 高知 | 安藝郡奈半里町 防波堤新設、道路改修、墓地移轉 | 自大正十二年度 | 六ヶ年 | 昭和四年度ヲ以テ完成 |
| 福岡 | 福岡市 道路改修、排水工事 | 自大正十二年度 | 十ヶ年 | 起債十六萬八千圓ニ依リテ本年度ヲ以テ完成ノ豫定ナリ |
| 熊本 | 下益城郡隈庄町 道路延長、敷地買収 | 自大正十三年度 | 三ヶ年 | 大正十四年度ヲ以テ完成 |
| 計 | 二十府縣二十ヶ所 | | | |

二、育英奨励

政府は大正十二年度以降學業成績優良にして修學の資力乏

しきものに対しては國庫より學費を給與して中等學校以上に修學せしむるの方途を講じてゐる。昭和五年度の施行狀況は左の如くである。

| 府縣名 | 昭和五年四月一日 | | 昭和五年三月末現在 | | 配付豫算額 |
|-----|----------|-------|-----------|-------|--------|
| | 既奨励者 | 新規奨励者 | 卒業並退學者 | 現在奨励者 | |
| 東京 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1,800 |
| 京都 | 2 | 1 | 1 | 2 | 7,000 |
| 大阪 | 9 | 1 | 6 | 4 | 1,800 |
| 神奈川 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 兵庫 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1,000 |
| 長崎 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 新潟 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 埼玉 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1,000 |
| 群馬 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 千葉 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 茨城 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 栃木 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 奈良 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 三重 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 愛知 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 靜岡 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1,000 |
| 計 | 29 | 11 | 22 | 23 | 17,100 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 備 | 鹿 | 熊 | 佐 | 大 | 福 | 高 | 愛 | 香 | 徳 | 和 | 山 | 廣 | 岡 | 鳥 | 鳥 | 富 | 石 | 福 | 長 | 岐 | 山 | | |
| 計 | 兒 | 本 | 賀 | 分 | 岡 | 岡 | 知 | 緩 | 川 | 鳥 | 山 | 口 | 鳥 | 山 | 根 | 取 | 山 | 川 | 井 | 野 | 阜 | 賀 | 梨 |
| 考 | 鳥 | 本 | 賀 | 分 | 岡 | 岡 | 知 | 緩 | 川 | 鳥 | 山 | 口 | 鳥 | 山 | 根 | 取 | 山 | 川 | 井 | 野 | 阜 | 賀 | 梨 |
| 一三三 | 一 | 一 | 一 | 二 | 四 | 七 | 一 | 二 | 八 | 一 | 八 | 一 | 八 | 一 | 二 | 四 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 七 | 二 |
| 留置七九四 | 一 | 一 | 一 | 二 | 四 | 七 | 一 | 二 | 八 | 一 | 八 | 一 | 八 | 一 | 二 | 四 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 七 | 二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三、地方改善融和機関奨助
 政府は大正十二年度より國費を以て民間融和團體の奨助 三萬五千圓でその奨助團體名は次の三十六團體である。

| | | | | | |
|-----|--------------|----|--------------|-----|---------------|
| 東京 | 中央融和事業協會 | 愛知 | 愛知縣社會事業協會融和部 | 愛媛 | 愛媛縣善鄰會 |
| 同 | 社團 聖訓奉旨會 | 静岡 | 静岡縣社會事業協會融和部 | 香川 | 讚岐昭善會 |
| 同 | 法入 親和會 | 山梨 | 山梨縣共愛會 | 和歌山 | 和歌山縣同和會 |
| 京都 | 京都府親和會 | 滋賀 | 滋賀縣昭善會 | 徳島 | 徳島縣融和團體聯合會 |
| 同 | 本派本願寺(西)一如會 | 岐阜 | 岐阜縣社會事業協會融和部 | 福岡 | 福岡縣親善會 |
| 同 | 大谷派本願寺(東)眞身會 | 長野 | 信濃同仁會 | 佐賀 | 佐賀縣社會事業協會融和部 |
| 大阪 | 大阪府公道會 | 富山 | 富山縣融和會 | 大分 | 大分縣親和會 |
| 兵庫 | 兵庫縣清和會 | 鳥取 | 鳥取縣一心會 | 熊本 | 熊本縣昭善會 |
| 神奈川 | 神奈川縣青和會 | 島根 | 島根縣融和會 | 鹿兒島 | 鹿兒島縣社會事業協會融和部 |
| 埼玉 | 埼玉縣社會事業協會融和部 | 岡山 | 岡山縣協和會 | 高知 | 高知縣公道會 |
| 群馬 | 群馬縣融和會 | 山根 | 山根縣協和會 | 計 | 三十六團體 |
| 千葉 | 千葉縣社會事業協會融和部 | 廣島 | 廣島縣共鳴會 | | |
| 栃木 | 栃木縣野和會 | 山口 | 山口縣一心會 | | |
| 三重 | 三重縣社會事業協會融和部 | 奈良 | 奈良縣同志會 | | |

四、地方改善施設費補助

政府は大正九年度以降、府縣の地方改善費に對し之に同額迄の國庫補助金を交付し、精神物質兩方面に亘りて中央地方相應し融和の實を擧ぐるの方針を實施してゐる。昭和五年の各府縣に對する國庫補助額は左の如くである。

| 府縣名 | 支出額 | 府縣名 | 支出額 |
|-----|-------|-----|--------|
| 京都 | 一、九七八 | 大阪 | 一七、一七六 |
| 神奈川 | 二、五九八 | 兵庫 | 三〇、三九五 |
| 長崎 | — | 埼玉 | 四、五五一 |
| 群馬 | 二、〇五三 | 千葉 | 四、一九 |
| 茨城 | 一、〇〇四 | 栃木 | 四、一九 |

第二編 融和事業に関する行政

| | | | |
|-----|----------|-----|--------|
| 奈良 | 一二、一〇五 | 三重 | 一一、二五二 |
| 愛知 | 四、一九〇 | 静岡 | 五、九八〇 |
| 山梨 | — | 滋賀 | 九、一九九 |
| 岐阜 | 五、三四七 | 長野 | 一、三四〇 |
| 福井 | 七五四 | 石川 | — |
| 富山 | 七九二 | 鳥取 | 一、四七〇 |
| 島根 | 八三八 | 岡山 | 五、六五二 |
| 広島 | 一一、三一五 | 山口 | 一、二四〇 |
| 和歌山 | 七、一三五 | 徳島 | 六七〇 |
| 香川 | 三、二二六 | 愛媛 | 三、六一二 |
| 高知 | 三、三六一 | 福岡 | 四、六三九 |
| 大分 | 三、八五 | 佐賀 | 四一九 |
| 熊本 | 二一〇 | 鹿児島 | 三、二三〇 |
| 計 | 一六八、九四八圓 | | |

五、地方専務職員

政府は、大正十年以降、融和事業の指導獎勵の實を擧ぐる爲め、京都府外十一府縣に専務職員を設置し、之が經費は地方改善費以外社會事業調査獎勵諸費中から支出して居る。而して昭和四年度に於ては之が待遇改善をなすべく其の資格ある者に對しては地方待遇職員に依る社會事業主事又は主事補の待遇を爲すこととなつた。

尙、昭和五年十月現在の地方専務職員は左の通りである。

| 府縣名 | 職名 | 氏名 |
|-----|---------|-----------|
| 京都 | 社會事業主事 | 森 梁 香 |
| 大阪 | 同 | 前田 宇次郎 |
| 兵庫 | 社會事業主事補 | 大 谷 湜 |
| 奈良 | 同 | 高 田 寅 造 |
| 三重 | 社會事業主事 | 山下 嘉三 太 |
| 滋賀 | 社會事業主事補 | 川 崎 與 成 |
| 岡山 | 同 | 守 屋 茂 |
| 廣島 | 同 | 木 村 敬 英 |
| 和歌山 | 同 | 石 清 水 一 雄 |
| 愛媛 | 社會事業主事 | 菅 誠 壽 |
| 高知 | 社會事業主事補 | 中 村 惠 |
| 福岡 | 社會事業主事 | 眞 鍋 博 愛 |

第四章 府縣の施設事業

〔記述例〕

府縣の施設事業は左記項目に依り掲載した。尙各府縣に於て實施せざる事項に付ては別に該項目に關する見出しを擧げず之を缺如した。

- 一、規程訓達
- 二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算

- (内課) 一、直管事業費
 - 二、改善施設補助費
 - 内 1、經濟的保護事業補助費
 - 2、文化的施設補助費
 - 三、融和團體補助費
 - 四、其他
- 事業計劃
- 一、直管事業
 - 二、補助事業
 - 三、昭和五年度施行事業
 - 1 直管事業
 - 一、調査・視察、研究等
 - 二、諸會議
 - 三、講習會
 - 四、講演會
 - 五、文書宣傳
 - 六、差別事業除去、差別事件調停
 - 七、功勞者表彰
 - 八、委員制度
 - 九、其他
 - 2 補助事業 (以上)

第四章 府縣の施設事業

一、東京府

- 二、昭和六年度豫算並事業計劃 無し
- 三、昭和五年度施行事業
 - 五、文書宣傳
 - 五年三月十四日國民融和日に際し、東京府管内市町村(東京市、小笠原、八丈島、大島を除く)に對し、中央融和事業協會作製のポスター一、〇〇〇枚、リーフレット三〇、〇〇〇枚を配分す。

二、京都府

- 一、規定訓達
 - 規定——地方改善獎勵規程
 - 第一條 地方ノ改善發達ヲ目的トスル事業ニ對シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
 - 第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ
 - 一 住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張整理道路ノ改良其ノ他地區ノ整備ヲ目的トスル事業
 - 二 託兒所及慰安、娛樂機關ノ設置就學獎勵人材ノ養成貯金組合ノ設置其ノ他風紀ノ改善、生活狀態ノ改善及教化ノ普及ヲ目的トスル事業
 - 三 實業教育ノ獎勵産業組合公設質屋及授産場ノ設置小作農及自作農ノ保護獎勵其ノ他産業狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

第二編 融和事業に関する行政

四 飲料水及下水設備ノ改良共同浴場診療所ノ設置助産事業其ノ他衛生施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五 出稼及移住ノ奨励ヲ目的トスル事業

六 其ノ他必要ト認ムル事業

第三條 本規程ニ依リ奨励金ヲ受ケムトスル者ハ事業ノ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ所轄市町村長及郡長經由ノ上前年五月十五日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一 詳細ナル事業計畫書

但シ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計又ハ仕様書並圖面工事着手及其ノ竣工豫定期日ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

二 収支豫算書

第四條 前條ノ書類ノ經由ニ當レル行政廳ニ於テハ該事業ノ適否並豫算金額ノ當否等ニ付意見及參考トナルヘキ事項ヲ具シ速ニ進達スヘシ

第五條 工事ノ施行ヲ要スル事業ニシテ奨励金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其事業ニ着手シ又ハ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

第六條 奨励金ハ特別ナル場合ヲ除クノ外工事ヲ要スルモノニ在リテハ其工事終了ノ後其ノ他ノモノニ在リテハ適當ト認ムルトキニ交付ス

第七條 交付スヘキ奨励金ノ歩合ハ當該事業豫算額ニ對スル百分比ノ五十以內トス但シ特別ノ事由アルトキハ其歩合ヲ增加スルコトアルヘシ

第八條 奨励金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業完了後遅滞ナク事業成績及精算書ヲ知事ニ提出スヘシ

第九條 奨励金ヲ受ケ若ハ奨励金交付ノ指令ヲ受ケタル事業ニシテ其計畫ヲ變更シ建物其ノ他ヲ譲渡シ若ハ債務ノ擔保ニ供セムトスル場合ニハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケヘシ

第十條 知事ハ奨励金ヲ交付シタルモノニ實地調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十一條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ奨励金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ジ若ハ交付ノ指令ヲ取消シ又ハ奨励金ヲ減額スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、事業ニ付違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

三、事業ヲ廢棄シ又ハ中止シタルトキ

四、當初ノ豫算額ニ比シ精算額ノ減少セルトキ

第十二條 本規程ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄市町村長及郡長ヲ經由スヘシ

附 則

第十三條 大正十三年度ニ於ケル奨励金ニ限り第三條ノ規程ニ依ル願書提出期限ヲ大正十二年八月末日トス

第十四條 大正十年京都府令第百號京都府部落改善奨励規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本規定施行前部落改善奨励規程ニ依リ提出シタル書類及之ニ關スル事項ニシテ未完了ノモノハ本規程ニ依リタルモノト看做シ之ヲ處理ス

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 二九、九〇四圓

(内課) 一、直營事業費 ナシ

二、改善施設補助費 二四、九〇四圓

内 1 經濟的保護事業補助費 五、六五〇圓

2 文化的施設補助費 一九、二五四圓

三、融和團體補助費 五、〇〇〇圓

2 事業計劃

一、直營事業 ナシ

二、補助事業 町村經營改善事業、産業奨励十七箇所各種團體施設、生活改善、衛生、教化施設、七箇所

三、融和團體補助 京都府親和會補助

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

四、講演會

會 名 回数 參會者 備考

融和事業講演會 一一回 三、九五〇名 講師森高橋社會課長主事

五、文書宣傳

國民融和日宣傳(融和運動の全國的活動参照)

2 補助事業

第一

施行事業 施行町村及團體事業費總額 補助額 備考

第四章 府縣の施設事業

| | | | |
|---------|----------|--------|--------|
| 道路 改修 | 船井郡上和知村 | 一、一〇七 | 四五〇 |
| 桑園 改良 | 與謝郡本庄村 | 一、七八六 | 四〇〇 |
| 共同稚養飼育場 | 何鹿郡西八田村 | 三、六四七 | 一、四三〇 |
| 道路 改修 | 加佐郡八雲村 | 八六六 | 三〇〇 |
| 同 | 天田郡雀部村 | 二、二七六 | 九〇〇 |
| 道路、井戸改修 | 船井郡西本梅村 | 一、〇三八 | 四〇〇 |
| 道路 改修 | 熊野郡上佐濃村 | 三、六二一 | 一、四〇〇 |
| 共同稚養飼育場 | 天田郡福知山町 | 三、二二八 | 一、三〇〇 |
| 共同浴場建設 | 相樂郡加茂町 | 二、〇〇〇 | 八二〇 |
| 託兒所經營 | 紀伊郡竹田村 | 四、九九九 | 一、五〇〇 |
| 裁縫教習所 | 同 | 五九四 | 二〇〇 |
| 井戸 掘鑿 | 同 | 五九四 | 二〇〇 |
| 水道 施設 | 同郡深草村 | 五、一二二 | 一、五〇〇 |
| 道路 改修 | 與謝郡栗田村 | 九九一 | 一五四 |
| 授産場建設 | 船井郡梅田村 | 四、九九七 | 一、九〇〇 |
| 道路 改修 | 中郡長善村 | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 浴場 新築 | 綴喜郡三山木村 | 七、三四四 | 二、五〇〇 |
| 道路 改修 | 南桑田郡神田野村 | 四、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 同 | 船井郡富本村 | 三、四五〇 | 一、四〇〇 |
| 同 | 南桑田郡馬路村 | 九三五 | 三五〇 |
| 同 | 何鹿郡中上林村 | 四、一七九 | 一、五〇〇 |
| 計 | | 五九、一三〇 | 二〇、九〇四 |

| | | | |
|---------|----------------|-------|-----|
| 生活改善、教化 | 京都市東山區東三條同盟一心會 | 二、八六九 | 九五〇 |
|---------|----------------|-------|-----|

第二編 融和事業に關する行政

| | | | |
|-------------|------------------|--------|-------|
| 衛生、教育、教化、改善 | 京都市佐京區田中町大正會 | 二、四四四 | 九〇〇 |
| 教化、貯金、改善 | 京都市中京區西三條濟美青年團 | 一、〇八五 | 四〇〇 |
| 教育、教化、改善 | 京都市下京區東七條崇仁青年會 | 二、七二〇 | 九〇〇 |
| 教化、貯金、人事相談 | 京都市下京區東七條ルンビニ學園 | 六一九 | 二〇〇 |
| 教化、貧困兒童補助 | 京都市上京區鷹野北町樂只會 | 九三〇 | 三〇〇 |
| 教育獎勵、教化施設 | 京都市左京區康ヶ谷高岸町合同組合 | 一、三九四 | 三五〇 |
| 計 | | 二二、〇六一 | 四、〇〇〇 |

三、大阪府

一、通謀 國民融和日に關する件依命通牒

二、昭和六年度豫算並事業計劃

| | | |
|------|----------------|---------|
| 1 豫算 | 總額 | 六五、五九二圓 |
| (内譯) | 一、直營事業費 | 六、五七六圓 |
| | 二、改善施設補助費 | 五〇、五四四圓 |
| | 内 1 經濟的保護事業補助費 | 一一、六三八圓 |
| | 2 文化的施設補助費 | 二〇、九〇六圓 |
| | 三、融和團體補助費 | 五、〇〇〇圓 |
| | 四、其他 | 三、四七二圓 |
| | (其 專務職員設置 他) | |

道路下水改修事業

| | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 泉南郡北中通村 | 八、〇七六 | 四、〇三八 | |
| 豐能郡津村 | 五、〇三二 | 二、五一六 | |
| 計 | 一〇ヶ所 | 五九、三一九 | 二八、五二六 |

四、神奈川縣

一、規程制定

規定——地方改善獎勵規程(大正十一年五月二十三日)

地方改善獎勵規程左ノ通定ム

地方改善獎勵規程

- 第一條 地方ノ改善發達ヲ目的トスル事業ニ對シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ
 - 一、産業ノ改良發達ヲ目的トスル事業
 - 二、教育上ノ特別施設ヲ目的トスル事業
 - 三、衛生上ノ改善ヲ目的トスル事業
 - 四、家屋、宅地、道路ノ整備ヲ目的トスル事業
 - 五、精神ノ向上及慰安ニ資シ又ハ風俗ノ改良ヲ目的トスル事業
 - 六、其他ノ改善上有效ト認ムル事業
- 第三條 獎勵金交付ノ歩合ハ事業豫算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ歩合ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル市町村ハ事業ノ必要ナル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度二月末日迄ニ知

第四章 府縣の施設事業

2 事業計劃

- 一、直營事業
 - 融和事業講習會、活動寫眞利用講演會、講演會、印刷宣傳、研究調査等
- 二、補助事業
 - 市町村改善事業補助一〇、府施設事業補助

三、昭和五年實施事業

1 直營事業

各事業共大阪府公道會と合同し開催す(同會の部参照)

| | | | |
|----|---|---|-----|
| 氏名 | 住 | 所 | 表彰者 |
|----|---|---|-----|

| | | |
|--------|-------------|-------|
| 檀 登 代 | 泉北郡高石町羽衣七三九 | 大阪府知事 |
| 吉田 誠 宏 | 大阪市浪速區榮町二丁目 | 同 |

2 補助事業

| | | | |
|--------------|---------|--------|-------|
| 青年會館建設事業 | 南河内郡新堂村 | 五、二〇〇 | 二、六〇〇 |
| 道路改修事業 | 泉西郡淡輪村 | 三、一〇〇 | 一、三一八 |
| 戸設置事業 | 北河内郡庭森村 | 三、二〇〇 | 一、三六〇 |
| 託兒所設置事業 | 中河内郡西郡村 | 八一六 | 四〇八 |
| 道路改修事業 | 三島郡玉櫛村 | 四、一一六 | 一、七五〇 |
| 青年會館建設事業 | 泉北郡南王子村 | 七、二二八 | 三、六一四 |
| 道路改修事業 | 三島郡島本村 | 六、七四三 | 二、八六八 |
| 購保險建設並道路改修事業 | 堺 市 | 一五、九〇八 | 七、九五四 |

事ニ提出スヘシ

一、事業計畫書

二、事業ニシテ工事ヲ要スルモノハ設計書並圖面、工事ノ着手及竣成ノ豫定期日ヲ記載シタル書類

三、收支豫算書

- 第五條 郡市長前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ直ニ該事業ノ性質及豫算金額ノ當否ニ對スル意見ヲ開申スヘシ
- 第六條 獎勵金ヲ受ケ若ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ計畫ヲ變更シ又ハ工事ヲ延期セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケクヘシ
- 第七條 獎勵金ヲ受ケ若ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ事業ニ着手シ並之ヲ完成シタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ報告スヘシ但シ完成シタル場合ノ報告ニハ精算書ヲ添付スヘシ
- 第八條 獎勵金ヲ受ケタル事業ハ之ヲ變更改廢若ハ處分スルコトヲ得ス但シ十ヶ年ヲ經過シ又ハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 獎勵金ハ其ノ事業力工事ヲ要セサルモノナルトキハ適當ノ時期ニ又工事ヲ要スルモノナルトキハ其ノ完成後ニ之ヲ交付ス但シ工事ヲ要スルモノト雖特別ノ事情アルモノニ對シテハ着手後其ノ一部ヲ交付スルコトアルヘシ
- 第十條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命シ若ハ許可ヲ取消シ或ハ減額スルコトアルヘシ
 - 一、本規程ニ違背シタルトキ
 - 二、事業ニ違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

第二編 融和事業に關する行政

- 三、事業遂行ノ見込ナキトキ
- 四、其ノ他知事ノ命令ニ従ハサルトキ

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 五、五八〇圓

(内課) 一、直營事業費 九七〇圓

二、改善施設補助費 四、六一〇圓

内 1 經濟的保護事業補助費 一、二六五圓

2 文化的施設補助費 三、三四五圓

三、融和團體補助費 一、五〇〇圓

2 事業計劃

一、直營事業

(イ) 地方改善委員 大正十一年五月縣令第四六號地方改善委員設置規程に依る地方改善地區六ヶ町村の委員二十四名の事務並に活動を監督指導其の實績を舉げんとす。(ロ) 地方改善事務打合せ會 町村長並に地方改善委員の意志の疎通を計り地方改善事業遂行上其の円滑を計る爲め之れが打合せを開催せんとす。(ハ) 融和事業講習會 市町村吏員、學校職員、社會委員、宗教家、社會教化教育團體幹部等、地方自治の中樞を占むる指導者を對象とし融和事業の真相を知悉せしめ、以て將來事業達成上の協力を進進せんとす。

二、補助事業

櫛樹郡宮前村(道路修理、橋梁改修、副業講習) 中郡桑野町(養蠶事業、便所改築) 同郡高部屋村(便所改築) 同郡比々多村(便

三〇

所改築) 同郡伊勢原町(家屋改築) 足柄下郡酒匂村(道路改修) 同郡吉濱村(共同作業場新設) 以上八ヶ町村事業補助

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

地方改善委員の事務監督指導

地方改善地區六ヶ町村に於ける二十四名の委員の事務並に活動を指導監督す

二、講習會

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|------------|---------|------|---------------------------------|
| 地方改善事務打合せ會 | 六年三月二五日 | 神奈川縣 | 昭和六年度地方改善事業審議者關係各町村長、地方改善委員等五十名 |

三、講習會

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|---------|----------|---------|---|
| 融和事業講習會 | 自六年二月二七日 | 久良岐郡金澤町 | 市町村吏員、學校職員、社會委員、宗教家、社會教化教育團體幹部等、地方自治の中心たる指導者を對象とす |

八、委員制度

地方改善委員設置規程を設け主要なる改善地區六ヶ町村に二十三名の委員を依頼し専ら内部の生活向上につきて活動せしめ之が實績を舉ぐる様指導監督をなし居れり。

2、補助事業

| 施行事業 | 施行町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
|----------|---------|-----------|----------|------------|
| 道路及排水路新設 | 久良岐郡六浦村 | 六九・六〇 | 三〇〇・〇〇 | 良好なる成績を舉げつ |
| 道路改修 | 足柄下郡酒匂村 | 三、七〇・〇〇 | 一、〇〇〇・〇〇 | |
| 同 | 同郡吉濱村 | 六〇・三〇 | 二二〇・〇〇 | |
| 教化施設 | 中郡桑野町 | 一三〇・〇〇 | 三〇・〇〇 | |
| 貯水池新設 | 同 | 四七・〇〇 | 一五〇・〇〇 | |
| 製糖器購入 | 同 | 一三〇・〇〇 | 三〇・〇〇 | |
| 便所改築 | 同郡高部屋村 | 一、〇〇〇・〇〇 | 四五〇・〇〇 | |
| 住宅改良 | 同郡日比多村 | 一、〇〇〇・〇〇 | 三〇〇・〇〇 | |
| 同 | 同郡伊勢原町 | 八二二・〇〇 | 三〇〇・〇〇 | |
| 同 | 中郡神田村 | 一、三三三・〇〇 | 四六〇・〇〇 | |
| 共同作業場 | 同郡相川村 | 三三三・〇〇 | 一六〇・〇〇 | |
| 住宅改良 | 同 | 三三三・〇〇 | 二五〇・〇〇 | |
| 同 | 都筑郡柿生村 | 八三三・〇〇 | 三〇〇・〇〇 | |
| 井戸新設 | 愛甲郡小鮎村 | 三〇〇・〇〇 | 一五〇・〇〇 | |
| 計 | | 二一、五三三・〇〇 | 八、一九六・〇〇 | |

五、兵庫縣

一、規程訓達

規定——社會改良事業獎勵規定(大正十年九月五日縣令第五十八號) 社會改善事業獎勵規定
第一條 市町村又ハ市町村ノ一部ニ對シ社會改良ノ目的ヲ以テ左

第四章 府縣の施設事業

三一

第三條 補助ヲ受ケタル者其ノ事業ニ着手シタルトキハ着手後一週間以内ニ其旨知事ニ申出ツヘシ
第四條 左ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
一、工事ノ着手及成功期限ノ延期ヲ要スルトキ

第二條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年四月三十日迄ニ知事ニ出願シ許可ヲ受クヘシ
一、事業計畫及其ノ實行方法ヲ詳記シタル事業計畫書
二、施設ノ事業力工事ノ施行ニ屬スルモノナルトキハ(イ)設計書(ロ)圖面(ハ)工事ノ着手及成功豫定期並ニ其ノ見積計算書
三、收支豫算書

ノ事業ヲ施設スル者ニハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ經費ノ二分ノ一以下ノ補助金ヲ交付ス但シ知事ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ二分ノ一以上ノ補助金ヲ交付スルコトアルヘシ
一、教育ニ關スル特別ノ施設
二、児童保護ニ關スル施設
三、生業ノ改良及副業獎勵ニ關スル施設
四、購買組合、販賣組合及小資本融通ニ關スル施設
五、住宅ノ共同改修
六、道路、橋梁、溝渠ノ新設又ハ改修
七、共同浴場ノ新設増築又ハ改築
八、衛生上ノ改良ニ關スル施設
九、貧困者救護ニ關スル施設
十、其ノ他知事ニ於テ社會改良上必要ト認ムル施設

第二編 融和事業に關する行政

- 二、事業ノ計畫設計ニ大ナル變更ヲ要スルトキ
- 三、事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止スルトキ
- 第五條 補助ヲ受ケタル事業完成シタルトキハ其ノ成績及經費ノ清算書ヲ添ヘ速ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第六條 補助金ハ清算終了ノ後之レヲ交付ス但シ特別ノ事情アルモノニ對シテハ清算終了前之レヲ交付テ爲スコトアルヘシ
- 第七條 施設事業ノ成績豫定ノ效果ヲ舉クルコト能ハサルカ又ハ工事ノ出來形設計ニ違ヒ若ハ不完全ナリト認ムルトキハ事業ノ再施行ヲ命シ又ハ工作物ノ全部又ハ一部ノ改修ヲ命スルコトアルヘシ
- 第八條 補助ヲ受ケテ購入シタル土地建物又ハ新設増築若クハ改修ヲ加ヘタル工作物ノ使用ヲ廢止シ又ハ處分セントスルトキハ事由ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ事業ノ開始又ハ工事ノ完成後五ケ年ヲ経過シタルモノハ此ノ限ニアラス
- 第九條 清算不當ナリト認ムルトキ又ハ豫定ノ事業ヲ遂行セザルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ變更シ若クハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ
- 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者本規程ニ依ル知事ノ命令ニ從ハサルトキ亦前項ニ同シ
- 第十條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書及届書ハ所轄郡市役所及町村役場ヲ經由スヘシ
- 郡市長ハ第二條ノ補助願書及第五條ノ事業成績届書若クハ第四條第八條ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否又ハ效果若クハ事由ヲ調査シ意見ヲ附シテ之レヲ進達スヘシ

規定——生業資金貸付規程

(昭和六年一月二十七日、兵庫縣訓令甲第二號)
 通 則——融和促進に關スル件依命通牒
 (昭和六年三月十日、兵社會第九七八號)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

| | | |
|------|--------------|----------|
| 1 豫算 | 總額 | 一〇五、〇〇〇圓 |
| (内譯) | 一、直營事業費 | ナシ |
| | 二、改善施設補助費 | 一〇〇、〇〇〇圓 |
| | 内 1 經濟的施設補助費 | 一〇、〇〇〇圓 |
| | 2 文化的施設補助費 | 九〇、〇〇〇圓 |
| | 三、融和團體補助費 | 五、〇〇〇圓 |
| | 四、其他 | |
| | 融和促進生業資金貸付總額 | 一〇〇、三〇〇圓 |

2 事業計劃

- 一、直營事業 ナシ
- 二、補助事業
 - 1 改善施設補助
 - 2 經濟的施設補助 (ロ) 文化的施設補助
 - 3 融和促進生業資金貸付

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

| | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 同 | 多紀郡八上村 | 一、七九 | 四五〇 |
| 同 | 同郡日置村 | 一、四〇〇 | 五〇〇 |
| 同 | 同郡南河内村 | 四、一〇四 | 一、五〇〇 |
| 同 | 武庫郡芝村 | 三、五七〇 | 二、五〇〇 |
| 同 | 明石郡玉津村 | 三、五七一 | 二、五〇〇 |
| 計二二件 | | 八六、六八 | 二六、六五 |

(ロ) 衛生施設

| | | | | |
|--------|---------|-------|-------|-----|
| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 備考 |
| 住宅共同改修 | 赤穂郡上郡町 | 六、三三 | 一、一〇〇 | 一戸當 |
| 同 | 同郡若狹野村 | 三、七〇 | 四〇〇 | 同 |
| 同 | 朝來郡和田山村 | 二、三三 | 一、六〇〇 | 同 |
| 同 | 同郡中川村 | 二、六六〇 | 二、〇〇〇 | 同 |
| 住宅改修 | 武庫郡芝村 | 七七一 | 二〇〇 | 同 |
| 住宅共同改修 | 揖保郡越部村 | 九、五三 | 六〇〇 | 同 |
| 同 | 同郡香島村 | 八、一三 | 一、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 同郡長谷村 | 二、三三 | 三〇〇 | 同 |
| 同 | 同郡中安村 | 二、六六 | 三〇〇 | 同 |
| 同 | 同郡西庄村 | 六、三三 | 九〇〇 | 同 |
| 同 | 同郡佐用町 | 七、五八 | 九〇〇 | 同 |
| 同 | 同郡菅野村 | 二八、九六 | 一、二〇〇 | 同 |
| 住宅改修 | 同郡城下村 | 六、三三 | 一、五〇 | 同 |
| 住宅共同改修 | 養父郡大藏村 | 一六、三三 | 一、五〇 | 同 |
| 同 | 同郡養父市場 | 七、三三 | 七五〇 | 同 |
| 同 | 出石郡出石町 | 四〇、一〇 | 一、五〇 | 同 |

六、差別事業除去、差別事件調停 五件あり調停を了す。

七、功勞者表彰

| | | |
|-------|----------|-------|
| 氏名 | 住 所 | 表 彰 者 |
| 下田清五郎 | 武庫郡住吉村仲區 | 兵庫縣知事 |

2 補助事業

(イ) 土木施設

| | | | | |
|-------|---------|-------|-------|----|
| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 備考 |
| 道路改修 | 有馬郡貴志村 | 一〇、八三 | 一、六〇〇 | |
| 同 | 同郡本庄村 | 四、〇〇 | 一、六〇〇 | |
| 同 | 同郡道場村 | 一、八二 | 六〇〇 | |
| 同 | 同郡磨谷外村 | 七、八二 | 二、〇〇〇 | |
| 同 | 武庫郡良元村 | 七、〇〇 | 二、一〇〇 | |
| 同 | 明石郡大久保村 | 一、七三 | 四〇〇 | |
| 同 | 同郡林崎村 | 二、七三 | 八〇〇 | |
| 同 | 同郡福崎村 | 四、三〇 | 一、五〇〇 | |
| 道路新設 | 同郡栗賀村 | 六、六七 | 一、〇〇〇 | |
| 道路改修 | 同郡川邊村 | 六、五〇 | 二、二〇〇 | |
| 道路新設 | 同郡水丘村 | 六、〇〇 | 二、一〇〇 | |
| 道路改修 | 同郡葛野村 | 二、七三 | 九〇〇 | |
| 道路並下水 | 同郡幸世村 | 一、三六 | 四〇〇 | |
| 溝改修 | 同郡柏原町 | 一、三六 | 四〇〇 | |
| 道路改修 | 同郡久下村 | 二、三三 | 七〇〇 | |
| 同 | 同郡旭陽村 | 五、三三 | 一、〇〇〇 | |
| 同 | 同郡譽田村 | 三、三三 | 一、〇〇〇 | |

第四章 府縣の施設事業

第二編 融和事業に関する行政

Table with columns for project names, locations, and amounts. Includes items like '事務所改善', '共同浴場改築', '共同浴場新築', etc.

六、長崎縣

一、通牒 國民融和日に關する件依命通牒(昭和六年三月)

- 二、昭和六年度豫算並事業計劃
三、昭和五年度施行事業
1 直營事業
五、文書宣傳

七、埼玉縣

- 一、規程訓達
規程 改善事業獎勵規程
第一條 地方改善事業獎勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

附 規

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス
通 牒 融和促進に關する件依命通牒

二、昭和六年度豫算並事業計劃
1 豫算 總 額 一三、〇七九圓

- 一、直營事業費 二、三一四圓
二、改善施設補助費 八、〇六五圓
三、改善團體補助費 二、七〇〇圓

三、昭和五年度施行事業

Table with columns for project names, locations, and dates. Includes '直營事業', '開催期日', '開催地', etc.

第四章 府縣の施設事業

- 三、井戸下水及便所ノ改良
四、共同浴場ノ設備
五、生産用器具ノ購入
六、トラホーム無料治療施設

第二編 融和事業に關する行政

| | | | | |
|---|---------|-----|-------|------|
| 同 | 三月 大里郡武 | 同 | 山本 正男 | 同 |
| 同 | 七日 川村 | 同 | 服部文四郎 | 三〇〇人 |
| 同 | 三月 秩父郡小 | 同 | 三浦 精翁 | 同 |
| 同 | 八日 鹿野町 | 同 | 服部文四郎 | 三〇〇人 |
| 計 | | 五ヶ所 | | 三〇〇人 |

五、文書宣傳

融和日宣傳(別項参照)

2 補助事業

| | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-----------|--------|
| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費 | 補助費 | 成 | 績 |
| 婦人講習會 | 櫻田、廣田村 | 一〇六 | 四 | 聽講者 | 一三三人 |
| 副業講習會 | 鉢形、本郷花 | 六七 | 二八〇 | 同 | 一一三人 |
| 道路橋梁 | 本郷村外一五 | 一、六三三 | 四、三三七 | 道路六、九〇〇間改 | |
| 基地整理 | 秩父町吉見村 | 二、九六八 | 八〇七 | 改葬及擴張 | |
| 共同作業場 | 櫻田村 | 九四 | 一五〇 | 棟新築 | |
| 建設 | 吉岡村外七ヶ | 二、七五 | 八〇三 | 井戸 | 三二ヶ所改修 |
| 井戸、便所 | 村 | 二、三〇九 | 六、六八〇 | 便所 | 一三ヶ所改修 |
| 計 | 六件 | | | | |

八、群馬縣

一、規定訓遺

規程——部落改善補助規程

大正十一年三月十四日

群馬縣令第十七號

部落改善補助規程左ノ通定ム

大正十一年三月十四日

群馬縣知事 大 芝 惣 吉

第一條 部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設シタル公共團體又ハ其ノ他ノ團體及個人ニ對シ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ經費ノ二分ノ一以テ補助ス但シ知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ三分ノ二迄増額スルコトアルヘシ

一、教育ニ對スル特別施設

二、講習講話會ノ施設

三、生業ノ獎勵及其ノ改良ニ關スル施設

四、移住及出稼

五、集會場ノ新築又ハ改築

六、共同浴場ノ新設又ハ改良

七、井戸及上水道及下水道又ハ便所ノ新設改良

八、「トラホーム」其ノ他疾病治療ニ關スル設備

九、居住地域ノ整理

一〇、道路ノ改良

一一、住宅ノ新築又ハ改築

一二、其他部落改善上必要ト認ムル施設

第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年六月三十日迄ニ知事ニ差出スヘシ

一、事業計畫及其實行方法ヲ詳記シタル調査

二、工事ノ執行ニ屬スルモノハ設計書圖面工事ノ着手及其竣工

期

附 則

本規程ハ大正十一年四月二日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年度ニ於テ補助ヲ受ケムトスル者ハ大正十一年五月三十一日限リ第二條ノ申請ヲ爲スヘシ

指示——昭和五年六月六日市町村會議ニ於ケル指示

最近社會事情ノ變遷ニ伴ヒ融和問題ノ解決ハ益々緊切ノ度ヲ加ヘツ、アリ各位能ク時勢ノ推移ト地方ノ實情トニ鑑ミ差別的偏見ノ除去ヲ圖ルト共ニ融和施設ノ充實ト之ガ活動ノ援助ニ努メラントシ

昭和五年七月八・九日小學校長、實業補習學校長、青年訓練所主事會議ニ於ケル指示

差別的偏見ニ基ク同胞疎隔ノ禍根ヲ茲除シ國民階級親善ノ實ヲ舉クルハ最近社會情勢ノ推移ニ鑑ミ愈々緊切ノ度ヲ加フルモノアリ各位亦不斷其ノ實現ニ焦慮シツ、アル所ナルヘシト雖因襲ノ久シキ深ク國民ノ腦裡ニ浸潤セル謬想ハ容易ニ一掃シ難ク最近其ノ成績ノ見ルヘキモノアルカ如キモ未ダ概ネ表面の融和タルニ止ルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ各位爾今一層努力シ之等社會生活ノ基調タルヘキ教材ノ取扱ニ際シテハ特別ノ注意ヲ拂フト共ニ各般ノ融和施設ヲ援助シ以テ融和親善ノ目的達成ニ資セラレンコトヲ望ム

二、昭和六年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 七、一五〇圓

(内譯) 一、直營事業費

八五〇圓

三七

第四章 府縣の施設事業

第十條 郡市長ニ於テ第二條ノ補助申請書及第五條ノ事業成績届出ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

三、清算不當ナルトキ

二、豫定ノ事業ヲ遂行セザルトキ

一、第七條第八條ノ規程ニ違背シタルトキ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第八條 補助ヲ受ケテ購入シタル土地建物又ハ新設若ハ改修ヲ加ヘタル工作物ノ使用ヲ廢止シ又ハ處分セムトスルトキハ事由ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 施設事業ノ成績豫定ノ效果ヲ舉グル能ハザルカ又ハ工事ニシテ設計ニ違ヒ若ハ不完全ナリト認ムルトキハ再施行ヲ命シ又ハ改修ヲ命スルニトアルヘシ

第六條 補助金ハ前條報告前ニ於テ之ヲ交付ス

第五條 事業ノ指令ヲ受ケタル事業ノ成績ハ完了後一月以内ニ經費ノ清算書ト共ニ知事ニ報告スヘシ

第四條 左ノ場合ニ於テハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一、事業計畫及其實行方法又ハ工事計畫書ノ變更ヲ要スルトキ

二、事業ノ廢止ヲ要スルトキ

三、收支豫算又ハ收支ノ見積計算書

第三條 補助ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業ノ着手及完了後三日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ツ可シ

第二條 補助ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業ノ着手及完了後三日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ツ可シ

第二編 融和事業に關する行政

内 1 經濟的保護事業補助費 二五〇圓
2 文化的施設補助費 二、五五〇圓
三、融和團體補助費 二、五〇〇圓

2 事業計劃

一、直轄事業

協議懇談會 部落有志、篤志者 職業輔導
(履物表編方、竹細工、眞綿各傳習會)

二、補助事業

道路改修事業七 道路橋梁改修事業二 共同飲用水及火防用井戸新
設事業二 共同飲用水井戸新設事業一 公會堂新設事業一

三、昭和五年度施行事業

1 直轄事業

二、諸會館

會 名 開催期日 開催地 概況

懇談會

五年三月 前橋市縣廳内 部落有志、融和會關係、篤
志家、教育家一三名出席

四、講演會

會 名 開催期日 開催地 概況

講演並映畫

六年三月一四日 前橋市一般 四、〇〇〇名

融和講演會

同 三月二日 群馬郡總社町 青年、男女其他一般
四〇〇名

同

同 三月二四日 同 笑輪町 處女、主婦 五〇名

同

同 三月二五日 新田郡世良田村 青年男子 五〇名

同

同 三月二八日 群馬郡倉賀野町 處女、主婦 一〇〇名

計

五ヶ所 四、六〇〇名

七、功勞者表彰

氏 名 住 所 表彰者

森川 抱次 佐波郡名和村大字榮六九

村岡 靜五郎 山田郡葦川村大字東金井三三一

九、職業輔導

會 名 開催期日 開催地 概況

眞綿傳習會 自五年一〇月一九日 群馬郡金島村 處女 四〇名

同 自五年一〇月二九日 同 六海村 處女、主婦 四五名

同 自五年一〇月四日 同 同 同 同 同

竹細工傳習會 自六年一月一〇日 佐波郡茂呂村 男子 四〇名

同 自六年一月二七日 同 同 同 同 同

同 自六年二月五日 同 同 同 同 同

履物表編方 自同三月二〇日 新田郡世良田村 同 二三名

傳習會 自同三月二四日 群馬郡笑輪町 處女、主婦 三〇名

同 自同三月三一日 同 倉賀野町 同 七九名

計 七ヶ所 二九七名

2 補助事業

施行事業 施行町村 事業費總額補助費 成 績

道路橋梁 邑樂郡大川村 一、〇七、〇〇〇 同 五年四月二三日着手

同 新設 多野郡日野村 五、三、〇〇〇 同 五年五月一日着手

同 改修 碓氷郡岩野谷村 六、三九、九二二 同 五年二月一日着手

同 同 同 同 同 六年二月二八日着手

| | | | | |
|-----------|---------|----------|-------|-----------|
| 防火用井戸新設 | 佐波郡名和村 | 五、六、二九 | 一八五 | 五年四月六日着手 |
| 橋梁新設 | 同 | 三、〇〇〇 | 三三〇 | 五年五月二日竣工 |
| 道路改修 | 山田郡毛里田村 | 一、八七、五五 | 同 | 五年一月一八日竣工 |
| 共同飲用水井戸新設 | 群馬郡倉賀野町 | 四、八、一一 | 一五五 | 五年七月二九日着手 |
| 道路改修 | 邑樂郡大川村 | 六、八、六 | 一〇〇 | 同 二月二六日竣工 |
| 計 | 八ヶ所 | 一三、〇〇、〇〇 | 四、〇〇〇 | |

九、千葉縣

一、規程關連

規程 社會事業助成獎勵規程

(縣令第八七號大正十年四月一日)

第一條 公共團體、其ノ他ノ法人、組合若ハ個人ニシテ公益ノ爲
左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ助成獎勵ヲ必要トス
ルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成
金若ハ獎勵金ヲ交付ス

- 一、部落改善
- 一、死因保護
- 一、感化教育
- 一、盲啞教育
- 一、貧民救助
- 一、託兒所
- 一、幼兒保育
- 一、貧民兒童育又ハ教育
- 一、職業教育
- 一、貧民救濟
- 一、貧民救濟

第四章 府廳の施設事業

- 一、徒弟教育
- 一、市場
- 一、職業紹介
- 一、授産場
- 一、前各號ノ外知事ニ於テ必要ト認ムルモノ
- 一、前項ノ外市町村ニ於テ社會事業資金ヲ蓄積シ又ハ社會事業ノ助成獎勵ヲ爲ストキ亦同シ
- 第二條 助成金若ハ獎勵金ハ事業費、創業費、又ハ資金蓄積額若ハ助成獎勵費ノ十分ノ五以内トス但シ市町村ニ在リテハ第一條ノ經費又ハ資金蓄積額ニシテ從前ノ資金及其ノ利子ヨリ支出スルモノアルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ付査定ス
- 第三條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケムルトキハ設立者又ハ其ノ代表者ヨリ毎年四月三十日限左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ
- 一、第一條第一項ニ依ル場合ハ設立者氏名又ハ名稱、事務所所在地、當該年度豫算、前年度決算、事業概要、維持經營方法、事業施行ニ關スル規則定款、寄附行爲若ハ組合規約書、資産總額、圖書
- 二、同條第二項ニ依リ資金ヲ蓄積スルトキハ當該年度豫算並蓄積内譯書、助成獎勵ヲ爲ストキハ當該年度豫算並助成獎勵ノ事業概要
- 第四條 助成金若ハ獎勵金ヲ交付スル場合ニ於テハ條件ヲ附スルコトアルヘシ
- 第五條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ毎六箇月毎ニ事

第二編 融和事業に關する行政

- 業成績及收支清算ノ要領ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第六條 第三條各號ニ異動ヲ生シタルトキハ設立者又ハ其ノ代表者ハ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第七條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル市町村社會事業資金ノ管理ニ付テハ市町村罹災救助基金補助方法施行細則第二條乃至第四條又ハ第六條ヲ準用ス
- 第八條 知事ニ於テ必要アル場合ハ事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事業ヲ觀察シ又出納ヲ檢閲スルコトアルヘシ
- 第九條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違背シ又ハ事業ノ成績不良ナルトキ其ノ他必要ト認ムルトキハ助成金若ハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ
- 第十條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ市ニ在リテハ市長其ノ他ニ在リテハ町村長及郡長ヲ經由スヘシ前項ノ文書ヲ收受シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ
- 附 則
- 第十一條 本令ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十二條 大正六年二月千葉縣令第七號ハ之ヲ廢ス
- 第十三條 大正十年度ニ限り第三條ノ申請期間ヲ大正十年五月三十一日トス

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 八〇〇圓

- 縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス
- 第二條 助成金ハ事業終了後其ノ清算額ニ對シ之ヲ交付スルモノトス
- 第三條 助成金ハ其ノ清算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 助成金ヲ受ケムトスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ知事ニ差出シ豫メ其ノ承認ヲ受クヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ本條ノ期日以後ニ於テ其ノ申請ヲ爲スコトヲ得
- 一、事業ノ種類及其ノ實行方法ヲ詳記シタル計畫書
- 一、施設ノ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書圖面及工事ノ着手並竣工豫定期日
- 一、收支豫算書
- 第五條 助成金ヲ受ケタル事業ニ着手シタルトキ又ハ事業終了シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ
- 第六條 助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事業ノ屬スル年度末日迄ニ清算書ヲ添付シ請求書ヲ差出スヘシ
- 第七條 助成金交付ノ承認ヲ受ケタル事業ノ施設ヲ變更セムトスル場合ハ其ノ事由ヲ詳記シ豫メ知事ノ承認ヲ受クヘシ
- 第八條 知事ハ臨時吏員ヲシテ助成金交付ノ承認ヲ與ヘタルモノニ付實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ
- 第九條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄町村長及郡長ヲ經由スヘシ

第四章 存縣の施設事業

四〇

- (内譯) 一、直營事業費 ナシ
- 二、改善施設補助費 八〇〇圓
- 内 1 經濟的保護事業補助費 ナシ
- 2 文化的施設補助費 八〇〇圓
- 2 事業計劃
- 一、直營事業 ナシ
- 二、補助事業 町村行政改善事業
- 三、昭和五年度施行事業
- 1 直營事業 ナシ
- 2 補助事業
- 施行町村 事業費總額 補助費 成績
- 井戸堀鑿工事及 山武郡土氣本郷 三二、四〇〇 三二〇圓
- 改修溜池工事修 便所 改善 東葛飾郡南町 六三、〇〇〇 三三〇圓
- 井戸及下水改善 市原郡錦ヶ崎町 三三、〇〇〇 一三〇圓
- 井戸新設、下水 香取郡瑞穂村 五八、〇〇〇 二八〇圓
- 計 四ヶ所 一、八〇、〇〇〇 九二〇圓
- 一〇、茨城縣
- 一、規定訓達
- 規定——部落改善事業助成規程(茨城縣令第十六號)
- 第一條 部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ施設スル事業ニ對シ

- 町村長 郡長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シテ進達スヘシ
- 附 則
- 第十條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十一條 助成金交付出願ノ期日ハ大正十年度ニ限り第四條ノ規程ニ依ラサルコトヲ得
- 通則——國民融和日實施に關する件依命通則 (昭和六年三月十日)
- 二、昭和六年度豫算並事業計劃
- 1 豫算 總額 二、一五〇圓
- (内譯) 一、直營事業費 三〇〇圓
- 二、改善施設補助費 一、八〇〇圓
- 三、委員 諸費 五〇圓
- 2 事業計劃
- 一、直營事業 講習會
- 縣下三ヶ所に講習會を開催し技術員を招聘して製履業の技術並に品質の向上に資し更に此機會を利用して講話會を開催し生活改善並に社會的向上を圖り融和親善に資せんとす。
- 二、補助事業
- 從來より惡習慣たる土室内の作業を廢止せんとし作業場を新設せしむ。
- 三、委員會
- 融和事業に従事せしむる爲に設置したる社會事業委員に郵券を交付す。

第二編 融和事業に關する行政

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

三、講習會

融和事業講習會 自五年八月一八日 筑波郡筑波町 二〇日 波町

中央融和事業協會と合同主催の下に筑波山腹の小學に於て開會、講師下村春之助、三好伊平、大野氏、伊藤生、大野氏、青葉委員、方面委員、青年にして約八〇名

八、委員制度

要改善地區に五十名の委員を設け融和思想の普及差別事件の處理精神的並に物質的指導に努めしめつゝあり。

茨城縣社會事業委員設置規程

- 第一條 社會事業ニ關スル調査並改善指導ノ事務ニ從事セシムル爲社會事業委員ヲ置ク
第二條 社會事業委員ハ社會事業ニ智識經驗ヲ有シ其ノ地方ニ於ケル調査並改善指導上適當ト認ムル者ノ中ヨリ知事之ヲ囑託ス
第三條 社會事業委員ハ名譽職トス
第四條 社會事業委員ノ擔當スヘキ區域並事務ニ付テハ委員ノ囑託ノトキ之ヲ定ム
第五條 社會事業委員ハ常ニ擔當部落内ニ於ケル狀況ヲ調査研究シ住宅ノ改良教育産業衛生並ニ矯風等ノ社會事業ノ指導ニ當ルモノトス

第二條 社會事業委員ハ知事ノ臨時委嘱スル事項ニ付實施ノ衝ニ當リ又ハ調査報告ヲ爲スモノトス

第三條 社會事業委員ハ部落改善上施設ノ必要アリト認メタル事項ニシテ重要ナルモノニ付テハ知事ニ開申シ指揮ヲ受クルモノトス

第四條 社會事業委員ハ町村長、學校長、警察官、篤志家等ト常ニ聯絡ヲ保チ一般社會ト部落民トノ融和親善ヲ圖ルモノトス

第五條 社會事業委員ハ事務執行ニ關シ取扱ヒタル書類ヲ編纂保存スルモノトス

第六條 社會事業委員ヨリ知事ニ提出スル文書ハ總テ町村長及ヒ郡長ヲ經由スルモノトス

2 補助事業

Table with columns: 施行事業, 施行團體, 事業費總額, 補助費, 成續. Includes entries for 古井戸改善, 作業場新設, 住宅を主としたる作業場新設, 作業場新設.

同

猿島郡新郷村 一三〇、〇〇 五三、〇〇
部落改善組合 八開體 四、六五、〇〇 一、八〇、〇〇

一一、栃木縣

一、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一、九〇〇圓

(内訳) 一、直營事業 ナシ

二、改善施設補助費 一、〇〇〇圓

内 1 經濟的保護事業補助費 二一五圓

2 文化的施設補助費 七八五圓

三、融和團體補助費 九〇〇圓

2 事業計劃

一、直營事業 ナシ

二、補助事業

事業別 豫算額 補助豫定額

環境改善 二、四八七、四五 五七八

産業的施設 六九四、一七 二一五

計 三、一八一、六二 一、〇〇〇

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

三、講習會

第四節 府縣の施設事業

青年講習會 自五年二月一六日 東京市 融和事業並社會事業ニ關する講習會下青年三十七名

講習會 (一般講習會)

栃木縣青年 五年九月一四日 安蘇郡田沼町 講習會の一种目として幹部講習會 唐澤山神社 融和事業概論を入れたリ、講習員六三名

六、差別事業除去 差別事件調停

事件分類 内容 發生年 調停年月日

神社加入 氏子たるの資格を認めむと對する抗議 五月一日 五月十日

差別言辭 酒席にて失言 五年十二月二十日 六年三月二四日

村長其他關係者立會の上大字有志と被差別者有志との會見を行ひ正式加入する様盡力する旨を宣言す祭典には参加す相方會見せしめ失言を取消さしめたり

施行事業 施行町村 事業費總額 補助費 成續

住宅、便所 下都賀郡中村 六、一、〇〇 一、八〇〇 室改築二戸、便所新設三個、井戸新設七個

井戸改築 同郡栃木町一、三、〇〇 三〇〇 住宅改築六戸

住宅改築 同郡山前村 六、〇〇 二九〇 住宅二戸、便所六個

井戸改築 安蘇郡佐野町 三、三、〇〇 八〇〇 井戸五個

井戸改築 下都賀郡野木村 一、一、〇〇 五〇〇 井戸六個

道路改修 五ヶ町村 三、五、〇〇 九一九 道路三八五間

計 三、五、〇〇 九一九

二、奈良縣

一、規程訓達

通達——國民融和日實施に関する件

(昭和六年二月五日、社會第二七一號)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 二六、四七〇圓

(内訳) 一、直營事業費 三、九〇〇圓

二、改善施設補助費 二〇、〇七〇圓

内 1 經濟保護事業補助費 一、〇〇〇圓

2 文化的施設補助費 一九、〇七〇圓

三、融和事業團體補助費 二、五〇〇圓

2 事業計劃

一、直營事業 講演、講話會、懇談會、男女青年

二、補助事業 市町村改善事業

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

一、調査 (イ)生業調査 (ロ)生活調査

二、議會

會名 開催期日 開催地 概況

失業問題 五年四月二五日 縣廳内 失業者及字關係者並

小學校職員 同 八月二日 神戸第一小 職員等約十名參集

融和問題懇談會 同 同 同 全校職員全員出席

講演會打合せ 同 九月一七日 野原町上牧

生活改善婦人 六年二月二七日 西條町立

懇談會 同 三月二日 五條町立

計 同 同 同 有志二〇數名出席

同 同 同 郡内當該地區より二

同 同 同 十數名出席

同 同 同 催につき懇談

同 同 同 約六十名餘

同 同 同 約六十名

同 同 同 約七十名

同 同 同 約七十名

同 同 同 約一五〇名

計 三ヶ所

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

小學校、劇場、公會堂、及學校生、二〇〇名乃至七〇〇名、地方改善事業に相當効果ありしものと認む

同 三月十七日 縣女子師範 同 二三ヶ所 七三五〇其外學校生徒參集

六、差別事業除去、差別事件調停

事件 内容 発見發生 除去調停 方法 備考

差別的 供ひたる首 五年四月 五年四月 該大字の區長等の調停

同 相模の應授よ 同 四月 同 警官の調停と差別觀念

同 川魚取の際發 同 四月 同 撤廢の宣傳文を配布す

同 したる首 同 四月 同 差別者より謝罪文を提出す

同 觀劇中なした 同 五月 同 同

同 行差別的 同 五月 同 同

同 中學生間に於 同 五月 同 寄宿室を轉室せしむ

同 ける制裁問題 同 五月 同 同

同 基地讓與の件 同 七月 同 警察署長調停

同 葬式手帳を阻 同 六月 同 總代の調停

同 止したる爲 同 六月 同 同

同 飲食店にて食 同 六月 同 同

同 事行爲と首 同 六月 同 同

同 青物屋に値段 同 六月 同 謝罪文を提出せしめて

同 際一ネギル 同 六月 同 解決す

同 首 同 六月 同 同

同 列車にて發 同 六月 同 同

同 首 同 六月 同 同

同 同 同 同 同

第二編 補助事業に關する行政

| | | | | |
|-----|--------|------|------|--------|
| 關學 | 女學生間に起 | 同十二月 | 同十二月 | 謝罪文の提出 |
| 保校 | 行爲 | 二月八日 | 二月八日 | |
| 差別的 | 活動寫眞觀覽 | 六年一月 | 六年一月 | 警官の調停 |
| 同 | 寺院將慶式餅 | 一月一日 | 一月一日 | 總代の調停 |
| 同 | まきの節發し | 一月六日 | 一月六日 | |
| 同 | 道ん尋れし際 | 一月一日 | 一月一日 | 口頭謝罪 |
| 同 | 借家を求むる | 二月十日 | 二月十日 | 双方了解 |
| 同 | 不用意に發し | 二月十日 | 二月十日 | |
| 計 | 二十九件 | 同 | 同 | |

七、功勞者表彰

| 氏名 | 住所 | 表彰者 |
|--------|-----------|-------|
| 柴田伊勢次郎 | 宇智郡野原町牧 | 奈良縣知事 |
| 吉中米一 | 山邊郡二階堂町専幡 | 同 |

2 補助事業

| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
|-------|---------|-------|-------|---------------|
| 溝渠改修 | 生駒郡片桐村 | 1,012 | 500 | 地域内の衛生状態改善せらる |
| 公會堂新設 | 宇智郡五條町 | 2,555 | 1,100 | 住民教育の向上に便宜を得 |
| 共同浴場 | 山邊郡丹波市町 | 5,177 | 2,100 | 衛生風紀上良果を及ぼせり |
| 住宅建築並 | 磯城郡福瀬町 | 9,126 | 3,700 | 生活改善上多大の効果あり |

附六

| | | | | |
|--------|---------|--------|--------|---------------|
| 溝渠改修 | 生駒郡片桐村 | 2,126 | 1,000 | 地域内の衛生状態改善せらる |
| 同 | 宇智郡五條町 | 4,986 | 2,100 | 同 |
| 道路改修 | 北葛城郡河合村 | 71 | 35 | 地域内の衛生状態改善せらる |
| 溝渠改修 | 生駒郡安堵村 | 4,335 | 1,800 | 産業上の効果を與ふ |
| 溝渠改修 | 高市郡鴨公村 | 1,666 | 800 | 同 |
| 同 | 磯城郡川西村 | 700 | 300 | 同 |
| 道路溝渠改修 | 同郡大福村 | 5,551 | 2,500 | 同 |
| 道路溝渠改修 | 宇陀郡宇太村 | 1,666 | 700 | 同 |
| 道路溝渠改修 | 南葛城郡大正村 | 2,800 | 1,000 | 同 |
| 同 | 山邊郡二階堂村 | 2,191 | 1,050 | 同 |
| 道路新設並 | 添上郡辰市村 | 3,600 | 1,700 | 同 |
| 計 | 一五ヶ所 | 44,369 | 19,000 | |

一三、三重縣

一、規定訓達

規程——社會事業費補助規程(大正九年十二月三日縣令第七十號)

第一條 社會事業ノ改善ニ資スルノ目的ヲ以テ施行スル事業ニ對

附則

本規程ハ公布日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年四月三號縣令第二十八號郡落改善補助規程ハ之ヲ廢止ス

通稱——國民融和日施行に關する件(昭和六年三月)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

| | | |
|------|----------------|---------|
| 1 豫算 | 總額 | 五一、五四〇圓 |
| (内譯) | 一、直營事業費 | 一六、四八四圓 |
| | 二、改善施設補助費 | 一四、三三六圓 |
| | 内 1 經濟的保護施設補助費 | 六一六圓 |
| | 2 文化的施設補助費 | 一三、七二〇圓 |
| | 三、融和團體補助費 | 一、〇〇〇圓 |
| | 四、其他 | 一九、七二〇圓 |

2 事業計劃

- 一、直營事業
- 生業獎勵、移住獎勵、地區外轉住獎勵、徒弟養成
- 二、補助事業
- 住宅改善一二件、道路改修七件、經濟保護四件、共同浴場四件、下水工事地區整理其他七件 計三四件

三、昭和五年度施行事業

- 1 直營事業
- 會 名 開催期日 開催地 概況
 - 徒弟養成懇談會 六年二月二三日 津市 四四名参加

第四章 府縣の施設事業

シ縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ差出シ豫メ補助ノ認可ヲ受ケヘシ

一、事業經營ノ狀況

二、施設ノ事業力工事ノ施行ニ關スルモノナルトキハ設計又ハ仕様書圖面及工事ノ着手並其ノ竣工豫定期限

三、收支豫算書及前年度決算書但シ豫算ノ設ケナキモノハ收支見積計書

第三條 補助ヲ受ケタル事業ハ其施設ヲ變更シ又ハ之ヲ譲渡シ若クハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 知事ハ臨時吏員ヲシテ補助ノ認可ヲ爲シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ其ノ既ニ受ケタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタルモノ

二、第三條ノ規定ニ違反シタルモノ

三、第四條ノ附檢ヲ拒ミ又ハ同條ニ依リ發シタル命令ニ從ハサルモノ

第六條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書又ハ願書ハ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ

郡市長ハ第二條ノ補助申請ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

第二編 融和事業に関する行政

| | | | |
|---|-----|-------|------|
| 同 | 二四日 | 桑名町 | 二五名同 |
| 同 | 二五日 | 四日市市 | 四十名同 |
| 同 | 二六日 | 松阪町 | 二五名同 |
| 同 | 二七日 | 宇治山田市 | 二十名同 |
| 計 | 五ヶ所 | | 一五四名 |

九、職業訓練(徒弟養成)

職業改善の目的を以て小学校卒業児童に對する徒弟養成事業を行ひ、五名を委託目下養成中なり。
職業改善徒弟養成規程

(大正十三年七月十八日告示第三百五十二號)

第一章 徒弟

- 第一條 徒弟ハ左ノ各號ニ該當スル者ノ中ニ就キ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ決定ス
 - 一、職業改善ノ必要アリト認ムル地方ノ者
 - 二、身體強健ニシテ品行方正ナル者
 - 三、年齢十六歳未満ニシテ義務教育ヲ終了シタル者
- 郡市長ハ徒弟推薦書ニ知事ノ指定シタル醫師ノ身體検査書(第一號様式)ヲ添付スヘシ
- 第二條 徒弟タルコトノ決定ヲ受ケタル者ハ誓約書第二號様式ヲ提出スヘシ
- 第三條 徒弟ノ修得スヘキ技術ノ種類ハ本人ノ希望ヲ參酌シテ知事之ヲ定ム
- 第四條 徒弟ハ知事ノ選定シタル師匠ト同居シ其ノ指導ニ従ヒ滿五年間技術ヲ修得スヘシ但シ獨立シテ職業ニ就キ難キ場合ニ在

四八

リテハ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ
徒弟ハ修得期間中故ナクシテ師匠ヲ變更シ若ハ徒弟ヲ辭スルコトヲ得ス

第五條 徒弟ニハ初年度ノ被服費ノ一部及自宅ヨリ師匠ノ住宅ニ至ル迄ノ旅費ヲ支給ス

第六條 徒弟ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徒弟ヲ取消シ前條支給額ノ一部又ハ全部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ
一、成業ノ見込ナキモノ
二、知事又ハ師匠ノ指示ニ反スルトキ
三、不正ノ行為アリタルトキ
四、正當ノ事由ナクシテ徒弟ヲ辭シタルトキ

第七條 技術ヲ修得シタル徒弟ニシテ成績優良ナル者ニハ執業手當若ハ就業ニ必要ナル器具ヲ支給スルコトアルヘシ

第二章 師匠

- 第八條 師匠ハ知事之ヲ選定ス
- 第九條 師匠ニハ徒弟養成費トシテ初年度及次年度ニ限り手當ヲ支給ス
- 第十條 師匠ハ徒弟ニ對シ被服食料其ノ他必要ナル金品ハ勿論其ノ技術習熟ノ程度ニ應ジ相當ノ給與ヲ爲スヘシ
- 第十一條 師匠ハ徒弟ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項アルトキハ津市ニ在リテハ知事其ノ他ニ在リテハ當該郡市徒弟監護ニ報告スヘシ
 - 一、疾病其ノ他ノ事故ニ依リ休業シタルトキハ其ノ日數
 - 二、家庭ニ歸還セシメタルトキハ其ノ用件並日數

伊勢表加工事業

- 三、素行修ラス若ハ不正行為アリタルトキハ其ノ事由
- 四、其ノ他養成上必要ト認ムル事項
- 第十二條 師匠ハ徒弟ノ成績ノ概要並給與シタル金品ノ數量ヲ具シ毎年十二月三十一日限り知事ニ報告スヘシ
- 第十三條 郡市(津市ヲ除ク)ニ徒弟監護ヲ置キ郡市ノ官吏吏員中ヨリ知事之ヲ囑託ス
- 第十四條 徒弟監護ニハ手當ヲ支給ス
- 第十五條 徒弟監護ハ知事又ハ郡市長ノ指示ヲ受ケ徒弟及師匠ノ保護監視ニ從事シ隨時其ノ狀況ヲ報告スヘシ
- 附 則
- 本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス
- 2 補助事業
- 旅行事業 施行市町村事業費總額補助費
- 道路改修 津市相生町 六、九〇〇
- 地區整理 飯南郡松坂町 二七、三二一
- 道路改修 安濃郡安濃村 三、一〇〇
- 同 北牟婁郡赤羽村 四、〇〇〇
- 同 同郡船津村 六、〇〇〇
- 授産施設 飯南郡松坂町 三、〇〇〇
- 日野 野 〇

第四章 府縣の施設事業

| | | | | |
|-------|---------|-------|-----------|--------------|
| 同 | 同日 | 野町 | 三、〇〇〇 | 伊勢表加工事業 |
| 地區整理 | 飯南郡大河内村 | 三、三三三 | 道路 | 四五間改修 |
| 民衆教化園 | 阿山郡城南村 | 二、六〇〇 | 平家 | 建二四坪五分 |
| 道路改修 | 多氣郡上御絲村 | 三、〇一一 | 一棟 | 机、椅子、オルガン等設備 |
| 共同浴場 | 同郡相可町 | 二、九七〇 | 延長 | 九七二間 |
| 道路改修 | 河蕃郡玉垣村 | 一、九二〇 | 平家 | 一、二坪一棟 |
| 下水工事 | 同郡雲出村 | 一、五九六 | 浴槽、井戸、門、欄 | |
| 橋梁架設 | 北牟婁郡相可町 | 三〇〇 | 薪炭、灰、置場等 | |
| 道路改修 | 阿山郡東折植村 | 四、三三三 | 道路 | 一四五間改修 |
| 公會堂設備 | 多賀郡張那太村 | 一、四〇八 | 下水 | 一五〇間新設 |
| 道路改修 | 安濃郡草生村 | 一、〇〇〇 | 延長 | 二八間五分 |
| 精米所設備 | 同郡櫛形村 | 一、〇二七 | 幅員 | 七〇間二分 |
| 農家組合 | 一志郡川合村 | 一、三三三 | 石階 | 八七尺巾 |
| 地區整理 | 飯南郡大河内村 | 五、〇七三 | 尺 | 七尺巾 |
| 住宅改善 | 外十三ヶ村 | 五、〇七三 | 疊 | 土七坪買取 |

四九

一〇坪乃至三一坪
計五五棟

生業獎勵 縣下一般 四、〇〇〇

職業改善 縣下一般 三、八〇〇

計 一六、五三二

北海道移住獎勵一八戸、促成栽培獎勵八件、北海道視察一〇人、伊勢表販路擴張三件、鹿竹製造講習一件、製繩製蓆、製蓆、木炭、傘骨に對し組合施設
新規採用徒弟五名

一四、愛知縣

一、規程類

第一條 地方改善事業獎勵規程

第一條 地方改善目的トスル事業ニシテ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

前項ノ獎勵金ハ其ノ事業豫算額ノ二分ノ一以内トス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張、整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所及慰安、娯樂救護機關ノ設置、就學獎勵、人材ノ養成、貯金組合ノ設置、講習、講話會ノ開設、篤行者ノ表彰、其ノ他風紀ノ改善、生活ノ改善及教化ヲ目的トスル事業

三、實業教育ノ獎勵、産業組合、公設質屋及機産場ノ設置等産

業ノ改善ヲ目的トスル事業

四、飲料水、下水及消防設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五、出張及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業

第三條 本規程ニ依リ獎勵金ヲ受ケムトスルモノハ事業ノ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ所轄郡、市町村長ヲ經テ毎年六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、詳細ナル事業計畫書但シ事業力工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書又ハ仕様書、圖面並工事ノ着手及其ノ竣工豫定期日ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

二、事業收支豫算書

三、事業主體ノ現狀ヲ知ルニ足ルヘキ書類

第四條 郡、市、町、村長前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ該事業ノ適否、豫算金額ノ當否、其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ調査シ之ニ副申スヘシ

第五條 工事ノ施行ヲ要スル事業ニシテ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其ノ工事ニ着手シタルトキ及之ヲ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第六條 獎勵金ハ工事ヲ要スルモノニ在リテハ特別ナル場合ヲ除ク外工事完了後、其ノ他ノモノニ在リテハ適當ト認ムルトキニ之ヲ交付ス

第七條 獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル事業ニシテ其ノ計畫ヲ變更シ或ハ建物其ノ他ヲ譲渡シ若クハ債務ノ擔保ニ供セムトスレ場合ニハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 知事ハ獎勵金ヲ交付シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第九條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、事業ニ付違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

三、事業ヲ廢止シ又ハ停止シタルトキ

四、事業ヲ變更シ當初ノ豫算金額ニ達セザルトキ

二、昭和六年豫算並事業計畫

1 豫算 總額 一〇、〇〇〇圓

(内課) 一、直營事業費 ナシ

二、改善施設補助費 一〇、〇〇〇圓

内 1 經濟的保護事業補助費 二、三〇〇圓

2 文化的施設補助費 七、七〇〇圓

三、融和團體補助費 ナシ

2 事業計畫

一、直營事業 ナシ

二、補助事業

(イ)融和團體、關係事業 (ロ)部落移轉事業 (ハ)公益浴場新設事業 (ニ)地區整理其他事業

三、昭和五年實施行事業

1 直營事業

二、議會

第四章 府縣の施設事業

會名 開催期日 開催地 概況

融和事業 五年七月十二日 名古屋 於平野町共存閣

協議會 同 八月一日 西區平野町 出席者 二二名

協議會 同 八月一日 津島郡 於津島 共存閣

懇談會 同 一月一日 南設樂郡 融和事業に關し懇談

地方改善 同 一月二五日 千代郡 出席者 二五名

協議會 同 一月二五日 寶飯郡 於小坂井町伊奈新町

計 四ヶ所 小坂井町 出席者 二七名

三、講習會

會名 開催期日 開催地 概況

融和事業 自五年八月二八日 寶飯郡御津 中央融和事業協會

講習會 至同 八月三十日 村公會堂 出席者六三名

六、差別事業除去、事件の調停

事件 内容 發見發生 除去調停 方法

役所 順兵検査人名簿 五年三月 五年四月 戸籍簿綴替

差動別 部落出身看護婦 同三月 同三月 謝罪並看護婦世

結核 結婚後子を産み 不 明 調停中 既に永らく双方

差動別 隣接字に於ける 五年十二 五年十二 調停により和解

差動別 差別言動ありたる 月三日 月五日

百差動別 差別言動ありたる 月三日 月五日

第二編 融和事業に関する行政

八、委員制度

目下融和團體を指導し融和委員設置計畫中

2 補助事業

| | | | | |
|------|-----------|-------|--------|----|
| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
| 購保事業 | 愛知縣社會事業協會 | 一、九〇〇 | 三、六〇〇 | 良好 |
| 移轉事業 | 幡豆郡西尾町 | 五、一五〇 | 二、〇〇〇 | 同 |
| 移轉事業 | 碧海郡知立町 | 二、一〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| 地區整理 | 南設樂郡千郷村 | 三、〇〇〇 | 一、五〇〇 | 同 |
| 同 | 海部郡津島町 | 二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| 購保事業 | 碧海郡知立町 | 一、五〇〇 | 三〇〇 | 同 |
| 計 | 六ヶ所 | 三、六六〇 | 一〇、〇〇〇 | |

一五、静岡縣

一、昭和六年度預算並事業計畫

1 豫算 總額 一六、五三〇圓

(内課) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

2 事業計畫

一、直營事業

(イ) 視察員派遣 産業状況及地方改善施設其他の視察十人分補助
 (ロ) 融和事業講習會 濱松地方及静岡地方に於て二回 (ハ) 講習會

員派遣 融和事業關係指導者及篤志者中より撰拔し中央に於て開
 催する講習會に講習員五人を派遣す。(ニ)融和事業協議會 融和
 事業關係者の協議研究會を一回開催す。(ホ)講演會及懇談會 二
 十ヶ町村 (ハ)パンフレット刊行 二、〇〇〇部

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

一、調査、調査、研究等

(イ) 視察及調査

| 目的 | 視察地 | 期 | 人員備考 |
|-------------|------------|------------------|------|
| 内部同胞製産品販路擴張 | 第一班東京 横濱方面 | 自六年三月二五日 至同三月二八日 | 同 五名 |
| | 第二班大阪 神戸方面 | 自同三月二五日 至同三月二八日 | 同 四名 |

三、講習會

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|---------|------------------|------------|--------------------|
| 中堅青年講習會 | 自六年二月十二日 至同二月十五日 | 電報郡興津町 濟見寺 | 講習員は内部及一般出身中堅青年三〇名 |

四、講演會

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|---------|---------|--------|------------|
| 活動寫眞講演會 | 六年二月二七日 | 庵原郡袖師村 | 入場人員一、二〇〇人 |
| 同 | 同 二月二八日 | 駿東郡鷹根村 | 同 八〇〇人 |
| 同 | 同 三月一日 | 賀茂郡松崎町 | 同 八〇〇人 |
| 同 | 同 三月二日 | 同 稻持村 | 同 五〇〇人 |
| 計 | | 四ヶ所 | 三、三〇〇人 |

九、其他 派遣

| 會名 | 主催者 | 開催期日 | 會場 | 人員 |
|-------------------|-----------|------------------|---------------------|-----|
| 第二回融和中央融和事業指導者講習會 | 中央融和事業講習會 | 自五年九月二九日 至同十月十三日 | 京都市左京區黒谷町大本山黒谷金戒光明寺 | 二名 |
| 第二回全國融和團體聯合大會 | 全國聯合會 | 自六年二月五日 至同二月六日 | 日本青年館 | 二十名 |

一六、山梨縣

一、昭和六年度預算並事業計畫

1 豫算 總額 一〇〇〇圓

2 事業計畫

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

四、講演會

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|---------|---------|-----------|--|
| 融和問題講習會 | 五年十二月一日 | 山梨縣 師範學校 | 講師は中央融和事業指導者及本縣の融和問題に關する者より選拔し、本縣の融和事業に關するものなり |
| 同 | 同 | 山梨縣 子師範學校 | 講師は前同條、同條の如く、本縣の融和事業に關するものなり |

一七、滋賀縣

一、規程制定

第四章 府縣の施設事業

| 施行事業 | 又(は)團體名 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
|------------|---------------|-------|-------|----|
| 融和事業 | 榛原郡融和會 | 七、七〇〇 | 三、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 濱名郡融和會 | 一、〇〇〇 | 三〇〇 | 同 |
| 同 | 藤枝町融和會 | 八、二〇〇 | 二、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 可美村融和會 | 八〇 | 二、〇〇〇 | 同 |
| 同 | 中泉町融和會 | 三、〇〇〇 | 一〇〇 | 同 |
| 同 | 川崎町融和會 | 一〇〇 | 三〇〇 | 同 |
| 同 | 濱松融和協會 | 六、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| 道路改良 | 榛原郡川崎町 | 三、〇〇〇 | 九七〇 | 同 |
| 下水路改良 | 清水市入江町 | 六、七〇〇 | 二、〇〇〇 | 同 |
| 裁縫講習 | 同 昭和女子技藝修徳講習所 | 三、一〇〇 | 一、五〇〇 | 同 |
| 製鋼機械及附屬品調製 | 榛原郡相良町 | 二、八〇〇 | 三〇〇 | 同 |
| 作業場建設 | 磐田郡中泉町 | 四、八三三 | 一、七〇〇 | 同 |
| 無料診療所 | 濱名郡吉野村 | 二、一〇〇 | 六〇〇 | 同 |

第二編 融和事業に關する行政

二、地方改善事業補助並獎勵内規

- 一、地方改善に資する目的を以て施設する事業に對しては毎年度豫算の範圍内に於て補助金若しくは獎勵金を交付す。
- 二、前條に依り補助金又は獎勵金を交付すべき事業の種類左の如し。
 - 一、障保事業
 - 二、地域整理事業
 - 三、住宅改善事業
 - 四、授産事業
 - 五、共同浴場事業
 - 六、上下水道事業
 - 七、道路橋梁事業
 - 八、副業獎勵事業
 - 九、矯風教化事業
 - 十、その他地方改善上特に必要と認むる事業
- 三、市町村に於て第一項の交付金を受けむるときは其の事由を詳記したる願書に左の書類を添付し前年度二月末日迄に提出すべし。
 - 一、事業の種類及其の實施方法を詳記したる願書
 - 二、事業にして工事を要する場合は右の外設計書及仕様書圖面但し圖面は共同浴場其の他の家屋建物工事に在りては平面圖正面圖及側面圖道路橋梁上下水道工事に在りては該地に對する之が布置圖
 - 三、共同浴場授産場の建設又は産業的施設にして収入の伴ふ計

畫に在りては右の外設備完成後の經營方法一箇年間收支見積及損益並此の場合に於ける措置機械器具等を貸付する場合に在りては其の條件を記したる書類。

- 四、其の場合に在りては之が計畫の内容及内譯書。
- 五、事業にして急務を要する場合は其の理由書。
- 六、事業着手並完了豫定期日。
- 七、收支豫算書。
- 四、事業經營は市町村を主體とす、但し事情止を得ざる場合に限り市町村以外の團體に於て地方改善事業を經營することを得此の場合には前條の書類を市町村長に提出すべし市町村長に於て該書類を受理したるときは施設事業の適否豫算金額の當否等に付意見を附し二月末日迄に進達すべし。
- 五、前三、四項の事業完成したるときは事業成績並施設概要支出總算書(經費支出金額説明書添付)其年三月末日限り報告すること。
- 六、補助金又は獎勵金を受けたる事業は之が施設を變更し又は譲渡し若しくは債務の擔保に供することを得ず但し其の承認を受けたる場合は此の限に在らず。
- 七、本内規に違反し若しくは命令の條項に違ひ又は不正行為ありと認めたるときは補助金の一部又は全部を返還せしむることあるべし。以上

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一〇、四九九圓
(内譯) 一、直營事業費 六、二七五圓

一名二十五圓

融和事業研究協議會

會名 開催期日 開 催 地 概 況
 融和事業 六年一月九日 大津市東浦善隣館 昭和會と共同研究協議會
 協議事項は「會館を中心とせる部落の教育、授産、治療、社交娛樂、兒童保護等の施設を如何に實施すべきか」參會者關係市町村長、吏員、方面委員、僧侶等
 九、其他 トラホーム治療實施
 トラホームの豫防撲滅を期する目的を以て縣済生會共同主催にて蒲生郡武佐村大字南野に於て十月二十日より十一月二十八日迄四十日間長期治療を實施す、治療の結果全治者は患者男一八二名中七八名、患者女二七二名中一一八名にして多大の効果を收めたり。

2 補助事業

| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 |
|-------|---------|--------|-------|
| 住宅改善 | 野洲町自治協會 | 四、七八六 | 一、四九三 |
| 同 | 寺庄村自治協會 | 六、三三二 | 一、九五二 |
| 同 | 同 | 三九六 | 一一六 |
| 副業獎勵 | 寺庄 村 | 三〇〇 | 八八 |
| 道路水路 | 河瀬村昭和會 | 一、二〇六五 | 三、七〇二 |
| 善隣館新設 | 安曇 村 | 四、二二五 | 一、四五八 |
| 授産所建設 | 里出 矯風會 | 三、六三〇 | 一、一一三 |
| 副業獎勵 | 桐原村自治協會 | | |
| 善隣館新設 | | | |
| 共同授産所 | | | |
| 新設 | | | |

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

一、調査、研究、調査等

イ、視 察

地方改善並融和事業研究調査の爲縣昭和會と共同して左記要綱に依り縣外優良地区を視察す。
 一、期日、自二月一日至二月五日、五日間 二、視察地、第一班 岡山、鳥取兩縣、第二班 栃木、長野兩縣 三、參加者、村長、吏員、僧侶、方面委員等新業に熱誠なる者總數二十名 四、補助額

第四章 府縣の施設事業

| | | | |
|--------|---------|-------|-----|
| 道路修繕 | 桐原村 | 二〇〇 | 四八 |
| 道路改修 | 西甲度村 | 二、六五〇 | 八〇五 |
| 共同井戸 | 息郷村改進會 | 一、三九八 | 四一一 |
| 同 | 玉津村融和會 | 四〇四 | 一一〇 |
| 共同浴場修繕 | 宇津呂村同仁會 | 六三三 | 一九六 |
| 副業獎勵 | 豊郷地自強社 | 二、五五八 | 七五五 |
| 同 | 日町農業組合 | 四三五 | 一三〇 |
| 同 | 大町農業組合 | 四三五 | 一三〇 |
| 道路改修 | 藤西瓜栽培組合 | 一一八 | 六一 |
| 同 | 北郷里村 | 二、九一五 | 七九二 |
| 善隣館經營 | 豊郷地崇徳財團 | 六八八 | 二〇〇 |
| 同 | 三ッ地崇徳財團 | 六八八 | 二〇〇 |
| 同 | 西甲良村 | 五七三 | 八五 |
| 同 | 吳竹自治會 | 五七三 | 八五 |
| 學業獎勵 | 北比都佐村 | 四九四 | 二五〇 |
| 同 | 豊田輯睦會 | 四九四 | 二五〇 |
| 同 | 川上村群風會 | 二〇一 | 六五 |
| 同 | 勝所町 | 二四〇 | 七五 |
| 同 | 大津市 | 一、一九四 | 四〇〇 |
| 同 | 東浦協和會 | 一、一九四 | 四〇〇 |
| 同 | 宇津呂村 | 一八七 | 二〇 |

計 二三件 四六、六三二 一四、三三五

一八、岐阜縣

一、通 第三回國民融和日に關する件

二、昭和六年度豫算並事業計劃 (昭和六年三月十一日六社第三二二號)

1 豫算 總額 一一、一五八圓

(内課) 一、直營事業費 三、一八八圓

二、改善施設補助費 七、八五〇圓

内 1 經濟的保護事業補助費 四〇〇圓

2 文化的施設補助費 七、四五〇圓

三、融和團體補助費 一、二二〇圓

2 事業計劃

一、直營事業

(イ)奉仕委員設置 部落所在の二二市町村に設置の奉仕委員數は前年度通にして三一名なり。豫算額 一、〇〇八圓

(ロ)衛生施設 縣下二ヶ所に於て三ヶ月乃至六ヶ月の期間にて虎眼診療を實施せんとす。豫算額 一、二〇〇圓

(ハ)高等小學校教育獎勵 高等小學校の生徒にして成績優秀なる者に對し年額一人一圓宛獎勵金交付。豫算額 三、一〇〇圓

(ニ)補習教育獎勵 補習學校生徒にして授業日數の半數以上出席者二〇人に對し年額一圓宛交付。豫算額 二、二〇〇圓

(ホ)融和事業従事者懇談會 縣下に於ける融和事業従事者の參

會を求め懇談會を開催。豫算額 二、〇〇圓

(ハ)融和事業功勞者表彰 紀元節の佳辰に本縣知事より表彰二名。豫算額 一、〇〇圓

(ト)就職獎勵 小學校卒業生中より四人を選抜し本人に對し實地に實業を收得せしむる爲主家に住込みしむ右期間中の被服費、食費、雜費等。六ヶ月分豫算額 一五〇圓

二、補助事業

地區整理費補助二、〇〇〇圓 轉居及住宅改良費補助五、二〇〇圓 井戸開鑿費補助二、〇〇〇圓 製糖機購入費補助二、〇〇〇圓

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

二、諸會議

融和事業 六年二月一八日 岐阜縣會議事堂 出席者八八名 從事者協議會

七、功勞者表彰

| 氏名 | 住所 | 表彰者 |
|-------|--------|-------|
| 大久保休吾 | 養老郡日吉村 | 岐阜縣知事 |
| 中村喜作 | 稲葉郡黒野村 | 同 |

八、委員制度

部落所在の二二市町村に主として本事業の爲奉仕委員三一名を縣より囑託したり。

九、其他 衛生施設

第四章 府縣の施設事業

施行事業 開催期日 場所 概況

虎眼診療 自五年八月七日 稲葉郡黒野村 患者一三人に付 至六年一月一五日 治癒五九人なり

同 自五年七月一日 同 那 島 村 患者一四二人に付 至同 九月三〇日 治癒四九人にして 好成绩なり

2 補助事業

施行事業 施行市町村 事業費總額 補助費 成績

地區整理 武儀郡美濃町 一、五二五 一、五〇〇

同 本巢郡土貴野村 一、三一四 九〇〇

同 井戸開鑿 不破郡表佐村 一三〇 一〇〇

同 大垣市 二八六 一四〇

同 稲葉郡島村 一九〇 五〇

同 武儀郡關町 一八七 五〇

同 轉居及住宅改良費 九ヶ町村三七名 二九、五八〇 五、〇九〇

同 製糖機購入 一六名に對し 四八〇 三六〇

計 三三、六九二 八、一九〇

一九、長野縣

一、規程訓達

規程——長野縣社會事業補助獎勵規程(大正十二年九月十四日)

等一條 公共團體、其ノ他ノ團體又ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各號ニ該當スル事業ヲ經營スル者ニ對シ之カ補助獎勵ヲ必要ト認

メタルトキハ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス

- 一、施業救療
 - 二、窮民救助
 - 三、兒童保護
 - 四、地方改善
 - 五、釋放者保護
 - 六、矯風教化
 - 七、社會教育
 - 八、其ノ他社會改善上必要ト認ムル事項
- 前項ノ補助金額又ハ獎勵金額ハ事業費ノ三分ノ一以内ニ於テ之ヲ定ム

第二條 補助金又ハ獎勵金ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ毎年六月三十日迄ニ知事ニ申請スヘシ

- 一、事業ノ名稱
 - 二、位置
 - 三、事業計畫及事業概要
 - 四、經費豫算、前年度決算及資金
 - 五、事業ノ維持方法
 - 六、寄附行為又ハ規則及事業施行ニ關スル規定
 - 七、事業カ工事ノ施行ニ屬スルトキハ設計書、圖面並起工及竣工年月日
- 第三條 補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル事業ヲ廢止又ハ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ知事ニ届出ツヘシ

第四條 知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル者ニ對シテ検査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ補助金若ハ獎勵金ノ交付ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金若ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

- 一、不正ノ手段ヲ以テ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル者
- 二、第五條ノ検査ヲ拒ミ又ハ同條ニ基キ發シタル命令ニ從ハザル者

三、事業費ノ決算額カ補助金額又ハ獎勵金額ノ二倍以内ナルトキ

第六條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後直ニ其ノ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ

第七條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ所轄郡市町村ヲ經由スヘシ郡市長ニ於テ前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

通則——融和日實施方ニツキ内訓 (昭和六年三月二十日、内訓二八七號)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

- 1 豫算 總額 四、〇〇〇圓
- (内譯) 一、直營事業費 ナシ
- 二、改善施設補助費 ナシ
- 三、經濟的保護事業補助費 ナシ

二〇、福井縣

一、通 牒

社第七七一號 昭和五年三月十二日 福井縣學務部長

關係町村長殿 關保町村長殿 昭五年度地方改善事業施設獎勵ニ關スル件 地方改善事業施設ニ關シテハ從來ヨリ補助金ヲ交付シ之カ施設獎勵ニ努メ居リ候處更ニ昭和五年度ニ於テモ之カ補助ヲ爲ス見込ニ有之候ニ付テハ夫々貴部内關係地區ノ現狀ニ鑑ミ適切ナル事業ヲ計畫シ左記事項ヲ具シ來ル三月二十五日迄ニ申請相成度

- 一、事業經營主體、經營事業名、經營地、經營方法ヲ具體的ニ記載シタル調書
- 二、事業ニ對スル收支豫算書
- 三、工事ヲ要スルモノニ在リテハ設計書圖面
- 四、工事着手及竣工見込年月日
- 五、既設事業ニ在リテハ前年度決算書及事業成績書
- 六、規則類

二、昭和六年度豫算並事業計劃 1 豫算 總額 一、〇〇〇圓

1 事業計劃 2 文化的施設補助費 豫算の範圍内に於て補助の豫定に於て補助の豫定

一、直營事業 ナシ

住宅改良事業、融和事業團體等に補助金を交付し事業の遂行を期せしむる計劃

三、昭和五年度施行事業

1、直營事業 ナシ

2、補助事業 施行市町村 事業費總額 補助費 成績

住宅改善 北佐久郡岩村田町 四、三三〇 六三四 三 戸

同 上田市豊原區 六、六〇〇 九六六 九 戸

道路改修 同 一、一九九 幅員三〇米 延長三八〇米 三三〇乃至 三米六〇

融和團體 信濃同仁會 八〇〇

同 上水内郡融和會 五〇

計 五件 三、六四九

第二編 融和事業に關する行政

(内譯) 一、直營事業費

内 投産事業講習費

三〇〇圓

二、改善施設補助費

一、七〇〇圓

内 文化的施設補助費

一、七〇〇圓

2 事業計劃

一、直營事業

製筵及生細工講習會 會期二週間二ヶ所

二、補助事業

託兒所 二ヶ所、道路改修 一ヶ所、悪水路改修 一ヶ所

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

二、講習會

會 名 開催回数 參會者 備考

改善事業講習會 一回 二三名

地方改善事業施設協議、開催地遠敷村

2 補助事業

施行事業

施行市町村 事業費總額

補助費

成績

託兒事業 敦賀郡敦賀町 六八六

三九九

託兒一八名を收容す

同 三方郡耳村 一、〇〇〇

四三六

同 三五名を收容す

道路改修 遠敷郡遠敷村 二、一八九

九一九

道路改修一七七間完了す

計 三件 三、八七五 一、六五四

一一一、富山縣

六〇

一、通譯 國民融和日に關する件(昭和六年三月)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額

一、九九九圓

(内譯) 一、直營事業費

ナシ

二、改善施設補助費

一、五四九圓

三、融和團體補助費

四五〇圓

2 事業計劃

1 直營事業

ナシ

2 補助事業

施行事業

施行市町村

事業費總額

補助費 備考

道路排水路

中新川郡滑川町

六五五

三二七

道路改修

下新川郡浦山村

三六〇

一八〇

同 婦負郡宮川村

一三〇

六五

同 同 鷺坂村

七〇〇

三五〇

同 射水郡老田村

一〇〇

五〇

同 同 大島村

三〇〇

一〇一

同 東礪波郡井波町

七六八

三八四

同 下水路改修

高岡市

一八四

九二

計 八ヶ所

三、一九七

一、五四九

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

五、文書宣傳 融和日宣傳(別項參照)

2 補助事業

施行事業

施行市町村 事業費總額

補助費

成績

道路改修 中新川郡滑川町 一、一〇一

五六一

五年一月竣工

同 下新川郡石田村 四六〇

三三三

六年一月同

同 東礪波郡井波町 一、八〇〇

八六三

六年二月同

同 下水路改修

高岡市

二九〇

六年一月同

計 四ヶ所 三、九六一 一、六六〇

一一一、鳥取縣

一、規程制定

規程——社會事業補助獎勵規程(大正十二年二月縣令第八號)

第一條 公共團體其ノ他法人組合若クハ個人ニシテ公共ノ爲左記

各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ補助獎勵ヲ必要トスルモ

ノニハ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵

金ヲ交付ス

一、部落改善

二、感化教育

三、盲啞教育

四、兒童保護

五、逸囚保護

六、失業保護

七、窮民救済

第四章 府縣の施設事業

八、託兒所

九、公設質屋

十、公設市場

十一、其ノ他社會事業トシテ適切ナルモノ

第二條 補助金又ハ獎勵金ハ事業費ノ十分ノ五以内トス

第三條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左記事項ヲ

具シ毎年四月三十日限り知事ニ申請スヘシ

一、設立者住所氏名又ハ名稱及事務所所在地

二、事業概要及事業區域

三、當該年度經費收支豫算

四、事業ノ經營及維持方法

五、事業ノ施行ニ關スル規定又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書

六、資 産

七、事業力工事ニ關スルトキハ設計書圖面及起竣工年月日

第四條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル後事業ヲ廢止若ハ中

止セムトスルトキ又ハ前條第二號第四號ノ事項ヲ變更セムトス

ルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

前條第一號第三號第五號乃至第七號ノ事項ヲ變更シタルトキハ

其ノ都度知事ニ届出ツヘシ

第五條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後

直ニ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條 知事ニ於テ必要ト認ムル場合ハ事業ニ關シ報告ヲナサシ

メ書類、帳簿ノ検査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアル

ヘシ

第二編 融和事業に関する行政

第七條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ、補助金又ハ獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、本規程又ハ本規程ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキ
二、支出決算額カ補助金、獎勵金交付當時ノ豫算額ヨリ減シタルトキ

三、事業ヲ廢止若ハ中止シ又ハ事業ノ成績舉カラサルトキ
第八條 本規程ニ依リ提出スヘキ文書ハ郡市役所町村役場ヲ經由スヘシ

郡市町村長前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

附 則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正七年六月鳥取縣令第三十四號郡落改善縣費補助規則ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 五、四〇〇圓

(内課) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

内 1 經濟的保護事業補助費

2 文化的施設補助費

三、融和團體補助費

2 事業計劃

一、直營事業

目下具體的計劃ナシ

(イ)改善施設補助費四、七〇〇圓は道路、橋梁、飲料水の改善、産業施設、並に裁縫作法講習會等の施設に對し國庫の補助を合して補助するものとす。

(ロ)融和團體補助費七〇〇圓は鳥取縣一心會の事業に補助す。

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業 ナシ

2 補助事業

| | | | | |
|---------------|------------|-------|-------|-------|
| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 備考 |
| 共同浴場溫泉湧出用動力裝置 | 岩美郡美保村 | 五三〇 | | |
| 道路 改修 | 八頭郡八東村 | 六四九 | | |
| 同 | 同 村 | 四〇九 | | |
| 同 | 西伯郡春日村 | 五八〇 | | |
| 同 | 岩見郡倉田村 | 三九四 | | |
| 共同浴場設備 | 同 村 | 三二八 | | |
| 道路改修排水路新設 | 同 村 | 一、四八八 | | |
| 飲用水設置 | 氣高郡大正村 | 一、三四五 | | |
| 消防 設置 | 東伯郡市勢村 | 七三〇 | | |
| 道路 改修 | 氣高郡大和村 | 一、〇九〇 | | |
| 裁縫作法講習會 | 鳥取市、外二ヶ市町村 | 三二ヶ所 | 七、五四三 | 二、九〇〇 |

一三三、島根縣

一、規程訓達

規程——改善事業補助規程

(鳥根縣令第三十五號 大正十年八月九日)

第一條 郡落改善ヲ圖ル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍ニ於テ其ノ事業費ニ對シ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ郡落ノ改善ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スル施設ヲ行フモノニ交付シ其ノ額ハ事業費豫算額ノ二分ノ一以內ニ於テ之ヲ定ム

一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所及慰安娛樂機關ノ設置就學ノ獎勵人材ノ養成貯金組合ノ設置其ノ他風紀ノ改善、生活ノ改善及教化ノ普及ヲ目的トスル各種ノ事業

三、實業教育獎勵産業組合、公設質屋及授産場ノ設置等産業ノ改善ヲ目的トスル事業

四、飲料水及下水設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生的施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業

六、其ノ他適當ノ事業

第四章 府縣の施設事業

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、別記様式ニ依ル事業豫定書

二、計畫及其ノ實行方法ヲ知ルニ足ルヘキ書類圖表類

三、其ノ他參考トナルヘキ書類

第四條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル後前條ノ添付書類ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケルヘシ

第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業ニ着手シタルトキ及事業完了シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ但シ事業完了届出ノ場合ニハ事業ノ経過並成績狀況書及支出精算書ヲ添フルヲ要ス

第六條 知事ハ隨時官吏々員ヲシテ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 補助金ヲ受ケルモノ本規程ニ違背シ及事業費豫算額ニ比シ精算額ノ著シク減額シ又ハ事業ノ遂行若ハ成績良好ナラスト認メタルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ其金額ヲ減少シ既ニ交付シタル補助金ハ之ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第八條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ鳥取郡市町村長ヲ經由スヘシ

鳥取郡市長ハ第三條ニ依ル申請書及第五條ニ依ル事業完了届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及成績等ニ關シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

附 則

第九條 大正十一年度施行ノ事業ニ關スルモノニ限り第三條規定ノ期日ヲ大正十年八月二十日トス

(別記様式)

昭和何年何郡市町村何々部落改善事業豫定書(部落毎ニ記載テ要ス)

一、當年度ノ計畫

事業ノ種類 所要経費 縣費補助以外 經費負擔方法 事業經營主體

イ、住宅改良

ロ、何々

二、右事業計畫ノ説明(左ノ例ニ依リ記載)

イ、住宅改良本部落ノ戸數ハ……戸、概ネ茅葺葺屋根ニシテ廢朽ニ瀕セルモノ多ク衛生上何々ノ爲至昭和……年度何年間ニ之カ改良ヲ計リ改築ヲ成サントス要改築戸數……戸、一戸改築 平均……圓、此經費……圓ヲ要スルヲ以テ大正……年度ニ於テ……戸ノ改築ヲ爲シ此經費……圓ノ約……割ノ補助ヲ受ケムトス着手期豫定大正……年月日、完了期豫定大正……年月日

ロ、何々……ハ、何々……

(事業ノ種類ニヨリテハ將來ノ維持方法ニ付テモ記載スルヲ要ス)

通則——國民融和日に關する件依命通則

(昭和六年三月七日六社發第二四號)

二、昭和六年度豫算並事業計畫

用水路新設 能義郡大塚村 一、〇六 〇〇〇
計 五ヶ所 五、一八八

衛生及、火災に對する施設として最も効果多く又耕地の排水をも可能ならむ。

一四、岡山縣

一、規程訓達

通則——國民融和日に關する件

(昭和六年三月)

二、昭和六年度豫算並事業計畫

1 豫算 總額 一五、二二〇圓
(内譯) 一、直營事業費 三、二二〇圓
二、改善施設補助費 一〇、〇〇〇圓
内 經濟保護事業費(豫算に對する六割見込)
三、融和團體補助費 二、〇〇〇圓

2 事業計畫

一、直營事業

1 副業獎勵委託講習
講習員派遣一ヶ月十三名宛二ヶ月間派遣延人員二十六名指導者一名二ヶ月
2 副業講習會
縣下必要と認めらるゝ部落に、三ヶ所を選定し該地方に適切なる

第四章 府縣の施設事業

1 豫算 總額 三、〇〇〇圓

(内譯) 一、直營事業費 ナシ
二、改善施設補助費 二、〇〇〇圓
内 1 經濟的保護事業補助費 ナシ
2 文化的施設補助費 二、〇〇〇圓
三、融和團體補助費 一、〇〇〇圓

2 事業計畫

一、直營事業 ナシ

二、補助事業 地方改善事業

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業 ナシ

2 補助事業

施行事業 施行市町村 事業費補助費 成 續
共同浴場 松江市 一、六七 六八
増改築
下水溝改善 篠川郡鹽冶村 二八 三〇
道路改修 安濃郡波根東村 一五 三〇
住宅改善 邑智郡出羽村 一、二二 六〇
草葺屋根を瓦葺に
通風採光等の設備
火災防止及衛生上
施設等
移轉等、石質材
料を以て新築し完
全なる設備をなし
たり。
衛生施設を完全な
らしめたり。
延長約三十間の道
路を擴張改修し車
馬の通行を可能ならしむ。

副業の講習を爲し一ヶ所一週間、科目竹細工又は商榮細工、講習員一ヶ所約十五人

3 融和事業指導者講習會派遣

中央融和事業協會主催長期講習會へ適格者十名派遣

4 中堅青年教育

5 徒弟教育

融和事業促進の一助として居住地轉換、職業の指導並改善を圖るは適切なるを以て男女優良青年を選抜して適當なる工業者其の他に委託して徒弟教育を爲さんとす、募集人員十二名

6 管外優良施設視察

7 資料印刷

一種類 一、四〇〇部 二種類 二、八〇〇部

二、補助事業

融和促進上必要と認めたる市町村施設事業に對する補助

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

一、視察

五年二月二日より同月六日迄神奈川縣及東京府下を視察せしむ。視察員左記の通り

濟世顧問 松野智照 岡山縣協和會 評議員 柴田靜眞

岡山縣協和會 評議員 藤田龍雄 岡山縣社會事業主事補 守尾茂

三、講習會

第二編 融和事業に關する行政

Table with columns: 會名, 開催期日, 開催地, 概況. Lists various organizations like 融和事業指導者, 青年團總會, 婦女會, etc., with their respective dates and locations.

四、講演會

Table with columns: 會名, 開催期日, 開催地, 概況. Lists lecture events such as 講堂講話, 婦人會講演, 明德會總會, etc.

Table with columns: 青年團總會, 融和促進會, 講演會, etc. Lists dates and locations for various events, including 吉備郡箭田村, 小郡學, etc.

二五、廣島縣

一、規程訓達

規程——融和事業委員會規則(昭和二年二月九日) (廣島縣告示第六十六號)
第一條 融和事業ニ關スル事項ヲ調査審議シ並其ノ實行ニ關スル事項ヲ掌ル爲融和事業委員會ヲ設置ス委員會ハ知事之ヲ監督ス
第二條 委員會ハ會長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
第三條 會長ハ學務部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ縣委員會委員及地方分會委員トシ關係官吏及融和事業特志者中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス

(内課)

- 一、直營事業 四、七八二圓
二、改善施設補助費 一六、〇〇〇圓
内 1 經濟的保護事業補助費 八、〇〇〇圓
2 文化的施設補助費 八、〇〇〇圓
三、融和團體補助費 二、二〇〇圓
四、市町村融和事業委員會補助費 三、〇〇〇圓
五、其 他 一、六八八圓

2 事業計劃

一、宣傳事業 (イ)文書宣傳、小口二厘のもの十萬枚印刷配布。(ロ)講演會、三十ヶ所。(ハ)講習會十ヶ所。(ニ)宿舍設置、育英獎勵者保護監督二人。(ホ)融和事業委員會開催

二、補助事業

(イ)地方改善事業補助、市町村を單位とする地方改善事業に對し二分の一以内の一以内の獎勵金交付。(ロ)市町村融和事業委員會補助、六十ヶ市町村に設置されたる委員會に對し決算額の二分の一補助。(ハ)融和團體補助、廣島縣共鳴會、廣島縣同朋會に團體助成

三、昭和五年度施行事業

- 1 直營事業
二、議會廳
會名 開催地 備考
融和事業委員會 九ヶ市町村 協議題 一、目下緊要と認むる融和事業 二、被差別者の融和事業

第四章 府縣の施設事業

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 二七、六七〇圓

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ知事ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス
第五條 委員會ニ常務處理ノ爲幹事若干人ヲ置ク
幹事ハ知事之ヲ任命ス
第六條 委員會ハ縣委員會並地方分會トシ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス
第七條 會務ニ從事スル者ニハ旅費及手當ヲ支給スルコトヲ得ヘシ其ノ他ノ縣委員會委員ハ縣會議員相當ノ額、地方分會委員ハ五級俸以上ヲ受クル判任官相當ノ額トシ其ノ支給ニ關シハ縣費支辨ノ規定ヲ準用ス

附則

大正十一年廣島縣告示第九十二號ハ之ヲ廢止ス
融和促進ニ關スル件
昭和五年九月十五日 廣島縣學務部長
各中等學校長、各小學校長、各實業學校校長
融和促進ニ關シテハ諸種ノ施設ニ依リ純近著シク良好ニ向ヒ成績ノ見ルベキモノアルハ喜フヘキ事實ニ有之候モ尙未ダ往々ニシテ生徒兒童間ニ於テ又間々教職員ノ生徒兒童取扱上ニ於テ差別的感情ヲ起サシムルカ如キ事象ヲ生スルコトナキニシモアラスクノ如キハ感情ノ機微ニ關ルハ問題ハ主トシテ教育ノ力ニ依ルニアラサレハ到底其ノ目的ヲ達シ得サルヲ以テ今後一層此ノ點ニ御留意相成度此段依命及通牒也

自覺促進に關し最も適切なる方策 三、國民融和運動方法

三、講習會

| 會名 | 開催地 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|---------|--------|---------------------|--------|---|
| 修養講習會 | 比婆郡庄原町 | 自五年六月二〇日 至同六月二二日 | 比婆郡庄原町 | 修養團式行事を兼行して青年中心男子五〇名女子一五名を以て青年男女を講習の場として自覺向上の目的とし修養團式行事を加味して行ふ各地とも集めたり。 |
| 内部自覺講習會 | 賀茂郡西條町 | 自同七月二三日 至同七月二四日 | 賀茂郡西條町 | 融和の目的とし兩者の接觸的理を促す爲め寢食を共にして共同の精神を涵養す |
| 同 | 世羅郡甲山町 | 自同七月二六日 至同七月二七日 | 世羅郡甲山町 | 融和の目的とし兩者の接觸的理を促す爲め寢食を共にして共同の精神を涵養す |
| 同 | 神石郡油木町 | 自同七月二七日 至同七月二八日 | 神石郡油木町 | 融和の目的とし兩者の接觸的理を促す爲め寢食を共にして共同の精神を涵養す |
| 中堅青年講習會 | 高田郡吉田町 | 自同九月二七日 至同九月二八日 | 高田郡吉田町 | 融和の目的とし兩者の接觸的理を促す爲め寢食を共にして共同の精神を涵養す |
| 同 | 山縣郡八重町 | 自同九月二五日 至同九月二六日 | 山縣郡八重町 | 融和の目的とし兩者の接觸的理を促す爲め寢食を共にして共同の精神を涵養す |
| 講習會 | 沼隈郡松永町 | 五年三月一七日 | 沼隈郡松永町 | 町村吏員、警察官、小學校教員、青年團幹部、職業團體等を集め融和事業の活動を促す爲めを以て各地共一〇〇名を以て集めたり |
| 同 | 沼隈郡新沼町 | 同 一二月一八日 | 沼隈郡新沼町 | 町村吏員、警察官、小學校教員、青年團幹部、職業團體等を集め融和事業の活動を促す爲めを以て各地共一〇〇名を以て集めたり |

| | | |
|---|---------|--------|
| 同 | 六年三月一二日 | 比婆郡西條町 |
| 同 | 同 三月一七日 | 豊田郡忠海町 |
| 同 | 至自 | 廣島市 |

計 一一ヶ所

四、講演會

| 會名 | 開催地 | 概況 |
|---------|-----------------|---|
| 融和問題講演會 | 各地共五〇〇名乃至一、〇〇〇名 | 各地共五〇〇名乃至一、〇〇〇名を以て「君萬歳」「海の勇者」を映畫し「海の勇者」 |

五、文書宣傳

喜田貞吉著「融和問題の歴史的考察」廣島縣發行「昭和五年融和事業要覽」縣下全市町村に配布

六、差別事業除去、差別事件調停

縣は直接關係せず團體並市町村委員會に於て衝に當る

八、委員制度に事する事項

縣下より九五名の委員を任命又は委嘱し縣下の融和事業を調査審議す。

2 補助事業

一、市町村融和事業委員會補助

融和運動 廣島縣共鳴會 一四、一五〇 補助費 一、八〇〇

委員 會 二市四十六ヶ村 三、八六九 補助費 二、八八五

二、地方改善事業補助

三、融和團體補助

融和運動 廣島縣共鳴會 一四、一五〇 補助費 一、八〇〇

同 廣島縣同朋會 一、三五一 補助費 四〇〇

計 二、二〇〇

二六、山口縣

一、通譯 國民融和日に關する件

(昭和六年三月)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 四、二〇〇圓

(内課) 一、直營事業費 二〇〇圓

二、改善施設補助費 三、〇〇〇圓

内 1 經濟的保護事業補助費 未定

2 文化的施設補助費 未定

三、融和團體補助費 一、〇〇〇圓

2 事業計劃

一、直營事業 融和事業講習會

二、補助事業 計劃中

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

二、講習會

| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
|-----------|---------|--------|--------|----|
| 女子授産 | 廣島市 | 一、六六八 | 六〇〇 | |
| 女子講習會 | 同 | 八〇〇 | 三〇〇 | |
| 女子講習會 | 同 | 一二〇 | 六〇 | |
| 地區整理 | 安藝倉橋島村 | 七、七五二 | 二、六〇〇 | |
| 井戸設置 | 山縣郡戸内村 | 一五六 | 七五 | |
| 水道設置 | 同 船佐村 | 一九六 | 九五 | |
| 道路改修 | 高田郡秋越村 | 二、〇〇〇 | 七〇〇 | |
| 共同作業場設置 | 同 | 八〇〇 | 四〇〇 | |
| 寮所改善 | 賀茂郡吉土實村 | 七二〇 | 三六〇 | |
| 防波堤築造 | 同 郡川尻村 | 八、六七〇 | 三、五〇〇 | |
| 道路改修 | 豊田郡木谷村 | 一、三二七 | 四五〇 | |
| 道路改修並井戸設置 | 同 郡長谷村 | 三四〇 | 一七〇 | |
| 水道設置 | 同 郡近田村 | 二、三七四 | 一、〇〇〇 | |
| 道路同修 | 豊田郡西生口村 | 七、九一〇 | 二、六〇〇 | |
| 道路改修 | 深安郡中條村 | 五四九 | 二七〇 | |
| 蒔菫栽培 | 神石郡上村 | 九四〇 | 三一〇 | |
| 道路改修 | 甲奴郡田總村 | 一、二三〇 | 五五〇 | |
| 製繩機購入 | 双三郡三次町 | 三〇〇 | 一五〇 | |
| 水道修築 | 同 郡十日市町 | 二、〇一四 | 一、〇〇〇 | |
| 桑園設置 | 比婆郡庄原町 | 七〇〇 | 三五 | |
| 計 | | 四〇、五六四 | 一五、五四〇 | |

第二編 融和事業に關する行政

融和問題に關する教育教化關係者協議會 六年二月二七日 縣會議事堂 教育教化關係者 一三名 縣側 九名出席

四、講演會

Table with columns: 會名, 開催期日, 開催地, 概況. Includes entries for 融和問題講演會 (6/16) and 同 (7/17).

五、文書宣傳

融和週間に關する知事聲明書を三月十四日縣下日刊新聞に依りて發表す。

六、差別事業除去、差別事件調停

Table with columns: 事業事件, 内容, 発見發生年月日, 除去調停年月日, 方法備考. Includes entries for 差別官辭 and 差別官辭.

2 補助事業

五、施行事業ニシテ工事ヲ要スルモノナルトキハ之カ設計書仕様書圖面各二通

六、資産及設備ノ調査

七、設備ヲ要スル事由

申請書提出後第一項各號ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ申請者ヨリ直ニ其旨報告スヘシ但シ補助指令ヲ受ケタル後ニ有リテハ變更前豫メ其事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受ケタルヲ要ス

一、事業ノ收支豫算但シ市町村其ノ他團體ニ在リテハ事業施行年度ノ一般豫算添付ヲ要ス

三、第一條第一項各號ト掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ其變更書第三條本規程ニ依ル補助ノ歩合ハ事業費ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ歩合ヲ増加スルコトアルヘシ

第四條 補助指令ヲ受ケタル者事業ニ著手シタルトキハ其旨報告ヲ爲シ事業完成シタルトキハ事業成績及收支精算書ヲ提出スヘシ

第五條 精算ノ結果事業費減額シタルトキハ補助金ヲ減ス其ノ増額アリタルトキハ其額ニ對シテハ補助セス

第四章 府縣の施設事業

Table with columns: 施行事業, 施行市町村, 事業費總額, 補助費, 成, 續. Includes entries for 道路改修 and 下水改良.

二七、和歌山縣

一、規程訓達

規程——社會事業補助規程

第一條 社會改善ニ資スル目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル團體又ハ個人ニ對シテ縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

一、救貧事業

二、防貧事業

三、兒童保護事業

四、社會教化事業

五、其他適當ト認ムル事業

第二條 補助ヲ受ケムトスル者ハ補助申請書ニ左ノ事項ヲ具シテ事業施行ノ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業計畫書

二、事業ノ收支概算書

三、定款規約會則等ノ寫

四、事業ノ施行スル規則又ハ事業ノ施行方法書

第五條ノ一 事業ハ必ス年度内ニ完成スヘシ若シ已ムテ得サル事由ニヨリ次年度ニ繰越サムトスルトキハ關係市町村會其ノ他ノ議決ヲ經テ三月二十日迄ニ届出ツヘシ但シ次年度ニ繰越シタル事業ハ再度繰越テ許サス

第六條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ補助ヲ受ケタルモノニ對シ隨時官吏員ヲシテ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 補助ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付セル補助金ノ返還ヲ命ジ若ハ工事ノ補修改造ヲ命スルコトアルヘシ

一、事業ノ經營若ハ施行ノ方法適當ト認メタルトキ

二、施行後緩慢ニシテ完成シ難シト認メタルトキ

三、不正ノ手數ヲ以テ補助ヲ受ケタルトキ

四、前各號ノ外本規定ニ違反シタルトキ

第八條 本規定ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ總テ市町村及警察官署ヲ經由スヘシ但シ支廳管轄區域内ニ在リテハ支廳長ヲモ經由スルヲ要ス

第九條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ部落改善事業ニ關スル施行期日ハ大正十一年四月一日トス

第十條 大正九年八月縣令第五六號部落改善費縣補助規程ハ大正十一年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

第十一條 大正十六年度ニ屬スル補助申請ニ限リ第二條ノ期限ヲ

第二編 融和事業に關する行政

十月末日トス

社會事業補助申請書

本市町村(何々團體、私儀)ハ何々ノ事業實施致度候ニ付
縣費ヨリ相當御補助相成度別紙關係書類相添ヘ此段申請
候也

年月日

市町村長 氏 名印
(何々會代表者
若ハ個人 氏 名印)

知事宛

備考

一、規程第二條第一項各號ノ書類ニシテ該當ノモノナキトキ
ハ其旨附記スルコト

一、收支豫算書ニハ計算ノ基ク所ヲ詳記スルコト

一、資産ノ内不動産ニ在リテハ其ノ現在高以外時價ヲモ附記
スルコト

一、施行ヲ要スル事由ハ詳細ニ記載スヘキハ勿論補助ヲ受ク
ルノ必要アル事情其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ詳記スルコ
ト

通過——國民融和日に關する件

(昭和六年二月二十日、社第二二一號)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六二、〇五〇圓

(内譯) 一、直營事業費

ナシ

七二

| | |
|--------------------|---------|
| 二、改善施設補助費 | 五五、九〇〇圓 |
| 1 經濟的保護並文化的施設事業補助費 | 一五、三〇〇圓 |
| 2 地區整理事業補助費 | 四〇、六〇〇圓 |
| 三、融和團體補助費 | 四、五〇〇圓 |
| 四、其他 | 一、六五〇圓 |

2 事業計劃

一、直營事業 ナシ

二、補助事業

1 地方改善事業助成

市町村を單位とする經濟保護並に文化的施設事業に對シ二分の一
以内の獎勵金を交付す。

2 地區整理事業助成

拾ヶ年計劃の地區整理事業に對シ補助す。

3 融和團體助成

和歌山縣同和會に對シ補助獎勵を爲す。

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業 ナシ

2 補助事業

施行事業 施行市町村

道路 改修 海草郡木本村

同 那賀郡調月村

飲用井戸新設 伊都郡妙寺町

住宅 改良 同 應 其 村

| | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 事業總額 | 三、七九四圓 | 補助費 | 一、二五二圓 |
| | 一、〇〇〇圓 | | 三三〇圓 |
| | 五〇四圓 | | 一二一圓 |
| | 六、一六九圓 | | 八〇二圓 |

| | | |
|---------------|--------|--------|
| 道路 改修 東牟婁郡本宮村 | 三、二七〇 | 一、一一三 |
| 住宅 改良 同 | 七、六九六 | 一、〇〇一 |
| 合計二九件 十九ヶ町村 | 九一、九四八 | 一六、六六六 |

二八、德島縣

一、規程訓達

規定——(大正十年二月二十七日德島縣令第十四號)
(大正十二年八月三日縣令第三十九號ニ依リ改正)

第一條 地方改善ノ目的ヲ以テ市町村又ハ地方改善團體ニ於テ左
ノ事業ヲ爲ストキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金を交付ス

一、居住地區ノ整理、住宅ノ改善、道路ノ改良

二、飲料水又下水ノ改良、託兒所、授産所、共同浴場、診療所

三、青年夜學、補習教育、年長兒童及子守教育又ハ裁縫講習所

公會堂設置

體育場ノ設置

四、農事、蠶業、其ノ他産業上ニ關スル講習

五、簡易食堂、共同作業場、共同市場ノ設置

六、墓地、火葬場、廢芥燒却場ノ設置

七、移住又ハ海外出稼

八、其ノ他地方改善上必要ト認ムル事業

第二條 助成金又ハ補助金歩合ハ事業精算額ニ對スル百分ノ五十
以内トス但シ特別ノ事情アルトキハ其ノ歩合ヲ增加スルコトア
ルヘシ

第三條 補助ヲ受ケムトスル市町村又ハ地方改善團體ノ代表者ハ

| | | |
|---------------------------|--------|-------|
| 農 業 期 同 端 場 村 | 一、七九三 | 五三五 |
| 保 育 事 業 同 | 三五〇 | 八五 |
| 公 設 産 婆 同 | 四五〇 | 一一〇 |
| 家 事 講 習 所 同 | 八、八〇七 | 一、一四五 |
| 住 宅 改 良 同 | 一〇、四五〇 | 三、五〇一 |
| 共 同 浴 場 新 設 伊 都 郡 岸 上 村 | 三五〇 | 八五 |
| 公 設 産 婆 同 | 九、九一六 | 一、二八九 |
| 住 宅 改 良 同 | 八七三 | 二六〇 |
| 實 費 診 療 所 同 | 二、一六五 | 二八二 |
| 住 宅 改 良 同 橋 本 町 原 田 | 七二七 | 二三七 |
| 下 水 溝 新 設 有 田 郡 箕 島 町 | 八五八 | 一一二 |
| 路 面 工 事 日 高 郡 御 坊 町 | 四、五二二 | 五八八 |
| 住 宅 改 良 同 南 郷 町 | 三〇〇 | 五一 |
| 同 同 東 内 原 村 | 九、六二八 | 一、二五二 |
| 共 同 墓 地 新 設 西 牟 婁 郡 田 邊 町 | 八、九九五 | 一、一七〇 |
| 住 宅 改 良 同 | 一、八七六 | 二五四 |
| 消 防 器 具 購 入 同 郡 朝 來 村 | 五八一 | 一九二 |
| 道 路 改 修 同 | 一、六〇四 | 二〇九 |
| 住 宅 改 良 同 | 一一〇 | 二五 |
| 少 年 團 事 業 同 | 九一一 | 一一九 |
| 住 宅 改 良 同 郡 東 富 田 村 | 一、一〇三 | 一四九 |
| 火 葬 場 新 設 同 | 一、五三七 | 二〇〇 |
| 住 宅 改 良 同 郡 三 舞 村 | 一、五〇九 | 一九七 |
| 同 同 周 參 見 町 | | |

第四章 府縣の施設事業

第二編 融和事業に關する行政

施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添附シ毎年三月二十日迄ニ知事ニ差出スヘシ

- 一、事業ノ計畫又ハ實行方法ヲ詳記シタル計畫書
- 二、施設事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書、圖面又ハ工事ノ着手並竣工豫定期日
- 三、收支豫算又ハ收支見積計算書

郡長ニ於テ前項ノ願書ヲ受理シタルトキハ警察署長ト合議ノ上事業ノ適否其ノ他調査上ノ意見ヲ附シ知事ニ進達スヘシ

第四條 補助ノ指令ヲ受ケタル者事業ニ着手シタルトキ又ハ事業完成シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出スヘシ但シ完成届出ノ場合ニハ精算書ノ添付ヲ要ス

第五條 補助ヲ受ケタル事業ハ其ノ施設ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ若ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條 知事ハ隨時官吏員囑託シテ補助金ヲ交付シタル者ニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 完成シタル事業ニシテ補助ノ條件ニ違ヒ又ハ不完全ナルトキハ知事ニ於テ之カ改造若ハ補修ヲ命ジ又ハ補助額ヲ減シ若クハ其ノ指令ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 本規程ニ違反シ或ハ命令ノ條項ニ從ヒ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ補助金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第九條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書ハ所轄町村長及郡長ヲ經

由スヘシ

附 則

第十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總 額 二、四〇〇圓

(内課) 一、直營事業 四〇〇圓

二、改善施設補助費 一、二〇〇圓

内 1 經濟的保護事業補助費 ナシ

2 文化的施設補助費 一、二〇〇圓

三、融和團體補助費 八〇〇圓

2 事業計劃

一、直營事業

(イ)融和事業講演會五ヶ所。(ロ)融和事業從事者講習會一ヶ所。

(ハ)融和事業懇談會五ヶ所

二、補助事業

(イ)共同浴場一ヶ所、簡易上下水道道路改修一ヶ所補助

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

二、諸會 會 名 開催期日 開催地 概況

融和事業懇談會 立江町外五ヶ所

町村吏員、小學校教員、地區代表者關係者等

三、講習會

會 名 開催期日 開催地 概況

融和事業講習會 那賀郡立江町

教員、僧侶、方面委員、社會事業家、町村吏員等五三名

四、講演會

會 名 開催期日 開催地 概況

融和事業 六年三月

石井村外五ヶ所 町村吏員、在郷、青

講演會 十、十四日

五、文書宣傳

國民融和日宣傳(第二編融和團體の全國的活動参照)

2 補助事業

| | | | | |
|------------|---------|-------|-----|----|
| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
| 共同浴場 | 板野郡一條町 | 三、五二〇 | 七五〇 | |
| 簡易上下水道道路改修 | 名東郡上八幡村 | 一、九三七 | 四五〇 | |

二九、香川縣

一、規程訓達

規程——地方改善補助規程

(大正十四年十月十日香川縣令第四七號發布)

第一條 地方改善ノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル市町村其ノ他ノ團體ニ對シ必要アリト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ交付ス

第四章 府縣の施設事業

一、住宅ノ改良、居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所、慰安及娛樂機關、貯金組合ノ設置、風紀ノ改善等生活狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

三、教育ノ獎勵、人材ノ養成、講習講習會ノ開設等教化ノ普及ヲ目的トスル事業

四、産業組合、公設質屋、授産場ノ設置、産業ノ改良、副業ノ獎勵等産業狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

五、飲料水及下水設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生的施設ノ完備ヲ目的トスル事業

六、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業

七、融和促進ヲ目的トスル事業

八、前各號ノ外地方改善上適切ナリト認ムル事業

第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ前年度十二月末日迄ニ各事業毎ニ左記書類ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ但シ事業カ工事ノ施行ニ屬スルモノニアリテハ設計ノ概要並ニ圖面(建築工事ニ在リテハ平面圖其ノ他土木工事ニアリテハ施設地區ニ於ケル設置圖)各二通ヲ添付スルコトヲ要ス

一、施設ヲ要スル理由

二、事業計畫書

三、事業費收支ノ見積計算書

事業ヲ變更シ又ハ前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其ノ理由ヲ具シ前項ノ例ニ依リ知事ニ願出ツヘシ

事業ヲ廢止シ又ハ中止シタルトキハ直ニ其ノ理由ヲ具シテ知事

第二編 融和事業に關する行政

二届出ツヘシ

第三條 必要アリト認ムルトキハ隨時官吏市員ヲ派遣シ事業ノ調査又ハ出納ノ検査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第四條 事業完了又ハ竣工シタルトキハ其ノ成績及精算書ヲ添ヘ直ニ届出ツヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シ又ハ第二條ノ調査又ハ検査ヲ拒ミ若クハ同條ニ基キテ發スル命令ニ從ハサルトキ

二、事業ノ廢止又ハ事業完成ノ見込ナシト認メタルトキ

三、事業精算額カ見積額ニ比シ減額シタルトキ

四、違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

五、其ノ他ノ事業ノ施設經營補助ノ趣旨ニ副ハムト認メタルトキ

第六條 本規程ニ基ク願届書ハ總テ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ

郡市長前項ノ願届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果等ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

規程——社會事業調査規程

規程——生業資金特別會計規程(昭和五年四月二日、縣告示第二百二十七號)

七六

通牒——第三回國民融和日に關する件(昭和六年三月十一日、六發第九一號)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 八、〇一五圓

(内譯) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

1 經濟保護事業補助費

2 文化的施設補助費

三、融和團體補助費

ナシ

本縣地方改善補助規程に基キ前記補助金を交附す。

三、昭和五年度施行事業

1 補助事業

施行事業

又ハは 團體

惡水路改修

集會場修繕

道路惡水路

便所改築

共同作業場

木田郡平井町

大川郡相川村恩德會

同

大川郡譽水村昭和會

同

大川郡鶴羽村恩德會

同

木田郡平井町

事業費總額

補助費

備考

四二

二〇

三〇

一〇

八四四

三七〇

二六五

一三〇

五棟

二、二八八

一、〇〇〇

四〇

(昭和五年七月十日)

指示事項——愛媛縣市町村長會指示事項

一、融和促進ニ關スル件

最近社會事相ノ變遷ニ伴ヒテ融和問題ノ解決ハ益々緊切ノ度ヲ加フルニ至リタリ今ヤ縣下ノ情勢ヲ洞察スルニ各位ガ努力ノ効徒爲カラスシテ所謂形式的方面ノ差別ハ漸クニシテ其ノ跡ヲ薄クセリ然レドモ一般民衆ノ自覺ニ缺クル所アリテ人心ノ奥底ニ潜在セル内秘的且ツハ敬遠的ノ差別觀念ノ尙殘存シテ一部ノ同胞ニ苦惱ヲ感セシムルコトヲ遺憾トセリ依テ各位ハ時勢ノ推移ト地方ノ實情トニ鑑ミテ斯ル弊實ノ除去ニ努メ以テ融和促進ノ實ヲ擧クルコトニ精進セラレタシ

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六、二〇〇圓

(内譯) 一、直營事業費

二、改善施設補助費

内 1 經濟的保護事業補助費

2 文化的施設補助費

三、融和團體補助費

ナシ

二、二〇〇圓

三、〇〇〇圓

三、〇〇〇圓

一、〇〇〇圓

ナシ

一、〇〇〇圓

ナシ

一、〇〇〇圓

ナシ

一、〇〇〇圓

ナシ

一、〇〇〇圓

ナシ

一、〇〇〇圓

ナシ

一、〇〇〇圓

ナシ

七七

三〇、愛媛縣

一、規程訓達

第四章 府縣の施設事業

備考 前記事項は目下施行中のものなり成績取調中

計

一六、五〇三 七、八七六

一四〇 一四〇

二九五 一四〇

一四八 七〇

一、六〇〇 四〇〇

同 郡 勝間村 二九五 一四〇

同 郡 本島村 一四八 七〇

同 郡 三豐郡仁尾村 一、六〇〇 四〇〇

同 郡 仲多度郡北村 五四六 二七〇

同 郡 川津村 九二九 四一〇

同 郡 瑞忍村部落 二、六八七 一、二〇〇

同 郡 香川郡由佐村 一八〇 六〇

同 郡 小豆郡福田村 六三七 三一〇

同 郡 桑苗植付 地方改善會 二五二 一〇〇

同 郡 公會堂改築 小豆郡草壁町 二、四二一 一、〇六〇

七七

第二編 融和事業に關する行政

二、補助事業

住宅改善、道路改修、共同井穿鑿、職業輔導、青年會堂建築、和促進諸施設等

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

三、四、講習會、講演會

愛媛縣善鄰會と共同施設(同會の部参照)

五、文書宣傳

愛媛縣善鄰會と共同、融和日宣傳(別項参照)

2 補助事業

| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費 | 補助費 | 成績 |
|--------|---------|----------|-----|------------|
| 住宅改善 | 越智郡宮窪村 | 1,075.00 | 100 | 成績佳良(以下同様) |
| 住宅改善 | 瀬元部落改善會 | 1,075.00 | 100 | |
| 道路改修 | 同郡 | 1,250.00 | 100 | |
| 道路改修 | 富田村長丁組 | 1,250.00 | 100 | |
| 融和促進事業 | 同郡 | 450.00 | 100 | |
| 融和促進事業 | 富田村善鄰會 | 450.00 | 100 | |
| 同 | 同郡 | 970.00 | 100 | |
| 同 | 村和敬同行會 | 970.00 | 100 | |
| 道路改修其他 | 温泉郡石井村 | 1,020.00 | 100 | |
| 臺所改善其他 | 同郡小野村 | 490.00 | 100 | |
| 融和促進事業 | 同郡北吉井村 | 400.00 | 100 | |
| 同 | 同郡中環善鄰會 | 1,715.00 | 100 | |
| 道路改善其他 | 喜多郡大洲村 | 250.00 | 100 | |
| | 德會 | 250.00 | 100 | |

| | | | |
|--------|---------|----------|-------|
| 水道設備 | 同郡備生村 | 1,435.50 | 300 |
| 共同井穿鑿 | 同郡善田會 | 1,900.00 | 100 |
| 副業獎勵其他 | 東宇和郡多田村 | 850.00 | 185 |
| 共同浴場 | 成徳會 | 1,180.00 | 30 |
| 同 | 西宇和郡伊方村 | 1,180.00 | 30 |
| 共同井穿鑿 | 北宇和郡三島村 | 1,120.00 | 30 |
| 同 | 同郡好藤村 | 1,170.00 | 30 |
| 公會堂建築 | 同郡愛治村 | 2,000.00 | 300 |
| 融和促進事業 | 南宇和郡城邊町 | 3,800.00 | 300 |
| 共同井穿鑿 | 喜多郡五十崎町 | 1,000.00 | 100 |
| 道路改修其他 | 西宇和郡磯津村 | 3,900.00 | 100 |
| 計 | 一九ヶ所 | 3,675.50 | 3,000 |

三二、高知縣

一、規程訓達

規程——部落改善事業補助規程

(大正十年七月二日告示第三三五號)

- 第一條 部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ市町村其ノ他ノ團體ノ事業トシテ左記施設ヲ爲シタル場合ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
 - 一、就學出席ノ獎勵ニ關スル施設
 - 二、婦人ノ開發ニ關スル施設
 - 三、勸儉貯蓄ニ關スル施設

四、地區ノ整理又ハ道路改修ニ關スル施設

五、其ノ他部落改善上必要ト認ムル施設

第二條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ事業ノ成績ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

一、市町村ノ施設ニ對シテハ其ノ經費ノ百分ノ五十以内

一、前號以外ノ團體ノ施設ニ對シテハ其經費ノ百分ノ四十以内

第三條 補助ヲ受ケントスル者ハ願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年三月十日迄ニ知事ニ差出スヘシ

一、別紙第一號様式ノ事業豫定書但シ繼續事業ニ就テハ第二號様式ノ事業豫定書

二、施設ノ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書、圖面及工事ノ着手並終了年月日ヲ記載セル書面

三、收支計算書又ハ收支見積書

第四條 郡市長ニ於テ前條ノ書類ヲ受理シタルトキハ施設事業ノ適否豫算金額ノ當否等ニ就キ意見ヲ付シ本文期日迄ニ進達スヘシ

第五條 第三條ノ事業計畫ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ豫メ知事ノ承認ヲ受ケヘシ

第六條 補助ノ指令ヲ受ケタル者ハ事業計畫書ニ事業着手期日ノ定メアル場合ノ外速ニ事業ニ從事スヘシ

事業ノ着手又ハ完成ノ際ハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ但シ完成届出ノ場合ハ別紙第三號様式ノ精算書及證書類添付ヲ要ス

第七條 補助金ハ工事ヲ要スル事業ニ在リテハ第六條第二項ノ完成届出後其ノ他ノ者ニアリテハ適當ト認ムル時ニ之ヲ交付ス

第八條 補助ヲ受ケタル事業ハ其ノ施設ヲ變更シ又ハ之ヲ譲渡シ

第四章 府縣の施設事業

若ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラス

第九條 知事ハ隨時官吏更員ヲシテ補助金ヲ交付シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十條 左記各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ補助指令ヲ取消シ若ハ變更シ其ノ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、事業ノ廢止若ハ變更ニ依リ豫定計劃ヲ遂行セサルトキ

一、事業ノ成績不良ト認メタルトキ

一、前各號ノ外本規定ニ違反シ若ハ不都合ノ行爲アリト認メタルトキ

第十一條 本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄町村長及郡長ヲ經由スヘシ

第十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十三條 大正十年度ニ限り第三條ノ願書ハ大正十年七月末日迄ニ差出スヘシ

訓示通牒——國民融和日に關する件 (昭和六年三月)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一、一、二〇九圓

(内譯) 一、直營事業費 一、一四〇圓

二、改善施設補助費 四、二九九圓

第二編 融和事業に關する行政

八〇

- 内 1 經濟的保護事業補助費 二九九圓
- 2 文化的施設補助費 四、〇〇〇圓
- 三、融和團體補助費 四、五〇〇圓
- 四、其他 一、二七〇圓

し市町村は百分の五十其の他は百分の四十以内の補助をなす。

2 事業計劃

一、直營事業

(イ) 移住奨励、北海道其他へ移住戸數一〇戸、一戸平均一〇〇圓を交附す。(ロ) 指導講習會を縣下二ヶ所に於て一ヶ所三日間開催

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|-----------|-------------------|--------|-----------------|
| 融和事業指導講習會 | 自五年一月二二日至同一年一月二八日 | 土佐郡桑村 | 講師赤堀外七名 聴講者 八〇名 |
| 同 | 自五年一月二九日至同一年二月一日 | 幡多郡 同村 | 講師同 八名 聴講者 五〇名 |
| 計 | | 二ヶ所 | 一三〇名 |

二、補助事業

市町村及改善團體の施設にかゝる地區整理、共同井戸、浴場に對

六、差別事業除去、差別事件調停

| 事業事件 | 内容 | 發生年月日 | 除去年月日 | 方 | 法 | 備考 |
|------|-----------------------------------|---------|---------|-------------------------------------|-----------|--|
| 差別首辭 | 中村町柴町料理屋樓主が雇女に對してエタと稱し暴言を吐く | 五年五月一三日 | 五年五月一三日 | 警察署へ呼出し嚴重訓戒し始末書を提出せしむ | 雇女は少數同胞なり | |
| 差別首辭 | 幡多郡平田村某が角力の勝負に際し群衆に對してエタと稱す | 五年九月五日 | 五年九月五日 | 臨監の警察官に於て取調べたり因て十分訓戒の上友人に引渡去せしむ | | |
| 同 | 幡多郡大川筋村轉ノ江某が中村町料理店雇女に對しエタと稱す | 同 九月一六日 | 同 九月一七日 | 警察署に召喚嚴重訓戒恐入書三通提出せしむ | | |
| 同 | 中村町某女の婚禮の荷物を見てエタの荷物と言ふ | 同 一月一八日 | 同 一月一九日 | 警察署に於て訓戒恐入書を提出せしむと共に新聞紙に對し謝罪廣告をなさしむ | | |
| 同 | 中村町料理店某女泥酔し街路を徘徊し通行人に對しエタと高聲しつゝ呼ぶ | 同 二月一五日 | 同 二月一五日 | 警察署へ同行し訓戒を與ふ | | 内務省警察犯處罰令第二條第十一號により發拘留九日の首をなしたる上差別首辭に對しては恐入書を提出せしむ |

内務省警察犯處罰令第二條第十一號により發拘留九日の首をなしたる上差別首辭に對しては恐入書を提出せしむ

| 同 | 同 | 同 |
|---|---------|---------|
| 戸波村某が宴會の座席に於て遊魚に關する雑談中エタ魚との言を發し同席の部落民の聞知せるによる | 同 五月二五日 | 同 五月二七日 |
| 彼介村某が高岡町某と取引の際口論となり前者が「その様なエタが言ふことな」と云ひたるもの | 同 八月上旬 | 同 九月二二日 |
| 角力の際呼出が見付(少數部落)の某君と云ひたるものに依る | 同 八月九日 | 同 八月二〇日 |

七、功勞者表彰

| 氏名 | 住所 | 表彰者 | 簡易水道 | 共同浴場 | 共同井戸 | 道路改修 | 共同井戸 | 道路改修 | 共同井戸 | 道路改修 | 共同井戸 |
|------|---------|-------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 文野松次 | 幡多郡三崎村 | 高知縣公道會長(知事) | 同 室戸町 | 同 室戸町 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 |
| 濱田環 | 安藝郡奈半利村 | 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 |

八、委員制度

(イ) 組織 融和實行委員、縣下部落關係市町村中比較的戸數多きもの四十八ヶ所に對し二名乃至六名の委員を置く、委員は市町村長の内中に基き知事之を囑託す。
 (ロ) 現況 昭和三年九月以降本委員を設置し現在百十九名あり、各市町村に於ける差別事業の撤廢、部落改善等各地方に於ける融和事業に従事せしめ相當の成績を納めつゝあり。委員は町村吏員、小學校教師、内部一般男女の有志より成る。

| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 備考 |
|------|---------|-------|------|----|
| 公會堂 | 安藝郡佐喜濱村 | 八五五圓 | 二九九圓 | |
| 共同井戸 | 同 | 一〇〇圓 | 三五圓 | |

第四章 府縣の施設事業

三二一、福岡縣 一、規程訓達

二、昭和三十二年八月二十三日告示第六百七十號

第一條 地方ノ改善發達ヲ圖ルタメ其費用ヲ支出スル市町村ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ市町村費支出豫算額ノ二分ノ一以內トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ其歩合ニ依ラサルコトアルヘシ精算ノ結果其金額ニ超過スルコトアルモ補助金ハ増額セス

第三條 補助金ヲ以テ獎勵スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

- 一、居住地域ノ整理道路ノ改良
- 二、託兒所授産所共同浴場診療所公會堂ノ設置飲料水及下水ノ改良
- 三、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業
- 四、教師ヲ當任セシメテ補習教育裁縫教授等ヲナサシムル場合ノ教師手當並ニ教授用備品又ハ貧困兒學用品給與等教育獎勵ニ關スル事業
- 五、其他地方改善上特ニ必要ナル事業

第四條 補助テ受ケントスル市町村ハ其事業ニ關スル議決書ニ左記事項ヲ具シ前年度六月末日迄ニ知事ニ申請スヘシ

- 一、事業ノ種類計劃（工事ヲ要スルモノハ設計ノ大要並ニ其位置圖面等）
- 二、經費概算書
- 三、事業ノ着手及豫定期期

前項申請ヲ爲シタル市町村ニシテ豫算議決ヲ經タル場合ハ直チニ其關係部分ヲ抄記報告スヘシ

第五條 補助申請後ニ於テ事業ノ種類計劃豫算等ヲ變更セムトスル時ハ更ニ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 事業終了シタルトキハ其成績（工事概況、起工竣工、年月日共）及精算書ヲ添ヘ補助金ノ交付ヲ知事ニ請求スヘシ

第七條 事業ノ成績不良ナルトキ若クハ補助ノ目的ニ合ハサルトキハ補助ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助ノ一部若クハ全部ヲ還納セシムルコトアルヘシ

還納ニ關スル件依命通牒
社會第二二號 昭和六年一月九日
各市町村長殿

學務部長

客月二十六日中央融和事業協會ニ對シ事業獎勵ノ思召ヲ以テ金壹萬圓御下賜相成候事特ニ感謝措ク能ハサル所ニ有之候就テハ自今一層融和親善ノ實現ニ邁進シ鴻恩ノ萬一ニ奉答致度候條各位ニ於テモ其御聖旨ヲ諒シ之ヲ管内ニ周知ノ上尙進ミテ夫レ夫レ地方ノ實情ニ應スル適宜ノ方途ヲ講シ一日モ早ク新業ノ目的達成候様益々御盡力相煩度

通牒——國民融和日宣傳ニ關スル件通牒
（昭和六年二月二十八日、社會第三三三號）

二、昭和六年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一三、七六八圓

(內譯) 一、直營事業費 一、二四九圓

二、改善施設補助費 七、一八〇圓

內 1 經濟的保護事業補助費 三〇〇圓

2 文化的施設補助費 六、八八〇圓

三、融和團體補助費 三、一五〇圓

四、其他事務吏員費 二、二八九圓

2 事業計劃

一、直營事業

(イ) 地方改善授産講習會。(ロ) 地方改善裁縫講習會

二、補助事業

(イ) 地方改善施設事業。(ロ) 管外優良地方視察

三、昭和五年度施行事業

1 直營事業

三、講習會

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|-------|---------------------|--------|--------|
| 授産講習會 | 自六年三月一六日 至同三月二五日 | 企救郡企救町 | 講習員四二名 |
| 同 | 自五年九月二六日 至同一〇月五日 | 朝倉郡甘木町 | 一五名 |
| 同 | 自同七月五日 至同七月一四日 | 鞍手郡直方町 | 三〇名 |
| 裁縫講習會 | 自同九月 至六年三月 | 遠賀郡中間町 | 三四名 |
| 同 | 自五年五月 至六年二月 | 田川郡四田村 | 三四名 |
| 同 | 自五年六月 至六年三月 | 福岡市 | 四八名 |
| 同 | 毎月二日宛 二十四日間 | 八女郡光友村 | 一九名 |

第四章 府縣の施設事業

同 年 中京郡行橋町 同 二五名

同 自五年九月 至同一二月 小倉市 同 一三名

同 自五年八月 至同九月 小倉市 同 二九名

同 五年八月、十五日 小倉市 同 三一名

同 自五年九月 至同一〇月 朝倉郡甘木町 同 一六名

同 五年九月、十二日 鞍手郡直方町 同 二五名

同 自五年八月 至同九月 同 同 五三名

同 自五年六月 至同七月 久留米市 同 四六名

計 一五ヶ所 四六〇名

備考 裁縫教師一人に付金三十六圓の手當を支給す。

七、功勞者表彰

氏名 住所 表彰者

田高力蔵 福岡縣田川郡方城村 福岡縣知事

2 補助事業

| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
|-------|--------|--------|--------|----|
| 下水溝新設 | 福岡市 | 二、二〇〇圓 | 一、一〇〇圓 | 良 |
| 共同浴場 | 門司市 | 一、七二一 | 八六〇 | 同 |
| 道路改良 | 鞍手郡宮岡町 | 一、七〇一 | 八五〇 | 同 |
| 共同浴場 | 鞍手郡小竹町 | 六七五 | 三三六 | 同 |

第二編 融和事業に關する行政

| | | | | |
|-------|---------|--------|-------|---|
| 公會堂 | 浮羽郡川會村 | 一、二三七 | 六一八 | 同 |
| 公會堂 | 田川郡赤田村 | 一、二二七 | 六一二 | 同 |
| 裁縫講習 | 遠賀郡芦屋町 | 三六〇 | 一八〇 | 同 |
| 同 | 若松市 | 二四〇 | 一二〇 | 同 |
| 同 | 田川郡後藤寺町 | 六〇 | 三〇 | 同 |
| 管外優良地 | 福岡市 | 一、六五〇 | 一、六五〇 | 同 |
| 計 | | 一一、〇七一 | 六、三五六 | |

三三、大分縣

一、昭和六年度豫算並事業計劃

| | | | |
|------|-----------|------|------|
| 1 豫算 | 總額 | 八〇〇圓 | ナシ |
| (内課) | 一、直營事業費 | ナシ | 五〇〇圓 |
| | 二、改善施設補助費 | 三〇〇圓 | |
| | 三、融和團體補助費 | | |

2 事業計劃

- 一、直營事業 ナシ
- 二、補助事業 研究中

二、昭和五年度施行事業

| | | | | |
|--------|------------|-----|-----|--------|
| 1 直營事業 | ナシ | | | |
| 2 補助事業 | ナシ | | | |
| 施行事業 | 施行市町村事業費總額 | 事業費 | 成 | 續 |
| 圖書館建設 | 大分市 | 九〇八 | 五八六 | 六年三月竣成 |

| | | | |
|------|---------|-------|-----|
| 共同井戸 | 東國東郡國東町 | 二八八 | 一八七 |
| 新設 | 日田郡光岡村 | 二〇〇 | 一二七 |
| 計 | 三ヶ所 | 一、三九六 | 九〇〇 |

三四、佐賀縣

一、規程訓達

規程——社會事業助成規程(大正十年九月十日)

第一條 公共團體、其他ノ法人、組合若ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ助成ヲ必要トスルモノニハ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

- 一、地方進善
- 一、盲啞教育
- 一、託兒所
- 一、孤貧兒童育又ハ教育
- 一、施藥救療
- 一、市場
- 一、職業紹介
- 一、簡易食堂
- 一、簡易文庫
- 一、感化教育
- 一、免囚保護
- 一、幼兒保護
- 一、徒弟教育
- 一、窮民救助
- 一、授産場
- 一、質屋
- 一、共同娛樂場
- 一、前各號ノ外必要ト認ムルモノ

第二條 助成金ハ事業費、創業費ノ十分ノ五以内トス但シ從前ノ資金及其利子ヨリ支出スルモノアルトキハ之ヲ控除シタル殘額

ニ付査定ス

必要ト認ムルトキハ事業ヲ指定シ前項ノ制限ヲ超過スルコトヲ得

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ毎年五月三十一日限り左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

- 一、設立者氏名又ハ名稱及事務所所在地
- 一、事業概要及事業區域
- 一、當該年度經費收支豫算(内課共)及前年度決算
- 一、事業經營維持方法
- 一、事業施行ニ關スル規則又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書
- 一、資産及設備調査

助成金ノ交付ヲ必要ト認ムルトキハ申請ヲ俟タスシテ交付スルコトアルヘシ

第四條 助成金ヲ交付スル場合ニ於テハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第五條 第三條第一項各號ニ異動ヲ生シタルトキハ事由ヲ具シ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ該年度終了後直ニ事業成績及決算ヲ報告スヘシ

第七條 必要ト認ムル場合ハ事業ニ關シ報告ヲ爲シタル書類、帳簿ヲ徴シ又ハ實地ニ就キ事業ヲ調査シ若ハ出納ヲ検査スルコトアルヘシ

第八條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ助成金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第四章 府縣の施設事業

- 一、本規程ニ基キ發スル命令ニ違背シタルトキ
 - 二、事業ノ成績不良ナルトキ
 - 三、支出決算額カ助成金交付當時ノ決算額ヨリ減シタルトキ
 - 四、前各號ノ外返還ヲ必要ト認メタルトキ
- 第九條 本規程ニ依リ提出スヘキ文書ハ郡市役所、町村役場ヲ經由スヘシ郡市町村長ハ前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ
- 第十條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十一條 大正十年度ニ限り第三條ノ申請期限ヲ大正十年九月三十日トス
- 通稱——國民融和日に關する件 (昭和六年三月)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

| | | | |
|------|-----------|------|------|
| 1 豫算 | 總額 | 八〇〇圓 | ナシ |
| (内課) | 一、直營事業費 | ナシ | 八〇〇圓 |
| | 二、改善施設補助費 | 八〇〇圓 | |
| | 三、融和團體補助費 | | |

- 一、直營事業費 ナシ
- 二、改善施設補助費 八〇〇圓
- 三、融和團體補助費 ナシ

內 1 經濟的保護事業補助費 八〇〇圓

2 文化的施設補助費 八〇〇圓

助無キも本縣社會事業協會ハ融和部を附設シ融和部に對シ同會より一、二一四圓繰入れるを以て本會に對シ一、三〇〇圓補助の見込

2 事業計劃

第二編 融和事業に関する行政

一、直營事業 ナシ

| | | | | |
|------|---------|----------|-----|------|
| 施行事業 | 施行町村 | 事業費總額 | 見込額 | 備考 |
| 住宅改善 | 佐賀郡本庄村 | 八〇五、六七 | 四〇〇 | |
| 同 | 東松浦郡久里村 | 八二三、七三 | 四〇〇 | |
| 計 | | 一、六二九、四〇 | 八〇〇 | 計二一戸 |

三、昭和五年度施行事業

| | | | | |
|--------|---------|----------|-----|----|
| 2 補助事業 | 施行町村 | 事業費總額 | 補習費 | 成績 |
| 施行事業 | 又は團體 | | | |
| 授産場建設 | 佐賀郡東田代町 | 二、二六八、二八 | 六六〇 | |
| 同 | 副業組合 | | | |
| 給水設備 | 東松浦郡北波 | 八九一、九六 | 二五九 | |
| 同 | 多村下竹有區 | | | |
| 計 | | 三、一六〇、二四 | 九一九 | |

備考 事業費總額は精算未済に付豫算額を記す。

三五、熊本縣

一、通牒——國民融和日に於ける融和促進の爲施設要項に関する件(昭和六年三月四日、親社第三號)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

| | | | |
|------|---------|--------|------|
| 1 豫算 | 總額 | 六、〇七〇圓 | 三三六圓 |
| (内譯) | 一、直營事業費 | | |

二、改善施設補助費

| | |
|--------------|--------|
| 1 經濟的保護事業補助費 | 四、四一七圓 |
| 2 文化的施設補助費 | 三、九五八圓 |
| 三、融和團體補助費 | 一、三一七圓 |

2 事業計劃

一、直營事業

(イ)縣外講習員派遣 二名
(ロ)視察員派遣 三名近畿中國方面へ派遣

二、補助事業

(イ)臺所改善一五戸。(ロ)便所改善一五戸。(ハ)井戸改善一五戸
(ニ)排水設備一五戸。(ホ)トラホーム治療五ヶ村。(ヘ)地區整理二ヶ村。(ト)共同作業場設置一ヶ村。(チ)竹細工技術指導三ヶ村

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

三、講習會

| | | | |
|-------------|---------|--------|--------------|
| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
| 融和事業中堅青年講習會 | 五年一月十六日 | 飽託郡日吉村 | 出席者 三〇名 |
| 同 | 十七日 | 大慈禪寺 | 講師 三好伊平 次外縣官 |

五、文書宣傳

姫井伊介氏迷小冊子「人は人」二千部を印刷し熊本縣昭和會に交付して之が適當なる配付を爲さしめ其他縣主催各種會合に際し新業各種文書の配付を爲せり。

六、差別事業除去、差別事件調停

2 事業計劃

一、直營事業 ナシ

二、補助事業

(イ)道路改修工事 四。(ロ)集會所建築工事 一。(ハ)居住地擴張整理工事 二。(ニ)共同浴場建築工事 一。(ホ)臺所改善工事 一。(ヘ)神社改築工事 一。(ト)改善指導員住宅新設工事 一。(チ)家屋新築工事 一。(リ)家屋新築移轉工事 一。(ヌ)砂防工事 一。(ル)排水溝整理 一。

二、昭和五年度施行事業

1 直營事業

調査、諸會議は縣社會事業協會と共同主催す。

2 補助事業

| | | | | |
|------------|-------|-------|-------|----------------|
| 施行事業 | 施行市町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
| 道路改修工事 | 日置村 | 二、六三六 | 一、一五〇 | 竣工、延長二、三六間、幅二間 |
| 同 | 樋脇村 | 五、六二三 | 二、五八〇 | 延長一、五八間、幅二間 |
| 井戸及貯水タンク建設 | 下東郷村 | 一、三五二 | 六三〇 | 井戸五ヶ所、タンク五ヶ所 |
| 道路改修工事 | 西長島村 | 五、七〇一 | 二、一〇〇 | 延長一、八三間、幅二間 |
| 家屋新築並移轉改築 | 同 | | | 三戸改築、二戸移轉新築 |

| | | | | | | |
|-------|----|----------|---------|---------|-------|----|
| 分事事件類 | 内容 | 發生日 | 年月日 | 調停年月日 | 方法 | 備考 |
| 差別官辭 | 失言 | 五年九月十四日 | 五年九月十四日 | 失言者口頭謝罪 | 警察官調停 | |
| 同 | 同 | 六年一月二十九日 | 六年二月十五日 | 同 | 昭和會幹旋 | |

2 補助事業

| | | | | |
|---------|-----------------|-------|-------|----|
| 施行事業 | 施行町村 | 事業費總額 | 補助費 | 成績 |
| 井戸改善 | 鹿本郡千田村 | 一九五 | 七一 | |
| トラホーム治療 | 白木村 坂下村 津田村 八幡村 | 二八八 | 一五四 | |
| 共同作業場設置 | 伊倉町 白木村 西合志村 | 一九三〇 | 九〇〇 | |
| 竹細工技術指導 | 下益城郡豊野村 | 一〇〇 | 五〇 | |
| 計 | | 二、六一三 | 一、〇七五 | |

三六、鹿兒島縣

一、通牒 國民融和日に關する件依命通牒 (昭和六年三月)

二、昭和六年度豫算並事業計劃

| | | | |
|------|------------|--------|----|
| 1 豫算 | 總額 | 七、九一〇圓 | ナシ |
| (内譯) | 一、直營事業費 | | |
| | 二、改善施設補助費 | 七、七二〇圓 | |
| | 1 文化的施設補助費 | 七、七二〇圓 | |

| | | | |
|--------|-----|--------|-------|
| 住宅地擴張 | 川内町 | 三、〇〇五 | 一、三七〇 |
| 整理工事 | 同 | | |
| 道路改修工事 | 同 | | |
| 井戸工事 | 同 | | |
| 計 | 八件 | 一八、三一七 | 七、八三〇 |

第五章 第五十九議會と融

和問題

其一、融和事業の徹底に関する建議

衆議院に於ては第二回全國融和團體聯合大會の輿論に應じて政・民兩黨とも本問題の重大性を認めて所屬代議士全部の賛成のもとに兩黨別々に政友會は二月十六日守屋榮夫、山口義一、植原悦二郎、原惣兵衛、岩本武助、清水銀藏の諸氏、民政黨は二月二十七日森田茂、牧山耕藏、頼母木桂吉、櫻内幸雄、山道襄一、原夫次郎、八並武治、加藤綱一、荒川五郎山榊儀重の諸氏から「融和事業の徹底に関する建議案」が提出された。其の上程は特に三月十四日の國民融和日の豫定であつたが議會に於ける突發事件の爲に遅延して三月二十三日の本會議に上程され即決可決された、而して他の議員提出の法律案及建議案の説明は省略されたが本案は重大性に鑑みて特

に提案者の説明がされた。同案の内容及び議事の状況は次の如くである。

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案 (議案第百七十五)

(守屋榮夫君外六名提出)

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案

政府ハ融和問題ノ解決ヲ期スル爲從來ノ施設ヲ擴充スルノ外更ニ現下ノ社會事情ニ鑑ミ傳統的社會的偏見ニ依リ不遇ノ地位ニ在ル一部同胞ノ生活安定ヲ圖ルベキ經濟的施設ニ關シ積極的方策ヲ講ゼラレムコトヲ望ム

右建議す。

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案理由書

衆ニ本院ハ第五十二回議會ニ於テ全會一致ノ議決ニ依リ政府ニ對シ現時我が國社會問題中深刻且重大ナル融和問題ノ解決ニ關シ積極的施設ヲ講ゼサルベカラザルコトヲ建議シタリ然ルニ其ノ後ノ施設ヲ見ルニ何等進展ヲ見サルコトハ本問題解決上遺憾ニ堪エサル所ナリ特ニ現下ノ社會事情ニ鑑ミ傳統的偏見ニ依リ極メテ不遇ノ地位ニ在ル一部同胞ノ經濟生活安定ヲ圖リ其ノ社會的進出ヲ容易ナラシムル爲ノ施設ヲ講スルコトハ正ニ喫緊ノ急務ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案 (議案第百七十六)

(森田茂君外九名提出)

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案

政府ハ融和問題ノ解決ヲ期スル爲從來ノ施設ヲ擴充スルノ外更ニ現下ノ社會事情ニ鑑ミ一部同胞ノ生活安定ヲ圖ルベキ精神的經濟的施設ニ關シ積極的方策ヲ講ゼラレム事ヲ望ム

右建議す。

融和事業ノ徹底ニ關スル建議案理由書

衆ニ本院ハ第五十二回議會ニ於テ全會一致ノ議決ニ依リ政府ニ對シ現時我が國社會問題中深刻且重大ナル融和問題ノ解決ニ關シ積極的施設ヲ講ゼサルベカラザルコトヲ建議シタリ然ルニ其ノ後ノ施設ヲ見ルニ未ダ十分進展ヲ見サルコトハ本問題解決上遺憾ニ堪エサル所ナリ特ニ現下ノ社會事情ニ鑑ミ一部同胞ニ對スル差別觀念ヲ除去シ經濟生活ノ安定ヲ圖リ其ノ社會的進出ヲ容易ナラシムル爲ノ施設ヲ講スルコトハ正ニ喫緊ノ急務ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

議會に於ける提案の説明 (官報抄録)

○守屋榮夫君 諸君、本日は重要な法律案並に建議案が山積して居ります時に當りまして、特に融和事業の振興に關する建議案に於ては、趣旨の説明をなすの機会を與へられましたことは本案に於て多大の關心を持つて居ります八十萬の一部同胞と共に衷心から感激感謝に堪へない所でございます (拍手) 厚く御禮を申し上げます。

御承知の如く融和事業の本旨と致します所は、一般民衆から不合理なる差別待遇を受けて居りますが爲に、精神的並に物質的に非當に不遇の地位に置かれて居ります一部同胞に對しまして、其差別的待遇を撤廢致しますと同時に、其精神的並に經濟的向上發展を促しまして、等しく、陛下の赤子として共存共榮の實を擧げたいと云ふことに在るのであります。

御承知の通りに我國に於きましては、法令の上に於ては既に差別撤廢の實が擧つて居るのであります。即ち五箇條の御誓文の趣旨に基きまして、明治四年の八月二十八日太政官布告に依りまして、四民平等の原則は確立せられました。併ながら之を社會的事實に致しますと、陛下の前に四民平等であり、四海同胞であります所の一部同胞と申しますものは、遺憾ながら依然として舊來の陋習の弊を受けまして、人格を尊重されて居ない、而して現に尙ほ封建時代に生じた所の職業上並に法制上の差別觀と云ふものが一般民衆の頭に殘つて居りますが爲に意識的に或は無意識的に、堪へ難い侮辱を受け、又冷遇を受け、嫉妬されると云ふやうなことから致しまして頗る悲惨なる境遇に置かれて居るのであります。

本院に於きまして此問題が取扱はれました歴史と云ふものは相當長い、殊に昭和二年に於きまして、本院が一部同胞に對する所の國策樹立の必要を叫ばれまして、さうして其の建議案が通過し、之に基き政府に於ても適當なる施設計畫を立てられたことは、諸君御諒承の通りであります、それに依つて一部同胞の精神的並に經濟的向上と云ふものは、或る程度迄達せられたのであります、併ながら昨今經濟界の不況に伴ひまして、一部同胞窮迫の状態と云ふものは

一層深刻さを加へて居るのであります。或る地方に於きましては、所謂失業問題或は生活難と申しますものは、一部同胞の部落がそれを代表して居ると云ふ様な観があるものであります。即ち不景氣の深刻なる害毒と申しますものは、経済的にも非常なる壓迫を受け、又差別的待遇を受けて居ります。一部同胞の部落に於て最も悲惨であり、最も激烈を加へて居ると云ふ現状なのであります。でありますから其現状に鑑みて政府は適當なる施設經營を爲さるべき筈のものであると思ふ、然るに此一部同胞に對する政府の施設は、曩に六十四萬圓の經費を投じて、幾多の計劃を實施されて居るのであります。が、本年度の豫算を見ますと、却てそれが減少して五十二萬圓の經費となつて居る状況なのであります。必要な經費は支出されずして、寧ろそれが減少して居ると云ふことは、譬へて申しますならば冬の寒さに凍えて居る所の困窮者から、一枚の煎餅蒲團を奪つて居ると云ふ状態だと申しても差支ないと思ふのであります。仍て此機會に現内閣は從來其途を誤つた政策に對して適當の變更を加へられもつと親切に一部同胞に對して考へて戴きたい。殊に不景氣の爲に非常なる迷惑をして居り、窮苦を嘗めて居ります。一部同胞に對して、其生活を安定し、経済的向上發展を促進する意味に於きまして適切なる施設計劃を樹て、戴きたいと思ふのであります。其具體的内容及説明に付きましては、申上げますと際限がありません。から——本日は他にも重要な議案が輻輳して居るやうな關係がございます。又本案に付ては更に民政黨のどなたかが説明の任に當られると思ふのであります。私は議長の御許しを得て私が言漏した點に付ては、本案の趣旨説明として詳細書いてありますものを官

報に登載して戴くことを御願して、私は簡單ではあります。が、少数同胞の経済的困厄の現状に鑑みて、政府は最も適切なる施設計劃を速に樹てられんことを望むと云ふ、私共の意のある所をばつきり申上げて、満場の諸君の御賛成を冀つて置く次第であります。(拍手)

○山榊儀重君 只今議題となつて居ります融和事業に關する建議案は、私共十名の者の提案になつて、民政黨所屬の議員全部の賛成に成るものであります。私共の本案を提出致しました趣旨を、極めて簡単に申上げて御諒解を願ひたいと思ひます。今頃此問題を此議會に提出しなければならぬと云ふことは、日本の社會組織に或る缺陷のあることを示すものであります。私共甚だ之を遺憾と致すのであります。凡そ此差別待遇を受けて居ります同胞が、約二百萬人あるであらうと推測せられて居るのであります。それ等の諸君に對しまして、今尙ほ學校に於て差別言辭を弄せられて、紛糾を致しますることが、現に本年の一月長野縣に於て勃發を致して居るのであります。或は軍隊に於きまして、斯様な事實が時時あると云ふことであります。或は産業組合の加入を拒絶せられまして、經濟上の生活に不安を感じる者もあると云ふことであります。斯の如く幾多の事實を挙げますれば、際限のないことであります。此差別待遇を受けて不安な生活を致しながら、此事を十分に國民の間に徹底せしめて、此因襲を打破すべき方法が未だ十分に立つて居ないのであります。故に私共は政府に於かせられまして、或は農林省が産業の方面に於て、或は文部省は教育の方面に於て、内務省は諸種の社會的方面に於て、陸海軍省は其軍隊内に於て、それぞれ適當なる

方法を講ぜられまして、此差別觀念を取去つて、極めて明るい心持を以て生活の出来るやうにし、十分彼等の生活状態を向上せしめ、之を安定せしめたいと希望して己まないのであります。成程最近に於きまして、此紛糾事件が新聞紙に現はれることが比較的少數でありますから、此問題は既に解決せられたかの如く考へて居られる諸君もあるやうでありますけれども、水本社運動は、成程極めて平和になつて居ります。それは問題が解決を致したのではないのであります。一時色々な事情の爲に鎮つて居るに過ぎないのであります。して、根本の差別觀念の撤廢されませぬ限りは、此諸君の反感と失望とは内直致して居りまして、何等かの機會がありますならば、是が勃發して社會上の不安を來すであらうと思ふのであります。故に斯の如く比較的平和なりと考へられる時代に於て、之を忘れないで爲政者は十分に此差別觀念撤廢の方法を執られることが、最も時機に適するものと考えました。故に、茲に本案を提出致した次第であります。茲に満場の御賛成を願ひたいと思ふのであります。

○作田高太郎君 兩案を併合して一案と爲し、其整理は議長に一任することとし即決可決せられんことを望みます。

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君の動議に賛成の諸君の起立を求めます(賛成者 起立)

○議長(藤澤幾之輔君) 満場一致を以て可決せられました(拍手)

融和事業の徹底に關する説明書(官報所載、守屋榮夫君演説参照)

諸君、本日は重要な法律案並に建議案の上程せられて居るのであります。拘らず、特に提出の趣旨を説明する機會を與へられたことは、八千萬の一般同胞と共に感謝感激に堪へないことであります。

御承知の如く融和事業の本旨とする所は、一般民衆から不合理なる差別待遇を受けますが爲に、精神的並に物質的に不遇の地位に置かれて居ります。一部同胞に對し、其差別を撤廢すると同時に、其精神的並に経済的向上發展を促進し、等しく陛下の赤子として共存共榮の實を擧ぐるに在るのであります。我國に於きましては、御ます即ち五箇條の御誓文の趣旨に基き、明治四年八月二十八日太政官布告に依り、四民平等の原則は確立されたのであります。陛下の御目からは萬民平等であります。四海皆同胞であつて其間に何等の差別が無い筈であります。之を社會の實際の事實から見ますと、遺憾ながら依然として舊來の陋習は其途を絶たず、人格輕蔑の天地の公道は、未だ全國民行動の基準となつて居ないのであります。尙ほ其精力を殘存し、一部同胞に對し意識的に、又は無意識的に、嫌忌、冷遇、侮辱等の差別的待遇を爲すものがあるものであります。それが爲めに八十萬の可憐なる一部同胞は、精神的には筆舌に盡し能はざる程の強い怨恨と、深い屈辱と、大なる憤怨として感ぜざるを得ないのであります。又經濟的には其生活は脅威を受け、就職の自由も、住所の自由も、營業の自由も、極端に制限せられて居ります。隨て貧困と窮乏と痛苦とは、一部同胞に付き纏ひ、永久に是から解放することが出来ない状態にあるのであります。

其社會的交際は同部落の間に限局される、氏子、境徒としても、同一の待遇を得ることが出来ないばかりか、修學、結婚、縁組から金錢貸借の果に至るまで、極端なる拘束を受けつゝあるのであります。

す、一部同胞の戀愛は美しい果實を結ばず、其修學は華やかに成功を獲ち得ない悲しい物語は数限りもない程あるものであります、故に是等の一部同胞は、現に昭和の聖代にありながら、天日の麗しきを仰ぎ視ることが出来ず、常に陰惨な屈辱的、因襲的洞窟の間に呻吟し、踟躕しなければならぬ悲惨な状況に在るのであります。

諸君、是等の可憐な人々は、吾等と同じ血肉を分けた同胞であるのであります、唯吾等と異なる所は、其出生が偶然にも或る部落、若くは部落の人々に關係あると云ふ事實より外に何も無いのであります、出生は天の命であり、是等の人々の如何とも爲し能はざるものであります、假に是等の人々の出生した部落に現に社會的の缺陷があるに致しました所が、それは果して一部同胞のみの責任でありませうか、それは現在の人々の作つた缺陷と云ふよりは、寧ろ祖先傳來の缺陷であり、畢竟過去の社會に於ける制度の缺陷から來たものであつて、それ等の一部同胞の責にのみ歸すべきものではないのであります、此點に付て、私共は現在に於ける一部同胞の責任を問ふ前に、吾等一般民衆の祖先の不合理な差別待遇が斯る社會的缺陷を生ずるに至つた原動力となつて居る方面を反省しなければならぬと思ふのであります、是等の事情は明治三十年以降官民の熱心なる努力に依つて漸次明かになつて來たのであります、是等の人々を侮蔑する代りに、其自覺を促進することを必要として、民間に於ては備作平民會の團體が立ちて、部落改善を叫び、又政府は明治四十年頃から人を派し、又經費を投じて、部落の改善に努むるに至つたのであります、其後大正十二年に至り政府は地方長官に對し、所謂部落民に對し差別的偏見を芟除すべきことを訓令し、從來の部

落の改善の施設を充實すると同時に、一般民衆の自覺と反省とを促したのであります、斯くして融和事業の施設も、物心兩方面に亘つて擴張されたのであります、而して昭和二年に於ては、政府は社會事業調査會に對し、部落改善の國策樹立に付て諮問し、其答申を得將來の融和事業に對する方策を決したばかりではなく、當時の内務大臣より更に適切なる訓令を發して、地方長官に對し一段の奮勵を以て融和事業の進展を促すべきことを求められたのであります。

其斯の如き進展を見るに至りましたのは、畢竟融和事業に對する重大性が、社會事情の變化に伴ひ、漸く國民の容認する所となつたが爲めでありました、殊に國民の意を反映する本院に於ける本問題の論議と密接なる關係があることは申すまでもないことであり、本院が本問題に付て論議するに至りましたのは、實に第二十二議會以來のことであつて、初めは請願の形を以て現はれ、次で質問書の形式を探り、最後に建議案の形を探るに至つたのであります、其内でも望月小太郎君以下十八名より提出せられたる部落問題の國策確立に關する建議案は、昭和二年三月一日有馬頼寧氏の趣旨の説明があり、荒川五郎、原惣兵衛、中村啓次郎三君の賛成演説があつて委員會に移され、結局滿場一致の賛成を以て本院を通過したのであります、此建議が當時の政府を動かし、先達致しました昭和三年の内務大臣の訓令となり、社會事業調査會に諮問し、融和事業に對する方策の確立となつた次第でありました、融和事業の進展と本院とが頗る密接なる關係を有することは、吾等の等しく欣快とする所でありました。

現に政府の施設致して居りますことは、諸君御承知の通り第一

には地區整理事業であつて、大正十二年度以降十箇年計畫を以て、百十二萬圓を京都府外十九府縣に交付して、部落の地區の整理を致して居ります。

第二は育英獎勵であつて、大正十二年度以降毎年之を實施し、昭和五年十月末に於ける中等學校程度獎勵者一七二五人、専門程度獎勵者三三三人に達して居ります。

第三は融和促進機關の獎勵であつて、之に基き大正十四年中央機關として中央融和事業協會が設置され、地方に於ては三十五の融和團體の設立を見るに至つて居ります。

第四は地方改善費に對する同額補助であつて、政府は地方費の部落改善事業に對し同額の補助を爲すこととし其總額大正九年度以降百八十二萬圓に達して居りますから、地方費を合すれば實に三百六十四萬圓の地方改善事業費が支出されたことになるのであります。

第五は融和事業専任職員を設置であつて京都府以下十一縣は専任職員を置き、それに對しては特に地方職員として待遇の道を開いて居るのであります。

是等の政府並に地方に於ける融和事業に關する施設の結果は、一般民衆の自覺を促がし差別觀念の除去に相當の効果をあげ、動もすれば矯激に赴かんとした水戸運動を穩健化したばかりではなく、地方の部落の改善にも相當裨補する所があつたことは明かであり、併ながら今日に於ても、尙ほ不合理なる差別の事象は地を拂ふに至つて居ないのであつて年々尙ほ手に近い差別事件が頻出して居るし、糾弾が其途を絶たないし、然らずとしても、一般民衆が消極侮辱の態度を保持して、積極的に親善の實を示さないと云ふ状態が

繼續されつゝあるものであります、是等は將來に於ける融和親善上層の努力を要すべき點でなければならぬのであります。

更に最近に於ける一部同胞の經濟的狀態を見まするに、現今の深刻なる不景氣に伴ひ、其生活は極度に疲弊困憊の狀にあるのであります、何故かればこれ等の人々の職業は小農五〇%、手工業、家内工業八%小賣行商一二%日傭人夫一五%雜役一三%であつて、その經濟力の頗る貧弱な所へ、摺て加へて、差別觀念及差別事相の爲に、一部同胞の經濟的進出は到る所で阻止せられて居ります、就職雇傭の自由が認められず、産業の指導が閉却され、剩へ部落民の經濟生活それ自體に時代の進運に伴はないものが多い爲めに、一般民衆との競争には常に敗北し落伍者となるの外ないのであります、かゝるが故に失業者は頻出し、生活困難者が續出して居るの狀況であつて、和歌山、奈良、長野、三重等に於ては縣内の失業及生活困難は殆ど一部同胞の問題であると言はれて居る位であります、不景氣の陰惨な害悪は一部同胞に於て尤も痛烈に現れて居る實情であるのであります、従つてこれに對して速かに適切なる施設を講じ、その經濟的生活を保障することが喫緊の要務であると確信する次第であります。

然るに緊縮政策を主義とせらるゝ濱口内閣は、矢張融和事業の經費にも節約を加へて、本年度の融和事業は、昭和四年のそれに比すれば約十萬圓の支出を減じて居るのであります。

斯の如きは謂はゞ嚴冬の窮民から一枚の煎餅蒲團を奪ひ去るが如きものであつて、實に無慈悲の態度と申さればならないと思ふのであります、かゝるが故に、政府は此際融和事業の現状と、一部同胞

の悲惨なる生活状態に鑑み、失業救済、各種産業の保護、移住の奨励、職業輔導及職業紹介の施設、その他各般の有効なる経済的施設に關する方策を立てられ、一部同胞を塗炭の苦より救ひ、その経済的地位を向上し、その精神的發展を促進し、一視同仁共存共榮の實を擧げられむことを切望してやまないであります。

御承知の如く、我建國の理想は天業を恢安し、天日に光宅するにあるのであります。共存共榮に依る世界恒久平和の建設が、その眼目であるのであります。この宏遠なる使命を實現するが爲には、東洋の平和を保全するの必要があることは申す迄もないことである、而しその前提としては、まづ國內に於ける融和親善の實をあげる、とが肝要であることも自明の理であります。内鮮人の融和、本島人との融和の如き、もとよりこれを期せねばならぬのであります。が、それよりも急務なるは一部同胞の人格を禮讓し、そして融和親善の實をあげる事であり、世界人類の平和を説く前に我等は、先づ近きより遠きに及ぼす考を以て、國內の平和、殊に一部同胞との共存共榮の實を擧ぐることを考へます。而かして此事が我國民に依りて成し遂げられなければ、内鮮の融和も、本島人との融和も齟齬に歸しませう、東洋の平和も痴人の夢と化すでありませう、恒久平和の確立も亦然りであります。世界に對して堂々と人種平等の確立を要する前に、東洋の平和を語る前に、我等は我が國內に於ける一部同胞との融和事業の確立を完成しなければならぬと思ひます。これは恐らく滿場の諸君の御異議がないことと思ふのであります。第五十二議會に於て融和親善に關する國策樹立の建議案を可決し、一部同胞に對して多大の誠意と同情とを寄せられたる諸君

は、その建議の趣旨を徹底せんとする本議案に對しても同様の誠意と同情とを表せられ、希くは滿場一致を以て御可決あらむこと切望する次第であります。

其二、兩院に於ける融和事業の積極的施設に關する請願

第二回全國融和團體聯合大會に於て議決せられたる事項を速に實現すべく大會出席者三百四十名連署のもとに今期議會に請願書を提出することとなり、二月十四日付で、貴族院は有馬議員、衆議院は山樹、星島兩議員の紹介で左記の請願書が提出された。

融和事業の積極的施設に關する請願書

請願要項

- 一、現下の經濟事情に鑑み一部同胞の經濟生活の安定を圖る爲相當の施設を講ぜられたること。
- 二、地方改善事業に關する豫算を増額し補助費に屬するものは其の率を四分の三以上に變更せられたること。
- 三、融和團體に對する補助費を増額せられたること。
- 四、一部同胞の社會的進出を圖る爲め公務員の任用待遇に關し特に考慮を拂はれたること。
- 五、小學校教育の全般に亘り四海同胞人間平等の觀念を強調し特に修身書中に融和問題に關する徳目を加へられたること。
- 六、全國師範學校に特に時間を設けて融和に關する系統的知識

設ニ關スル請願」が提出されて採擇せられ左の意見書の通り政府に報告された。

意見書

融和事業ノ施設ニ關スル件

東京府豊多摩郡井荻町平民赤堀都太郎外二百二十名呈出
右ノ請願ハ現下ノ社會事情ニ鑑ミ融和問題ノ解決ハ刻下急務ナルニ依リ之カ根本的解決ノ爲メ一部同胞ノ生活安定並ニ社會的進出ノ對策、地方改善事業費及ヒ融和團體補助金ノ増額、小學校科書ニ融和問題ノ加入、全國師範學校ニ本問題教授時間ノ新設、教育界青年男女團體ニ融和親善徹底ノ施設、差別言動取締法令ノ制定戸籍記載例中出生及死亡「場所」ノ削除等速ニ當局ニ於テ之カ實現ヲ圖リ以テ國民融和ノ徹底ヲ期セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和六年 月 日

内閣總理大臣 濱口雄幸殿
貴族院議長 公爵 徳川 家達

更に衆議院に於ては右の『融和事業の積極的施設に關する請願』は大正五年二月八日の議決に依り同種議案の結果採擇したるものと看做し政府に請願書を送付した。

其三、衆議院に於ける差別言動取締に關する建議

を與へられたること

七、全國教育者並に教化事業従事者に融和問題に關する理解を徹底せしむる様訓令を發せられたること。

八、男女青年團青年訓練所婦人團體等に國民融和の精神を徹底せしむべき施設を講ぜられたること。

九、差別言動取締法令を制定し差別言動を嚴に取締られたること。

十、融和促進上、大正三年十月三日司法省令第七號戸籍法施行細則附錄第四號戸籍記載例の出生及死亡記載例中場所記載を削除せらるる様變更せられたること。

現下我國に於ける社會問題中極めて深刻重大なる融和問題の解決に關しては從來朝野を擧げて諸般の施設を講じ來りしも現下の社會事情に鑑み一部同胞の經濟問題を中心に向諸種の施設計劃を要すべきものあり是を以て全國の融和團體は二月五日、六日兩日に亘り第二回全國融和團體聯合大會を東京市に開催し前記各事項の施設を當局に於て速に實現せられむことを議決致し候、若し本問題に對する積極的施設の講ぜらるることなく在再年を重ぬるが如きことあらむか國家將來の爲め洵に憂慮に禁へざるものあるを顧念するものに候是を以て此際政府に於て本問題の根本的解決の爲め前記各項の實現を期せしめられ度茲に本請願を提出する所以に候間願意御採擇相成度候也。
昭和六年二月十四日

請願人署名(三四〇人)

茲に於て貴族院は三月廿六日の會議に於て『融和事業ノ施設

群馬縣村岡吾一氏外二名の提出に係る差別言動取締に關する建議は三月二十四日の衆議院に提案され、委員附託となつて委員長阿波荒次郎氏より左の報告書を衆議院議長に報告された。

報告書

一差別言動取締ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十五日

委員長 阿波荒次郎

衆議院議長 藤澤幾之輔殿

其四、賤稱撤廢に關する請願

岡山縣池田頼太郎氏提出の賤稱撤廢に關する請願は三月二十五日、衆議院に於て採擇せられ政府に左の如く報告された

請願特別報告第五三〇條
請願文書表第一〇八九號
意見 見 書

賤稱撤廢ニ關スル請願

岡山縣吉田郡久田村大字久田下原千三百三番地農池田

頼太郎呈出(紹介議員中島琢之君)

右請願ノ要旨ハ畏クモ 明治天皇ハ夙ニ階級差別ノ弊害ニ大御心ヲ注カセ給ヒ明治四年太政官布告ヲ以テ特ニ賤稱ヲ用フルノ非人道ナルコトヲ宣示シ給ヘリ然ルニ戸籍簿ノ作製ニ當リ無理解ナル戸籍吏ニ依テ猶其ノ賤稱カ記入セラレ其ノ後ニ至リ再度戸籍簿ノ改正ヲ觀タルモ其ノ原本タル舊戸籍簿ノ依然トシテ現在スル爲差別觀念ヲ根絶スル能ハサルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘサルトコロナリ依テ政府ハ速ニ從來ノ戸籍簿ヲ改正シ且原本ノ燒却其ノ他ノ方法ニ依リ賤稱記入ノ根絶ヲ期セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候

融和事業に關する行政統計表(目次)

其一 政府の施設

第一表 地方改善費支出額調

第三表 昭和五年度地方改善施設費補助事業一覽

第五表 昭和五年度地方改善事業中經濟施設補助状況

第七表 低利資金貸付事業中融和生産資金貸付状況

第一表 昭和五年度府縣融和事業豫算及施行事業一覽

其二 府縣の施設

第二表 昭和六年度府縣融和事業豫算表

第六表 育英獎勵統計

第二表 地方改善施設費補助交付額調

第四表 地方改善事業施設費補助中經濟施設ニ關スル調

第六表 育英獎勵統計

第一表、地方改善費支出額調

| 府縣名 | 大正 | | | | | 昭和 | | | | | 合計 | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| | 九年 | 十年 | 十一年 | 十二年 | 十三年 | 十四年 | 十五年 | 十六年 | 十七年 | 十八年 | | 十九年 |
| 東京府 | 1,000,000 | 1,200,000 | 1,500,000 | 1,800,000 | 2,000,000 | 2,200,000 | 2,500,000 | 2,800,000 | 3,000,000 | 3,200,000 | 3,500,000 | 20,000,000 |
| 大阪府 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 1,200,000 | 1,300,000 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,600,000 | 1,700,000 | 1,800,000 | 12,000,000 |
| 京都府 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 1,200,000 | 1,300,000 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,600,000 | 10,000,000 |
| 神奈川府 | 500,000 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 1,200,000 | 1,300,000 | 1,400,000 | 1,500,000 | 8,000,000 |
| 兵庫府 | 400,000 | 500,000 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 1,200,000 | 1,300,000 | 1,400,000 | 7,000,000 |
| 長崎府 | 300,000 | 400,000 | 500,000 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 1,200,000 | 1,300,000 | 6,000,000 |
| 群馬府 | 200,000 | 300,000 | 400,000 | 500,000 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 1,200,000 | 5,000,000 |
| 千代田府 | 100,000 | 200,000 | 300,000 | 400,000 | 500,000 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 4,000,000 |
| 茨城府 | 100,000 | 200,000 | 300,000 | 400,000 | 500,000 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 4,000,000 |
| 栃木府 | 100,000 | 200,000 | 300,000 | 400,000 | 500,000 | 600,000 | 700,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 | 1,100,000 | 4,000,000 |
| 合計 | 4,800,000 | 5,600,000 | 6,800,000 | 8,000,000 | 9,200,000 | 10,400,000 | 11,600,000 | 12,800,000 | 14,000,000 | 15,200,000 | 16,400,000 | 100,000,000 |

融和事業に關する行政統計表

第二編 融和事業に関する行政

| 郡 | 事業 | 融和事業 | 補助金 | 交付金 | その他 | 合計 | 種別 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 佐賀 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 大分 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 福岡 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 高知 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 愛媛 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 香川 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 徳島 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 和歌山 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 山口 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 山梨 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 長野 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 岐阜 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 滋賀 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 山梨 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 静岡 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 愛知 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 三重 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 奈良 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 和歌山 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 鳥取 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 島根 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 岡山 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 広島 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 山口 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 徳島 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 香川 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 愛媛 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 高知 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 福岡 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 大分 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 佐賀 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 計 | | | | | | | |

| 種別 | 融和事業 | 補助金 | 交付金 | その他 | 合計 |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 |
| 補助金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 |
| 交付金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 |
| その他 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 |
| 合計 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 160,000 |

第三表、昭和五年度地方改善施設費補助事業一覽

| 郡 | 事業 | 融和事業 | 補助金 | 交付金 | その他 | 合計 | 種別 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 鹿兒島 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 熊本 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 鹿兒島 | 融和事業 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 融和事業 |
| 計 | | | | | | | |

融和事業に関する行政統計表

第二編 融和事業に関する行政

| 年度別 | 事業総経費 | | 経済施設ニ對スル経費 | | 補助總額 | | 経済施設ニ對スル補助額 | |
|-------|-----------|--------|------------|---------|--------|-------|-------------|--|
| | 事業総経費 | 對スル経費 | 同上比率 | 補助總額 | 同上比率 | 同上比率 | 同上比率 | |
| 昭和三年度 | 一、一五八、三八三 | 六九、五七八 | 〇、〇六〇 | 四二八、一七五 | 二八、八八一 | 〇、〇六七 | 〇、〇六七 | |
| 昭和四年度 | 一、一七三、三六二 | 八〇、七〇八 | 〇、〇六八 | 四二四、八四〇 | 三五、七三五 | 〇、〇八四 | 〇、〇八四 | |
| 昭和五年度 | 一、〇九二、七三四 | 七八、八二六 | 〇、〇七二 | 三六四、九二七 | 四一、七八六 | 〇、一一四 | 〇、一一四 | |

第四表、地方改善事業(施設費補助)中經濟施設ニ關スル調

| 府縣名 | 事業地名 | 事業種別 | 總經費 | 國庫獎勵金 | 府縣負擔金 | 計 |
|-----|------|------|-----------|---------|---------|-----------|
| 同 | 同 | 同 | 一、一七三、三六二 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 四〇〇、〇〇〇 |
| 同 | 同 | 同 | 一、〇九二、七三四 | 七五、〇〇〇 | 七五、〇〇〇 | 一、五〇〇、〇〇〇 |

第五表、昭和五年度地方改善事業中經濟施設補助狀況

| 府縣名 | 事業地名 | 事業種別 | 總經費 | 國庫獎勵金 | 府縣負擔金 | 計 |
|-------|-----------|-------------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 京 都 | 興謝郡大庄村 | 産業獎勵(桑園設置) | 一、七八六 | 二〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 四〇〇、〇〇〇 |
| 京 都 | 何鹿郡西八田村 | 共同養蠶場建設 | 三、六四七 | 七一五、〇〇〇 | 七一五、〇〇〇 | 一、四三〇、〇〇〇 |
| 京 都 | 天田郡福知山町 | 同 | 三、二二八 | 六五〇、〇〇〇 | 六五〇、〇〇〇 | 一、三〇〇、〇〇〇 |
| 京 都 | 船井郡梅田村 | 授産場建設 | 四、九九七 | 九五〇、〇〇〇 | 九五〇、〇〇〇 | 一、九〇〇、〇〇〇 |
| 神 奈 川 | 中郡秦野町 | 副業獎勵(製蠶機購入) | 一二五 | 三一、〇〇〇 | 三一、〇〇〇 | 六二、〇〇〇 |
| 神 奈 川 | 中郡相川村 | 共同作業場建設 | 三三二 | 七五、〇〇〇 | 七五、〇〇〇 | 一、一〇〇、〇〇〇 |
| 兵 庫 | 神戸市外三十五支部 | 職業講習 | 一〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 埼 玉 | 北葛飾郡櫻田村 | 共同作業場建設 | 九一四 | 一六七、〇〇〇 | 一六七、〇〇〇 | 三三四、〇〇〇 |
| 埼 玉 | 結城郡山川村 | 作業場建設 | 一九一〇 | 一二七、五〇〇 | 一二七、五〇〇 | 二、五五〇、〇〇〇 |
| 茨 城 | 猿島郡五霞村 | 同 | 五七四 | 一四三、五〇〇 | 一四三、五〇〇 | 二、二八七、〇〇〇 |
| 茨 城 | 同 郡新郷村 | 同 | 三六八 | 九二、〇〇〇 | 九二、〇〇〇 | 一、八四〇、〇〇〇 |
| 茨 城 | 同 郡岡郷村 | 同 | 二六一 | 六五、〇〇〇 | 六五、〇〇〇 | 一、三〇〇、〇〇〇 |
| 群 馬 | 縣下一般 | 職業輔導講習 | 六八〇 | 三四〇、〇〇〇 | 三四〇、〇〇〇 | 六八〇、〇〇〇 |
| 千 葉 | 印旛郡酒々井村 | 作業場改築 | 七七二 | 一八六、〇〇〇 | 一八六、〇〇〇 | 三、七二〇、〇〇〇 |
| 千 葉 | 北葛城郡河合村 | 授産場建設 | 二、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |

融和事業に関する行政統計表

2 各年度別卒業生調

| 年度別 | 各年度別卒業生調 | | | | |
|----------------|---------------------------|-------|-------|-------|------|
| | 大正十二年 | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十五年 | 昭和元年 |
| 中等學校 | 七 | 二六 | 四六 | 七四 | 一三一 |
| 專門學校 (程度以上) | 一 | 七 | 一〇 | 一三 | 二七 |
| 計 | 七 | 三三 | 五六 | 八七 | 一五八 |
| 備考 | 外ニ退學者中等一六一名、專門二九名、計一九〇名アリ | | | | |
| 昭和二年 | 一六九 | 一九七 | 二〇一 | 八五一 | |
| 昭和三年 | 二七 | 三五 | 六七 | 一八六 | |
| 昭和四年 | 一九六 | 二三二 | 二六八 | 一〇三七 | |
| 昭和五年 | | | | | |
| 計 | | | | | |

第七表、低利資金貸付事業中
融和生産資金貸付状況

| 府縣名 | 昭和四年度の分 | | 昭和五年度の分 | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| | 貸付件数 | 貸付金額 | 貸付件数 | 貸付金額 |
| 京都府 | 一 | 三、八〇〇 | 一 | 三、八〇〇 |
| 大阪府 | 二 | 四、〇〇〇 | 二 | 四、〇〇〇 |
| 兵庫縣 | 五 | 八〇、六〇〇 | 五 | 八〇、六〇〇 |
| 兵庫縣 | 三 | 五、八〇〇 | 三 | 五、八〇〇 |
| 群馬縣 | 一四 | 一〇〇、三〇〇 | 一四 | 一〇〇、三〇〇 |
| 千葉縣 | 二 | 七、一〇〇 | 二 | 七、一〇〇 |
| 三重縣 | 一 | 二五、〇〇〇 | 一 | 二五、〇〇〇 |
| 愛知縣 | 一 | 一、二〇〇 | 一 | 一、二〇〇 |
| 香川縣 | 三 | 六、九〇〇 | 三 | 六、九〇〇 |
| 高知縣 | 三 | 二七、六〇〇 | 三 | 二七、六〇〇 |
| 計 | 三一 | 一八八、一〇〇 | 三一 | 一八八、一〇〇 |

其二 府縣の施設

第一表 昭和五年度府縣融和事業算及施行事業一覽

| 府縣名 | 融和事業 | | 融和事業 | | 融和事業 | | 融和事業 | | 融和事業 | |
|-----|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 京都府 | 一 | 三、八〇〇 | 一 | 三、八〇〇 | 一 | 三、八〇〇 | 一 | 三、八〇〇 | 一 | 三、八〇〇 |
| 大阪府 | 二 | 四、〇〇〇 | 二 | 四、〇〇〇 | 二 | 四、〇〇〇 | 二 | 四、〇〇〇 | 二 | 四、〇〇〇 |
| 兵庫縣 | 五 | 八〇、六〇〇 | 五 | 八〇、六〇〇 | 五 | 八〇、六〇〇 | 五 | 八〇、六〇〇 | 五 | 八〇、六〇〇 |
| 兵庫縣 | 三 | 五、八〇〇 | 三 | 五、八〇〇 | 三 | 五、八〇〇 | 三 | 五、八〇〇 | 三 | 五、八〇〇 |
| 群馬縣 | 一四 | 一〇〇、三〇〇 | 一四 | 一〇〇、三〇〇 | 一四 | 一〇〇、三〇〇 | 一四 | 一〇〇、三〇〇 | 一四 | 一〇〇、三〇〇 |
| 千葉縣 | 二 | 七、一〇〇 | 二 | 七、一〇〇 | 二 | 七、一〇〇 | 二 | 七、一〇〇 | 二 | 七、一〇〇 |
| 愛知縣 | 一 | 一、二〇〇 | 一 | 一、二〇〇 | 一 | 一、二〇〇 | 一 | 一、二〇〇 | 一 | 一、二〇〇 |
| 香川縣 | 三 | 六、九〇〇 | 三 | 六、九〇〇 | 三 | 六、九〇〇 | 三 | 六、九〇〇 | 三 | 六、九〇〇 |
| 高知縣 | 三 | 二七、六〇〇 | 三 | 二七、六〇〇 | 三 | 二七、六〇〇 | 三 | 二七、六〇〇 | 三 | 二七、六〇〇 |
| 計 | 三一 | 一八八、一〇〇 | 三一 | 一八八、一〇〇 | 三一 | 一八八、一〇〇 | 三一 | 一八八、一〇〇 | 三一 | 一八八、一〇〇 |

第二編 融和事業に関する行政

| 備考 | 鹿兒島 | 熊本 | 佐賀 | 大分 | 福岡 | 高知 | 愛媛 | 香川 | 徳島 | 和歌山 | 山口 | 廣島 | 岡山 | 鳥取 | 島根 | 富山 | 福井 | 長野 | 岐阜 | 岐阜 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 | 五二、五六三 | 七、九二〇 | 二、八八〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 備考 | 五二、五六三 | 七、九二〇 | 二、八八〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

本表中昭和五年度豫算、昨年度経編纂ノ際府縣ヨリ報告ノモノヲ舉ゲタリ

其他ハ事務職員其他委員費、派遣費等
ラホーム治療費等

其他ハ團體補助、人事相談、神社改修、消防設備等

第二表 昭和六年度府縣融和事業豫算表

| 府縣 | 豫算總額 | 直營事業費 | 改善施設補助費 | 融和團體補助費 | 其他 | 備考 |
|-----|---------|--------|---------|---------|--------|----------|
| 鹿兒島 | 二九、九〇四 | 六、五七六 | 二四、九〇四 | 五、〇〇〇 | | |
| 熊本 | 六五、五九二 | 九七〇 | 五〇、五四四 | 五、〇〇〇 | 三、四七二 | 事務職員設置其他 |
| 佐賀 | 五、五八〇 | | 四、六一〇 | 一、五〇〇 | | 地方改善委員 |
| 大分 | 一〇五、〇〇〇 | 二、三一四 | 八、〇六五 | 二、七〇〇 | | |
| 福岡 | 一三、〇七九 | 八五〇 | 三、八〇〇 | 二、五〇〇 | | |
| 高知 | 七、一五〇 | | 八〇〇 | | | |
| 愛媛 | 二、一五〇 | 三〇〇 | 一、八〇〇 | 五〇 | | 社會事業委員 |
| 香川 | 一、九〇〇 | | 一、〇〇〇 | 九〇〇 | | |
| 徳島 | 二六、四七〇 | 三、九〇〇 | 二〇、〇七〇 | 二、五〇〇 | | |
| 和歌山 | 五一、五四〇 | 一六、四八四 | 一四、三三六 | 一、〇〇〇 | 一九、七二〇 | |
| 山口 | 一〇、〇〇〇 | | 一〇、〇〇〇 | | | |
| 廣島 | 一六、五三〇 | 一、五三〇 | 一五、〇〇〇 | | | |
| 岡山 | 二〇、四九五 | 六、二七五 | 一二、八八二 | 四〇〇 | 九三八 | 奉仕委員 |
| 鳥取 | 一二、一五八 | 三、一八八 | 七、八五〇 | 一、一二〇 | | |
| 島根 | 四、〇〇〇 | | (四、〇〇〇) | | | |
| 富山 | 二、〇〇〇 | 三〇〇 | 一、七〇〇 | | | |
| 福井 | 一、九九九 | | 一、五四九 | 四五〇 | | |
| 長野 | 五、四〇〇 | | 四、七〇〇 | 七〇〇 | | |
| 岐阜 | 三、〇〇〇 | | 二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | | |

融和事業に関する行政統計表

第二編 融和事業に關する行政

| 岡山 | 廣島 | 山口 | 和歌山 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 大分 | 佐賀 | 熊本 | 鹿兒島 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 一五、一二〇 | 二七、六七〇 | 四、二〇〇 | 六二、〇五〇 | 二、四〇〇 | 八、〇一五 | 六、二〇〇 | 一二、二〇九 | 一三、七六八 | 八〇〇 | 八〇〇 | 六、〇七〇 | 七、九一〇 | 五四三、一五九 |
| 三、一二〇 | 四、七八二 | 二〇〇 | 四〇〇 | 三、二〇〇 | 一、一四〇 | 一、一四九 | 三、二〇〇 | 一、一四九 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | 三三六 | 五七、〇一四 |
| 一〇、〇〇〇 | 一六、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 五五、九〇〇 | 一、二〇〇 | 七、三一五 | 三、〇〇〇 | 四、二九九 | 七、一八〇 | 五〇〇 | 八〇〇 | 四、四一七 | 七、七一〇 | 四一、〇三一 |
| 二、〇〇〇 | 五、二〇〇 | 一、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 八〇〇 | 七〇〇 | 一、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 三、一五〇 | 三〇〇 | 一、三一七 | 一、三一七 | 二〇〇 | 五四、四八七 |
| 一、六八八 | 一、六五〇 | 一、二七〇 | 二、二八九 | 一、二七〇 | 二、二八九 | 一、二七〇 | 二、二八九 | 一、二七〇 | 二、二八九 | 一、二七〇 | 二、二八九 | 一、二七〇 | 三一、〇二七 |
| 融和事業委員 | 融和事業委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 | 融和實行委員 |

第三編 融和運動

第一節 融和運動の概況

一、融和運動の意義

二、融和運動の歴史

三、融和運動の現状

四、融和運動の展望

第二節 融和運動の推進

一、融和運動の推進の意義

二、融和運動の推進の歴史

三、融和運動の推進の現状

四、融和運動の推進の展望

第三節 融和運動の成果

一、融和運動の成果の意義

二、融和運動の成果の歴史

三、融和運動の成果の現状

四、融和運動の成果の展望

第三編 融和運動

第一章 概説…………… 102

第二章 融和團體要覽…………… 110

一、融和團體一覽表…………… 110

二、新設郡市町村融和團體一覽表…………… 113

第三章 融和團體の全國的活動…………… 115

第一節 地方的協議會…………… 115

一、四國四縣融和事業協議會…………… 115

二、中國六縣融和事業協議會…………… 115

三、近畿府縣融和事業協議會…………… 115

四、近畿府縣融和事業協議會…………… 115

五、關東地方融和事業協議會…………… 115

六、山口九州各縣融和事業協議會…………… 115

七、關東地方融和事業代表者協議會…………… 115

第二節 全國的協議會…………… 115

一、全國融和事業協議會…………… 115

第三節 第二回全國融和團體聯合大會…………… 115

第四節 第三回國民融和日運動…………… 115

第四章 融和團體の組織と個別的活動…………… 115

第一節 全國的融和團體…………… 115

一、中央融和事業協會…………… 115

二、臺灣奉天會…………… 115

三、本溪本願寺一如會…………… 115

四、大谷本願寺一如會…………… 115

第二節 地方的融和團體…………… 115

一、京都府親和會…………… 115

二、大阪府公道會…………… 115

三、神奈川縣青和會…………… 115

四、兵庫縣親和會…………… 115

五、埼玉縣社會事業協會…………… 115

六、群馬縣親和會…………… 115

七、千葉縣社會事業協會…………… 115

八、茨城縣親和會…………… 115

九、大和同會…………… 115

一〇、三重縣社會事業協會…………… 115

一一、愛知縣社會事業協會…………… 115

一二、靜岡縣社會事業協會…………… 115

一三、山梨縣共愛會…………… 115

一四、滋賀縣親和會…………… 115

一五、岐阜縣社會事業協會…………… 115

一六、信濃同仁會…………… 115

一七、富山縣親和會…………… 115

一八、鳥取縣一心會…………… 115

一九、島根縣親和會…………… 115

二〇、岡山縣親和會…………… 115

二一、廣島縣共鳴會…………… 115

二二、山口縣一心會…………… 115

二三、和歌山縣同和會…………… 115

二四、徳島縣融和團體聯合會…………… 115

二五、霞城親和會…………… 115

二六、愛媛縣善鄰會…………… 115

二七、高知縣公道會…………… 115

二八、福岡縣親善會…………… 115

二九、大分縣親和會…………… 115

三〇、佐賀縣社會事業協會…………… 115

三一、熊本縣親和會…………… 115

三二、鹿兒島縣社會事業協會…………… 115

第五章 其他團體と融和問題…………… 115

第一節 教化事業團體に於ける融和問題…………… 115

第二節 宗教團體に於ける融和問題…………… 115

第三節 婦人團體に於ける融和問題…………… 115

融和運動統計表…………… 115

第一表乃至第七表…………… 115

第一章 概説

不合理なる差別を除去し、國民融和の實を擧げんとする融和運動は、明治三十年頃より、民間より唱導されて、或は「備作平民會」が創立され、或は「大日本同胞融和會」が創立され、奈良縣に「大和同志會」が、福岡に「鎮西公明會」が、島根縣に「出雲同志會」が、岡山縣に「岡山縣同志會」が、東京に「帝國公道會」等が相續いて組織されて部分的に爲されて來たが、大正九年政府が始めて融和事業に關する經費を支出し、ついで大正十二年に基礎的の地方改善經費を支出し融和機關の設置獎勵を爲すに至りて、融和網は全國的に張らるるに至り、融和運動は今や全國的に強大なる力の下に爲されつゝある。

即ち先づ中央機關としては、大正十一年頃までには帝國公道會及同愛會の二團體があつたが、十二年八月には財團法人中央社會事業協會に地方改善部が設けられて、中央地方の聯絡を密にし、全國的活動を爲すに至つた。これと前後して地方にも亦同年發布の内務大臣の訓令に基き多くの團體が設立せられた。而して十四年二月これ等各地方の團體を横斷的に結びつけた全國融和聯盟が設立せられ、又同年九月中央社會事業協會の地方改善部は廢止せられて、新に内務省社會局構内に中央融和事業協會が設立せられ、地方融和團體と相聯

絡して全國的の融和事業施設を講ずることゝなつた。然るに中央には同協會と全國融和聯盟並に同愛會、帝國公道會とが相並立し、地方團體との聯絡上支障ともなり延いては全國的活動の統一をも損ふ虞があつたので、融和問題研究會——大正十五年五月貴衆兩院議員二百六十五名を以て組織せられたるもの——の斡旋に依り昭和二年七月を以て中央融和團體の合同統一を見るに至つたのである。次に地方團體としては比較的古くから活動を續けてきたものは大和同志會、岡山縣協和會、高知縣公道會、信濃同仁會、廣島縣共鳴會等の民間的色彩を有する四五の團體があつたが、大正十二年政府の融和機關設置獎勵により、官民合同の融和團體が相踵いで設立せらるゝに至り、茲に三十六の府縣單位の融和團體が組織さるゝに至つたのである。

かくて此等中央地方の融和團體は年を逐ふて益々其の聯絡提携を密にし、或は全國的協議會、地方的協議會を開き、或は全國融和團體聯合大會を開き、或は三月十四日五ヶ條御誓文發布紀念日を期して全國融和デーを開催する等、全國的共同運動を爲し、差別撤廢の爲に強大なる戦線を布いて居るのである。而して昭和五年度に於ける融和運動は、前年度に於て強調せられたる内部自覺の基礎の上に、更に之を具體的な現れとして、又一面には現下の經濟的不況より來る現實的な要求に

依つて内部經濟の向上進展、並に自覺運動の前衛的役割としての青年融和運動が、強固なる力を以て現存の融和團體の胎内から勃々として現れたること、又科學的心理學的立場より差別觀念の絶滅を期せんとする兒童融和教育が漸く各地に具し様になつた。

第二章 融和團體要覽

一、融和團體一覽表

| 1 全國的融和團體 | | 府縣 | 融和團體名 | 所在地 | 代表者 | 主務職員 | 設立年月 | 組織及執行機關 | 支會數又は郡市町村融和團體數 | 委員制 | 青年融和團體 | 機關紙 |
|-----------|-----------|----------|-------|-------|--------|-----------------|------|---------|----------------|------|--------|------|
| 東京 | 中央融和事業協會 | 社會局構内 | 平沼驥一郎 | 赤堀都太郎 | 大正一四・九 | 財團法人評議員會 | 三 | 融和時報 | 融和事業研究 | 聖訓主義 | | |
| 同 | 聖旨會 | 牛込區田町三ノ二 | 清岡長言 | 伊藤末尾 | 大正二・二 | 社団法人會員組織、理事會、總會 | 二 | 地方委 | | | | |
| 京都 | 本派本願寺一如會 | 本派本願寺内 | 執行長 | 山崎精華 | 大正三・〇 | 理事會 | 二 | 地方委 | | | | |
| 同 | 大谷派本願寺眞身會 | 大谷派本願寺内 | 武内了溇 | 朝倉一道 | 大正三・三 | 理事會 | | | | | | |
| 京都 | 親和會 | 京都府廳内 | 知事 | 森 梁香 | 大正三・八 | 會員組織、理事會、協議員會 | 五 | | | | | 融和時報 |

2 府縣融和團體

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-----------|----|-----|------------|--|--|------|
| 大阪 | 公道會 | 大阪府廳内 | 知事 | 上妻宗康 | 昭和三・二 | 會員組織、理事會 | 三 | 地方委 | | | | 融和時報 |
| 神奈川 | 青和會 | 神奈川縣廳内 | 學務部長 | 植木俊助 | 大正二・八 | 會員組織、評議員會 | 二 | | | | | 融和時報 |
| 兵庫 | 濟和會 | 兵庫縣廳内 | 知事 | 小田直藏 | 大正二・〇 | 會員組織、理事會 | 二 | | | | | 融和時報 |
| 埼玉 | 社會事業協 | 埼玉縣廳内 | 知事 | 三浦精翁 | 大正二・三 | 會員組織、協議員會 | 一五 | 協和委 | 兒玉郡融和青年同盟 | | | 融和時報 |
| 群馬 | 融和會 | 群馬縣廳内 | 知事 | 澤口忠藏 | 大正二・二 | 會員組織、評議員會 | 九 | | 群馬郡青年修養團其他 | | | 融和時報 |
| 千葉 | 社會事業協會 | 千葉縣廳内 | 知事 | 岡 尊信 | 昭和五・四 | 會員組織 | 一 | | | | | 融和時報 |
| 栃木 | 下野昭和會 | 栃木縣廳内 | 知事 | 江口清彦 | 融和二・二 | 協議員會 | 七 | | | | | 融和時報 |
| 奈良 | 大和同志會 | 奈良縣廳内 | 淺田好太郎 | 吉川吉治郎 | 大正一・八 | 會員組織、總役員會 | 八 | | | | | 融和時報 |
| 三重 | 社會事業協 | 三重縣廳内 | 知事 | 山下嘉三太 | 大正三・四 | 同 | 八 | 融和委 | 三重縣融和青年同盟 | | | 融和時報 |
| 愛知 | 社會事業協 | 愛知縣廳内 | 知事 | 佐藤 會 | 大正五・七 | 會員組織、理事會 | | | | | | 融和時報 |
| 静岡 | 社會事業協 | 静岡縣廳内 | 知事 | 安藤 寛 | 大正三・二 | 會員組織、總議員會 | 〇 | 實行委 | | | | 融和時報 |
| 山梨 | 共愛會 | 山梨縣廳内 | 知事 | 相山重音 | 大正五・二 | 同 | | | | | | 融和時報 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|--------|-------|------|--------|------|------|-----|-----|---------|---------|------|
| 滋賀 | 昭和一會 | 滋賀縣廳內 | 知事 | 霜島 潜 | 昭和三年九月 | 同 | 會員組織 | 理事會 | 一 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 |
| 岐阜 | 社會事業協 | 岐阜縣廳內 | 知事 | 國枝利一 | 昭和二年 | 評議員會 | 理事會 | 一 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 長野 | 信濃同仁會 | 上田市役所內 | 成澤伍一郎 | 成澤英雄 | 大正九年 | 會員組織 | 理事會 | 五 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 富山 | 融和會 | 富山縣廳內 | 知事 | 山本源次 | 大正五年 | 會員組織 | 理事會 | 六 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 鳥取 | 一心會 | 鳥取縣廳內 | 知事 | 內山賢次 | 大正二年 | 會員組織 | 理事會 | 三 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 島根 | 融和會 | 島根縣廳內 | 恒松於菟二 | 生松澄一 | 大正二年 | 會員組織 | 理事會 | 二 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 岡山 | 協和會 | 岡山縣廳內 | 大原孫三郎 | 原保雄 | 大正九年 | 會員組織 | 理事會 | 八 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 廣島 | 共鳴會 | 廣島縣廳內 | 知事 | 木村徹英 | 大正二年 | 會員組織 | 理事會 | 九 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 山口 | 一心會 | 山口縣廳內 | 知事 | 木村 幾 | 大正三年 | 會員組織 | 理事會 | 一 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 和歌山 | 同和會 | 和歌山縣廳內 | 知事 | 藤範見誠 | 大正三年 | 會員組織 | 理事會 | 六 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |
| 徳島 | 融和團體聯 | 徳島縣廳內 | 知事 | 大畑忠一 | 昭和三年 | 會員組織 | 理事會 | 七 | 町村部 | 同仁會青年聯盟 | 融和時報 | |

二、新設郡市町村融和團體一覽表

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|--------|--------|--------|------|------|------|---|-----|--------|------|
| 香川 | 讃岐昭和會 | 香川縣廳內 | 知事 | 稻内清二 | 昭和二年 | 理事會 | 評議員會 | 七 | 地方委 | 青年融和聯盟 | 融和時報 |
| 愛媛 | 善鄰會 | 愛媛縣廳內 | 知事 | 菅 誠壽 | 大正三年 | 會員組織 | 理事會 | 三 | 町村委 | 融和時報 | |
| 高知 | 公道會 | 高知縣廳內 | 知事 | 北代 實 | 大正八年 | 會員組織 | 理事會 | 三 | 町村委 | 融和時報 | |
| 福岡 | 親善會 | 福岡縣廳內 | 林田春次郎 | 田中小八郎 | 昭和二年 | 會員組織 | 理事會 | 二 | 町村委 | 融和時報 | |
| 大分 | 親和會 | 大分縣廳內 | 學務部長 | 小堀保行 | 大正二年 | 會員組織 | 理事會 | 二 | 町村委 | 融和時報 | |
| 佐賀 | 社會事業協 | 佐賀縣廳內 | 知事 | 古川新八 | 大正五年 | 會員組織 | 理事會 | 七 | 町村委 | 融和時報 | |
| 熊本 | 昭和會 | 熊本縣廳內 | 知事 | 日隈富士男 | 昭和三年 | 會員組織 | 理事會 | 同 | 町村委 | 融和時報 | |
| 鹿兒島 | 社會事業協 | 鹿兒島縣廳內 | 知事 | 岡本三良助 | 昭和四年 | 會員組織 | 理事會 | 同 | 町村委 | 融和時報 | |
| 府縣 | 團體名 | 代表者 | 創立年月日 | 所在地 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 兵庫 | 加古郡同志 | 今出茂吉 | 四月一九日 | 加古郡大野村 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 群馬 | 群馬郡倉田 | 市川元吉 | 四月一日 | 群馬郡倉田村 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 群馬 | 群馬郡烏淵 | 原田新太郎 | 九月二八日 | 群馬郡烏淵村 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 群馬 | 群馬郡總社 | 宮下彌市 | 一〇月一七日 | 群馬郡總社町 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

第三編 融和運動

| | | | | |
|----|------------|-------|--------|---------|
| 同 | 相可町明德會 | 眞柄庄次郎 | 六月一三日 | 多氣郡相可町 |
| 同 | 神原村融和聯盟會 | 川原田武郎 | 一〇月二五日 | 一志郡神原村 |
| 同 | 小笠原融和會 | | | |
| 同 | 南山村融和會 | | | |
| 同 | 遊賀清和會 | 町長 | | 小笠原南山村 |
| 同 | 美老郡昭和會 | 大久保休吾 | 七月四日 | 膳所町 |
| 山口 | 山口縣一心會青年聯盟 | 平井三男 | 一〇月一五日 | 山口縣應橋内 |
| 同 | 山口縣一心會青年聯盟 | | | 吉敷郡東岐波村 |
| 同 | 東岐波村支部 | 部坂敦造 | 一二月二五日 | |
| 同 | 同村支部 | 前原耕作 | 三月一五日 | 同郡陶村 |
| 同 | 同三輪村支部會 | 山城喜作 | | 熊毛郡三輪村 |
| 愛媛 | 北吉井村融和會 | 村長 | 五月二九日 | 温泉郡北吉井村 |
| 同 | 宮窪村善鄰分會 | | 六月二三日 | 越智郡宮窪村 |
| 同 | 三島村善鄰分會 | | 三月一四日 | 西宇和郡三島村 |
| 同 | 關前村善鄰分會 | | 三月三一日 | 越智郡關前村 |

一一四

第三章 融和團體の全國的

活動

第一節 地方的協議會

一、四國四縣融和事業協議會
 高知縣主催の四國四縣融和事業協議會は昭和五年四月九、十の兩日高知市に於て左記諸氏出席の下に開會された。出席者は
 中央融和事業協會囑託 山本正男、愛媛縣社會事業主事 菅誠壽、同警部補 重松義一、同縣書記 中村善太郎、香川縣社會課長 稻田清二、同昭和會主事 加藤仁、徳島縣社會事業主事 大畑忠一、同屬 長谷部豊、同方面委員 久保ツル、高知縣學務部長

末原貫一郎、同社會課長 岡田音吉、同保安課長 三宮緑、同社會教育主事 野田松平、同縣屬 水野清雄、同社會事業主事補 西本豊治、同社會事業主事補 中村蕙、同囑託 波田松之助、同公道會主事 北代實、同書記 永吉清喜
 第一日は午前十時より開會、先づ田中高知縣知事の挨拶あり、末原高知縣學務部長司會、直ちに協議に入る。協議は各出席者の意見交換、經驗發表等にて午後五時に至り第一日を終り、第二日も午前十時より開會、協議續行正午に至り閉會し、それより一同は吾川郡長濱町の視察に向つた。

協議題及決定事項

愛媛縣提出

- 一、融和日の振興方法
 新聞利用、平易なるものとする等各縣の施行模様懇談
- 二、融和巡回講演の件
 期日を各縣にて協議決定の事七月より九月の間に於てする

香川縣提出

- 一、被差別意識を喚起せしむる適當なる方策如何
 被差別事實を指摘し穩當なる方法により實行
- 二、改姓に關する方策如何
 改姓の要あるもの之に反するものとの兩者あり
- 三、内部の金融關係を改善する方策如何
 中央の研究に譲る

第三章 融和團體の全國的活動

一一五

- 四、融和問題に對し一般教化團體の活動せる狀況承りたし
 教化團體を積極的に導く要ありとの意見一致
 徳島縣提出
- 一、四國地方として融和運動上最も障害と認むる事項
 並之が對策に關する件
 別記の通り決議
- 二、本年實施の融和日舉行事項中最も有効適切なりと認むる事項如何
 愛媛縣提出の分と同じ
 高知縣提出
- 一、内部教導の效果的なる方法如何
 一は被差別意識喚起 二は社會的水準向上の二途によるものとす
- 二、職業指導並轉換の良法如何
 各縣施行の點に付懇談山本囑託の經濟調査の説明あり
- 三、婦人の自覺を促す方策如何
 婦人啓蒙、部落内部の指導内部のみを主としたる婦人講習に付愛媛香川等の經驗談あり
- 四、下級團體活動狀況並之が指導方法如何
 徳島は各町村より融和團體へ十圓宛寄附を受け居り、縣下團體中には相當の經費を持ち活動をなせり

決議

本會ハ四國地方トシテ融和促進上最モ障害ト認ムル神社問題ノ解

との意見出で一同之に賛し、尙之は、中國六縣融和事業協議會の決定事項として更に來る六月五、六兩日東京に開催さるる全國融和事業協議會に提案することとして正午盛會裡に散會した。

三、近畿融和聯盟創立協議會

近畿府縣の融和團體は全國に卒先して早くから協議會を開催し毎年二回相寄つて種々の事項を協議し本年で既に回を重ねること十回になつて居るが、豫てから單に協議會といふ様な一時的なものでなく實行力の伴つた常置的の機關としたいと念願があつたが其が實現して近畿融和聯盟の創立を觀るに至つた。創立委員に選ばれた九團體の代表者は五年五月二日奈良縣初瀬町に會合し午前十一時から吉川大和同志會副會長を座長にし、種々審議の結果規約を決定し即座に京都府親和會代表の森梁香氏を委員長に選舉した。

尙差し當り實施すべき事項を協議したが、委員の意氣込はとて眞剣で、創つた聯盟をして飽く迄有力なものにしたいといふ強い念に燃えて居る計りでなく、全國の融和事業上に於ける近畿の使命をはつきり認識し本聯盟の行動を共に準備せしめ度との決心が強いから今後の活動は注目し價する。當日の出席者は

- 大和同志會 吉川吉治郎、大阪府公道會 上妻宗康、兵庫縣清和會 内海正名、和歌山縣同和會 藤崎晃誠、西本願寺一如會 原田慶範、東本願寺眞身會 朝倉一造、京都府親和會 森梁香、滋

近畿融和聯盟委員會

近畿融和聯盟委員會は五年七月廿三日午前十時半から京都市東六條憶念寺を會場にして開かれたが、親和會、清和會、同和會、同志會、昭和會、三重縣、公道會、眞身會、一如會より選出の各委員の外京都府社會課長高橋一郎氏、東本願寺社會課長竹中賢惠氏も出席され左の協議題につき協議した。

- 一、宗教家(特に佛教各派本山重役)と融和問題協議會開催に関する件
- 二、青年大協議會開催の件
- 三、聯盟時報に関する件

その結果第一項に對しては聯盟加入の府縣に於ける本山重役を九月下旬頃招待し成し得れば中央融和事業協會と合同し京都で開催することとなり、第二項に就ては適當の時事を刊行する事、第三項に就ては隨時パンフレット、時報等をき、適切な、強硬な意見が出て盡きる所がなかつたが二三の決議をして午後五時散會した。尙研究は次回にも引續き行ふ事になつた。

近畿融和聯盟委員會

昭和六年第一回の委員會を一月二十日午前十時から大阪府東區内本町府立實業會館で開催した、協議事項は左の通り

第三章 融和團體の全國的活動

賀縣昭和會 平井豐重、三重縣社會事業協會融和部

尙次回の委員會は六月四日午後一時から東京築地別院で開催することを決定した。

四、近畿融和聯盟委員會

近畿融和聯盟委員會は東京の融和事業協議會に委員の多くが東上するのを機として協議會の前日である。五年六月四日午後一時から東京市築地別院瑞風殿で開催された。

來會者は藤範、原田、朝倉、吉川、山下、森の各委員の外竹内了温、石清水一雄、鈴木信恭の諸氏も出席されたが何れも汽車の疲れも物かは意氣頗る軒昂たるものがあつた。

先づ森委員長から事務の報告があり次での協議會に於ける協議事項に就き研究打合を行ひ聯盟の事業に就き種々と意見の交換をなした。

次の委員會は七月二十三日午前十時半から東本願寺枳殼邸で開催して左記事項に就き自由な立場から大に検討し合ふ事になつた。

現在融和團體批判

尙聯盟の事業としてリーフレットの刊行、青年融和大會若しくは協議會等の開催も話題に上り次の會には具體化する事であろう。尙委員は其聯絡を緊密ならしめる爲尙後屢次會合する事を緊く申合し午後五時一如會より晚餐の饗應をうけた

しむる爲聯盟として執るべき方法如何

- 二、國民融和日施設に関する件内部の職業向上を主眼とせる徒弟教育の實際に就き御意見承り度

五、關東地方融和事業協議會

昭和五年八月二十六日神奈川縣青和會の斡旋にて縣會議室で第三回關東地方融和事業協議會を開催、出席者は關東地方一府八縣の代表者十二名其他神奈川縣青和會役員二十二名であつたが、各府縣並融和團體よりの提出議案(十四件)に付熱心に協議を進めた結果左の請願の件及び申合等を決議して閉會した。

決議事項

- 一、請願の件
- 二、團體相互間に講師交換の件
- 三、第四回關東地方融和事業協議會は群馬縣にて開催の件
- 四、地方改善事業費増額の件請願

現下我國當面ノ緊急事タル融和問題ノ解決ニ關シテハ從來朝野共ニ相當ノ施設ヲ講シ來リシト雖、最近ノ社會情勢ニ鑑ミ本問題ノ解決ハ一日モ忽諾ニスベカラザルモノアリ、茲ニ於テ關東地方ニ於ケル融和團體ハ之ガ促進ヲ期スル爲メ昭和五年九月二十六日神奈川縣廳ニ於テ第三回關東地方融和事業協議會ヲ開催シ左記事項ノ施設ヲ當局ニ於テ講セラレムコトヲ議決致候、冀クハ本問題解決ノ爲メ特ニ深甚ナル御諒察ノ下ニ本決議ノ趣旨

貫徹致候様可然御取計相成度右第三回關東地方融和事業協議會ノ決議ニ據リ此段及請願候也

一、地方改善事業費ヲ増額セラレタキコト

昭和五年十月二十六日

第三回關東地方融和事業協議會

代表者神奈川縣青和會長 九 鬼 三 郎

内務大臣殿
中央融和事業協會會長

六、山口、九州各縣融和事業協議會

熊本縣昭和會主催のもとに、山口九州各縣の融和事業團體協議會は昭和六年一月十五日午前九時半より熊本市公會堂において開催、出席者は

- ▲中央融和事業協會參事三好伊平次▲長崎縣社會事業主事坂田眞瑛▲佐賀縣社會事業協會書記村山固義▲鹿兒島縣社會事業協會幹事井上清四郎▲大分縣親和會幹事小野由之丞▲福岡縣親善會田中 小八郎▲山口縣一心會幹事木村堯▲熊本縣昭和會理事松田徳太郎 同青柳一郎同金森茂太郎書記富高憲晃

にして松田熊本縣昭和會理事座長席につき左の如き各縣提出の協議事項につき逐項慎重に議を練り正午休憩の後更に續開、午後三時頃閉會した。

協議會及決定事項

一、中央融和事業協會貸付生業資金の融通増額要望の件

二、生業資金貸付金を増額し且貸付方法を可成簡易ならしむる様其筋に要望するの件
(佐賀縣社會事業協會提出)
右の二件は現在の如く一府縣三千圓位では實際の要求に應じて、その資金に運用すべく餘りに少額に失する故を以て、少くとも一府縣一萬四千圓位を要するものとして中央融和事業協會及國へ建議することに可決した。

三、皇族殿下を全國融和團體の總裁として奉戴しては如何
(福岡縣親善會提出)

現在の融和團體を以てしては尙考慮の餘地あるものとして保留となつた。

四、融和團體に對し國費の増額を要望するの件
(福岡縣親善會提出)

提案通り決議され、尙ほ本案は全國融和團體聯合大會の議案として提出することとした。

五、文書に現れたる差別字句取締方建議に關する件
(熊本縣昭和會提出)

大菩薩峠お杉お玉の記事中其他に有る如き差別文字を削除するやう其筋へ建議することに決した。尙前記大會にも提出することとした。

六、本會は毎年輪番を以て開催しては如何
(福岡縣親善會提出)

毎年一回開催する九州社會事業大會開催の機會に開催することにし決し又部會及協議會をも併せ開くことに決す。尙ほ次回

七、融和團體相互の聯絡に關する件
は長崎縣で開くことになつた。

(熊本縣昭和會提出)

各縣に於て差別事件、融和美談其他の事件があつた時は、必ず其の原因、動機、取扱方法、結果等事實の狀態を互に報告し合ふこととした。

八、各團體に於て實施したる主要事業の狀況効果等を相互に通報することとして如何
(山口縣一心會提出)

特に必要と認めらるゝ事項のみ通報し、一般的狀況は今後の協議會の機會に於て互に話し合ふことに決す。

九、少數同胞の社會的進出を圖るに關し融和事業家の執るべき良策如何
(大分縣親和會提出)

從來各縣に於て、經驗せることを承る程度で良いとの提案者の意に對し熊本縣に於て内部女教員が縣當局の盡力に依り好結果を得たる實例等が交換された。

十、差別事件發生せる時調停不調となる場合の合法的社會制裁の良法如何
(佐賀縣社會事業協會提出)

尙くまで差別者に理解せしめ、徹底的に事件を解決する等意見の交換に止つた。

十一、融和運動は少數同胞部落を有する地方を主とするの觀あり之を一般的に強調する方策如何
(大分縣親和會提出)

提案理由の存するところを認められ、各種の實行方法が提案された。

十二、融和上良好なる成績を収めたる町村あれば其の狀況承り度

(山口縣一心會提出)

熊本縣より下益城郡某村に於て村長の熱誠に依り、經濟方面の發展を圖り、殊に屠畜場を株式經營とし、村内一般より株主を募り相互の接觸を緊密にし、産業組合の加入、自治會、役場吏員等の方面に於て良好なる成績を擧げたる實例等を夫々交換された。

十三、市町村融和團體の最も有効なる活動狀況承り度し
(佐賀縣社會事業協會提出)

夫々各地方の實例等を交換した。

十四、婦人並に女子青年に對する融和運動として有効適切なる方
法如何
(山口縣一心會提出)

福岡に於ける主婦講習會、女子青年に對する作法講習會の名の下に開催する融和講習會、熊本縣に於ける教育家の努力、小學校巡回文庫に依る女教員への運動等夫々發表された。

十五、部落專屬寺院を如何にすべきか
(福岡縣親善會提出)

部落專屬寺院は弊害あるを以て一般の寺へ屬せしめた方が良いとの提案者の説明があり、本願寺に交渉すべしとの意見があつた。

十六、全國一齊融和日の施設に關する件
(福岡縣親善會提出)

リーフレット、汽車電車内の宣傳講習會の開催、新聞記事に依る宣傳等が提出された。

七、關東地方融和事業代表者會議

昭和五年八月十七日午前十時より埼玉縣熊谷町元郡役會跡に關東地方融和事業代表者の會議が行はれ尾澤幸次郎氏を座長として左記の協議をなした。

- 一、關東融和促進同盟會設置ノ件
- 一、産業經濟ノ向上ヲ計ルノ件
- 一、融和運動ニ於ケル今後ノ青年指導ノ方法ニ關スル件
- 一、會則、宣言、綱領等ノ起草ニ關スル件
- 一、起草委員選定ノ件
- 一、起草委員會ハ八月廿三日トナスノ件
- 起草委員として左記十名ヲ指名セリ。
- 坂本清作、坂本利一、川島米次(以上群馬) 森津一、平社鶴之助、坂木寛一、宮本熊吉、福崎正久、杉本八郎、長谷川盛枝(以上埼玉)
- 尙當日の出席者廿六名にて左の如し。
- 群馬縣(一名) 清水彌三郎
- 群馬縣(八名) 澤口忠誠、阪本利一、中野曉、坂本清作、川島米次、植松丑五郎、山口靜、栗原積
- 埼玉縣(十七名) 宮本熊吉、大久保紫舟、松島熊太郎、長谷川盛枝、水野安祿、福崎正久、武内照政、宮坂高一郎、尾澤幸次郎、平社鶴之助、森尾津一、坂木寛一、江森末之助、杉本八郎、相馬滿、天野素芳、脇坂助次郎

其後廿四日、三十一日兩日委員會合し更に九月十日委員會合規約宣言綱領決議等の草案を議し起草委員會案として左の通り決定せられた。

宣言

我國現下ノ趨勢ヲ大觀スルニ思想國難勞資協調失業問題融和問題等幾多憂慮スベキ重大問題ノ存在スルコトハ眞ニ遺憾ノ極ミト云フベシ

吾人ハ此ノ焦眉ノ時局ニ鑑ミ之カ解決ノ方途ハ素ヨリ多岐多様ナル可シト雖要ハ建國ノ大精神ニ則リ祖國意識ヲ高揚シ有色民族ノ解放ヲ期シ國民的大運動ヲ振起シ陋習ヲ打破シ舉國一致舉國ノ本源ニ還元シ正シキ明ルキ純潔ナル人類相愛ノ原理ニ覺醒シ速ニ融和ノ實績ヲ擧グベク茲ニ吾等ハ全關東融和促進同盟ヲ組織シ協調諸和ニ關スル實際的方法ノ研究ト調査機關トヲ特設シ融和輯睦ノ目的ヲ達成シ以テ上 聖旨ニ應ヘ奉リ下 昭和國民タル本分ヲ完フセンコトヲ期ス

綱領

- 一、吾等ハ陋習ヲ打破シテ融和ノ實ヲ擧グ
- 二、吾等ハ祖國意識ヲ高揚シテ有色民族ノ解放ヲ期ス
- 三、吾等ハ人間性ノ原理ニ覺醒シ人類最高ノ完成ニ向ツテ突進ス

決議

- 一、既設融和團體ニ對シ積極的活動ヲ促ス
- 二、陋習ニ隨シ侮辱的意志ヲ表示シタルトキハ徹底的覺醒ヲ促ス

- 三、差別言動取締法規制定ノ確立ヲ期ス
- 四、青年ノ思想的指導ニ關シテ適切ナル方法ヲ考究ス
- 五、官吏ニシテ融和問題ニ無理解ナル者ニハ自決ヲ促ス
- 六、産業經濟觀念ノ涵養ニ力メ社會生活上ノ安定ヲ獲ンコトヲ期ス

第二節 全國的協議會

一、全國融和事業協議會

中央融和事業協會主催融和事業協議會は昭和五年六月五、六日の兩日、社會局大會議室に於て開催せられた。關係府縣の主務職員、並に各融和團體の代表者三府三十六縣に涉つて六十一名、外に來賓として海軍省教育局長大湊中將、留岡幸助、宮城長五郎の諸氏、融和事業研究會員、本協會側から平沼會長、吉田社會局長官、大野社會部長等多數の出席者あり、盛大に開會せられた。

| | | |
|------|---------|-------|
| 東京府 | 社會事業主事補 | 内田親雄 |
| 京都府 | 社會課長 | 高橋一郎 |
| 同親和會 | 幹事 | 森 梁 香 |
| 大阪府 | 社會事業主事 | 前田宇治郎 |
| 神奈川縣 | 屬 | 泊瀬川 功 |
| 同青和會 | 常務理事 | 中村 無外 |

第三章 融和團體の全國的活動

| | | |
|---------|---------|-------|
| 兵庫縣 | 屬 | 軌保昌範 |
| 同清和會 | 屬 | 内海正名 |
| 埼玉縣 | 社會事業主事 | 三浦精翁 |
| 群馬縣 | 社會事業主事 | 高井潤一郎 |
| 同融和會 | 主事 | 澤口忠藏 |
| 千葉縣 | 屬 | 增田正直 |
| 茨城縣 | 社會事業主事補 | 伊藤藤次郎 |
| 栃木縣 | 社會事業主事補 | 萩原新 |
| 奈良縣 | 屬 | 北谷 亮 |
| 大同同志會 | 副會長 | 吉川吉治郎 |
| 三重縣 | 社會課長 | 野島善之助 |
| 同 | 屬 | 鈴木信恭 |
| 同社會事業協會 | 主事 | 山下嘉三太 |
| 愛知縣 | 社會課長 | 島田昌福 |
| 靜岡縣 | 社會事業主事 | 安藤 寬 |
| 山梨縣 | 社會事業主事補 | 相山重吾 |
| 滋賀縣 | 屬 | 塚本義雄 |
| 岐阜縣 | 屬 | 古田廉平 |
| 長野縣 | 屬 | 岡村淳美 |
| 信濃同仁會 | 屬 | 成澤 勇 |
| 同 | 主事 | 成澤英雄 |
| 福井縣 | 屬 | 笠島角次郎 |
| 富山縣融和會 | 屬 | 山本源次 |
| 岡山縣 | 社會課長 | 原 保雄 |

次に群馬縣、埼玉縣、熊本縣等から「先づ開催することに決め、内容に就いては準備委員会を設けて附託せよ」と反対意見が出で意見の相違を来たしたが、最後に信濃同仁會から「本會議に於ては開催と決め、内容については委員に附託せよ」と提言したので、一先づ委員附託といふことだけは大方の一致を見たが、ところでその附託すべき事柄について、それは開否か内容かと論じられ、群馬縣、信濃同仁會、京都府親和會、埼玉縣等から夫々違つた意見が開陳せられて容易に一致を見ざる時、大和同志會から「開否、内容共に委員附託にせよ」との意見出で、裁決にまつこととなり、その結果開否 内容共に委員附託となつた。

因に内容については、政治的進出を期するため政治的期節に於て開催せよ」「青年融和大會とせよ」等の意見が京都府親和會、滋賀縣等から出た。

二、内部の産業及經濟の發展上最も適切なる方策(協會提出)

赤堀常務理事の提案の説明後、愛媛縣から本協會に於て一昨年末百四部落について調査したる結果の報告を求むるところあり、山本囑託は調査要項八項目に涉つて具さに報告を爲し、正午休憩した。

午後一時再會、兵庫縣清和會は右報告の一部について特殊

せしむるやうせられたい。

愛知縣 部落は智慧、金の點で劣るから協力に依つて自由競争に堪えしむる爲め組合を利用する必要がある、尙特殊の産業は、如何なるものでも努めて助長發達せしむるやうに致したい。

尋いで京都府親和會から財團法人となつた協會は政府から生業資金を借りて一般に融通する意志はないかとの質問あり、赤堀常務理事は融和事業施設のない東京府を介しなければならぬので甚だ困難ではあるがその事は目下研究中であると答へた。

最後に兵庫縣から和歌山縣同和會と同じく改善事業の豫算を差控へて産業經濟の方面に計上するやうとの意見が出て本案も委員附託となつた。

三、内部同胞の自覺に關し有効なる具體的方法(協會提出)

赤堀常務理事より本案は一昨年來、大會、或は各種協議會に於て度々問題となり、現下斯界の懸案となつてゐるものであるが、更に決定的意見を纏めたいと説明の下に協議に入り、先づ和歌山縣から「内部同胞」の意義について提案者との間に二三質疑應答あり、更に廣島縣から内部といふ稱呼と「一昨年の大會に於ける自覺の意義は被差別を意識せしむる」ことではなかつたかとの質問あり、三好参事より先づ稱呼に就

的産業は一般的に好成績であると駁し、更に農村の疲弊せる事を擧げて、之が救済策として低利資金の融通に依る自作農並に農村副業の奨励及び植林事業、開墾事業等の必要について論じたが、赤堀常務理事は、特殊産業については高知縣の漁村靜岡縣の草履製造等事實上窮迫せる實情を具陳して之に應答した。

次に福岡縣は農村經濟の發展策に關し、低利資金の融通の事に及び政府に於ける該貸付について意見を交へたので、之に對し藤野参事は、貸付の通牒、手續、貸付の經過等を説明した。

議案に對する質問の後、大體左の通り意見が出た。

和歌山縣同和會 部落經濟の窮迫の原因に (一)差別に依る壓迫 (二)内部の産業經濟の無自覺 (三)無資本の三があるが、第一に對しては融和團體が直接に小作契約、組合關係、金融上の利率等を調査した上で經濟的差別として之を撤廢すること、第二に對しては、職業輔導に力を入れ、從來の育英奨励の方法を以て職業方面に於て適當の人物を養成すること、第三に對しては、從來道路や溝等不生産的方面の改修に費した改善費を生産的方面に充て、新しい經濟組織に依る組合運動等に依る施設を確立すること。

三重縣 將來の對策として六大都市の工場にその半數は内部同胞を使用するやう協會に於て斡旋努力するやう研究されたい。
茨城縣 協會に於て農業の指導者を囑託し、各地を指導して巡回

いて述べ、更に自覺については具體的には經濟的、政治的自覺を含むところの社會の一員としての完全なる自覺なりとの答辯あり、意見としては、大要左の通り述べられた。

兵庫縣 清和會大會に於ける委員長の報告は、被差別意識を喚起することを自覺とするにあつた。素々かゝる自覺は水平運動の立場に於て主張せられるところであつて、本問題の要點は、果して融和團體の従事者が之を爲し得るや否やにある。私の意見としては、これは不可能の事であつて、敢て主張せんが爲には内部の人々が融和團體から脱退するの外はない。本問題は理論は既に明快であつて、其實行ができるかどうかにある。

眞身會 水平運動の自覺運動にはマルクス式の考が形の上にあらはれてゐた、官憲も亦それを怖れてゐた。清和會で融和運動の従事者に自覺運動ができぬといふのは、斯様に考へてゐるのではないか。自覺とは外部の差別を撤廢したところに表はれるものか。それである。内部の自覺といふことを内部に到らぬといふことを豫想したり、又外部に對するものゝ如く考へるのは間違つた見解であつて、一般的に差別が撤廢することに依つて生じて來るものが自覺である。融和といふ言葉が不可ぬ、それが兩者を豫想するが故に、一方内部があり、その内部の自覺が論議せられることとなる。要は内部も外部もあるべきでないで、誤れる差別を撤廢すれば、それでよいので、そこに兩者はなく、隨つて誤れる差別の撤廢といふことの外に内部は別に考ふべきことではない。

京都府 社會に於ける群を無くして一般社會の中に織り込ましめ
而して區別のない社會をつくる、然る時に自覺は斯くならず手段
となるのである。先づ被差別者であるといふことを知らす必要
があるが、それは自己に依つて別個の群を構成するものとなる
のではなくて、自覺することに依つて當然それが社會人として
の自覺に達する結果を來たすこととなるのである。

和歌山縣 部落解放の中心的なる流れがある。此の流れが融和運
動者に感じられてそれが時代的に表はれたものが内部同胞運動
である。而して内部の自覺が一部の人々と性格的に缺けるとこ
ろがあるとか、又は社會順應性が乏しいとかいふが如きことに
發してゐる精神的改善事業なら我々は反對である。

和歌山縣同和會 融和運動に従事してゐる者には、内部自覺運動
はできぬといふ意見もあつたが、我々は次のやうな方法でやつ
てゐる。

融和運動に對する理解を深め、又水平運動に對する理解を深め
る爲め兩者を二分して懇談會、乃至講座をやる。一般側の方には
一般側の職員が出、内部の方には内部側の職員が出て指導する、
かくて一般側の叫と、内部の叫との矛盾を擱んで運動を進めて
ゆくのであるが、此の場合内部の叫が熾烈な程効果が多い、そ
の方法は、一字に十日間(或は三四日間)を充て第一日は一般を
集め、第二日は有職者を集め、第三日以下の三日間は青年を集
め、その次の三日間は婦人を集め、第九日は兒童を集め、かく
して最後の日に内部の立場にあるものが集合して、自由に胸襟
を開いて懇談協議をするやうにしてゐる。

かくして本案も委員附託となつた。

四、融和事業に参加する青年を指導すべき最
も適切な方法(協會提出)

赤堀常務理事の提案の説明ありて協議に移り、大體左の如
き意見の開陳があつた。

京都府親和會 青年融和同盟をつくる必要がある。その組織は青
年の自發的行動に委せ、現在の團體は同盟自體の根本方針を確
立せしめて之を拘束せざること、又郡市町村の青年團の組織方
法に依らしめずして實に重きを置くこと、而して同盟員はマ
クをつけるとか、通信運動をやるとか絶へず刺戟を與へるやう
にすること。

愛媛縣 融和運動が必然的に自主的精神を執り入れることとなつ
ても他主的のものと自主的のものとを一つものとするとは矛
盾である。そこで本縣では内部同胞の青年だけで解放同盟をつ
くつてゐる。その方法としては、會員を町村とか郡とかに依ら
ずして、眞宗寺院が多い關係からその説教の機會に青年のみ集
めて暮ることにして、單位は寺院を中心に狭より廣げてゐる。
和歌山縣同和會 本會の仕方は機會に依らずして、積極的に青年
の闘士を發見するため特別の施設をしてゐる、先づ町村單位に
一日講習をやる、その講習に集れる青年の自由討究に依つて將
來働き得る人を選び出し、此の小講習で選んだ青年を受講生と
して長期(四五日)の講習を開く、而してその中から更に働き得
る人を選別する。斯様にして一町村に三人か五人が眞の同志が

得られた時そこに内部の青年を中心とする自由な團體をつくら
す、尤も一般の青年でも、眞に此の問題の爲に働き得る素質あ
るものは加はらしめるやうにしてゐる。次に此の青年の指導に
は研究材料を與へて輪讀、若しくは相互研究会を開いて研究せ
しめる。特別の場合には研究講座を開いて本部から係員を派遣
することもある。かくて委員組織による聯盟が組織されてゆく
のである。

第二日 (六月六日)

午前九時開會、平沼會長議長席に着き、前日審議未了の議
案について協議に入つた。

五、失業救済に關する具體的對策如何

(大和同志會提出)

提案者大和同志會吉川吉治郎氏よりの説明として、失業の
深刻なる現状に對し、之が救済に最も必要な生業資金が、
従來政府、並に協會から貸附けられては居るものゝ、手續上
色々の不便があつたり、金額が僅少だつたりして充分に利用
し得られざる状況にありとして、先づ政府に對しては個人に
も直接貸附け得られるやう特例を開かれない、協會に對して
は他の經費を節約して、此の方面に廻されたいと夫々希望す
るところがあつたので、藤野參事は大藏省預金部資金貸附規

定に基き個人に直接貸附することは不可能であると答へ、更
に公共團體に起債せしむることも立派な融和事業であると意
見を加へ、次で赤堀常務理事は協會の生産資金は特別會計と
なつてゐて、此の經費を節約して之に廻はすことはできぬ
が、成るべく事業を節約して毎年残つた金を生業資金に繰入
れるやうにしてゐると答へた。

次に失業に就いて兵庫縣清和會と提案者との間に一二問答
があつて本案も委員附託となつた。

六、少數同胞の發生由来を明確に周知せしむる
最も適切な方法

(大分縣親和會提出)

提案者大分縣親和會小野由之丞氏の説明あり委員附託とな
つた。

七、地方改善事業中共同浴場に関する件

(信濃同仁會提出)

右に對しては、提案者信濃同仁會成澤勇氏から部落内部に
立派な浴場を建てることは周囲と對照して奇異の感を抱かし
むることゝ、却つて他に混浴ができざることを意味するもの
ゝ如く見られる弊害が伴ふから、結果から、見て考慮の要が
あると述べたが、先づ京都府親和會は浴場を設置するについ
て、混浴を主眼とするか、衛生施設を目的とするかの方法上

の問題であつて要不要の問題でないといふ述べ、次に福岡縣は同縣にて三十箇所に設置したる共同浴場について、皆部落内部に設けられてあるが別に弊害はないと提案に反對。

尋いで兵庫縣、三重縣、大和同志會は、共同浴場は、素々兩部落の中間に設け、相互の混浴を目的とする施設であつて、相當に効果を奏してゐると實狀を詳述し、これ又提案に不賛成の意を表し、提案者は、同縣の浴場が最初位置の選定を誤つたものであつたことを述べて、本案も同じく委員附託となつた。

八、要改善區に實施する社會事業にして特に差別事業の免除に有効なる具體的方法

(鹿兒島縣社會事業協會提出)

提案者鹿兒島縣井上清四郎氏の説明に對して兵庫縣は住宅の改善と殊に移住とに關し同縣の施設として効果ありたる實例を具陳して、これも又委員附託となつた。

九、融和團體名統一に關する件(高知縣提出)

提案者高知縣公道會岡田晋吉氏より説明として同じ目的を有つた運動としての効果を擧げる爲に教化團體聯合會とか在郷軍人會とかの如く全國的に名稱を統一したいと提案、之に對し神奈川縣青和會、兵庫縣清和會から天降りの團體でな

く、創立に當り歴史ある團體だからとの理由を以て反對し、これも委員附託となつた。

一〇、中央融和事業協會並に各府縣及關係各融和團體其他に對し電信發元略號を制定せられたし(廣島縣共鳴會提出)

提案者との間に二三問答往復あつて委員附託となつた。

以上にて協議事項全部を議了し委員會を二部に分ち第一委員會に第一、第三、第四、第六、第九の五案、第二委員會に残りの五案を夫々附託し、議長から委員を指名して休憩した。

午後三時再會、第一部、第二部の委員會に於て審議せられたる末別記掲載の通り成案を得たので、夫々委員から報告があり、第三項に就いて三重縣から一の「社會ニ關スル理解ヲ深メ」を削除して「差別事實ニ關スル認識ヲ徹底センメ」となすべき旨修正意見出で兵庫縣清和會は之に賛成すると共に同項の三を「政治的教育ノ普及ヲ圖ルコト」に修正せられたいと述べ、三重縣之に賛成し、右二つの修正案を議題とすることとなり、夫々採決したが、賛成者少數で否決、原案通り可決した。其他の諸項も満場一致で可決し午後五時盛會裡に閉會した。

午後六時より神田一ツ橋如水會館で懇談會を催し、談笑裡に晚餐を共にして午後八時を過ぐるころ一同散會した。

決定事項

一、全國融和團體聯合大會に關する件

決 定
社會的政治的輿論を喚起する爲め東京に於て全國融和團體聯合大會を開催す。

開催に關する細目は準備委員によりて決定する委員の選舉は中央融和事業協會に一任す。

二、内部の産業及經濟の發展上最も適切なる方策

決 定

一、産業に關する方策

一、失業救済

内部 農業者、漁業者、日傭労働者、手工業労働者、行商人等にして失業状態に陥りたる者に對し之か救済をなすこと

1 地區整理、道路改修等の施設をなすこと

2 職業紹介をなすこと

3 授産場を設置すること

4 生業資金の貸付をなすこと

二、産業の保護

地方の産業實情に鑑み有利なりと認むる内部の産業を保護し進で之が指導發達を促すこと

1 事業の經營方法を改善し産業組合其他の互助組織の普

及を圖ること

2 原料購入に際し國府縣等の援助を得て之が價格の低減を圖り且つ購入に當りても産業組合其他の互助組織に依ること

3 科學的研究を旺ならしむると共に設備の改善を圖り生産の合理化に努むること

4 國府縣等の援助を求むると共に諸種の産業施設を利用する等最善の方法を講じて新販路を開拓し生産額の増加に努むること

5 低利資金を融通し事業經營の圓滑を圖ること

三、農業の保護獎勵

内部の職業戸數中約五割を占むる農業を保護し且つ之か指導獎勵を圖ること

1 自作農を獎勵し且つ耕作地の増加を努むること

2 農事の改善向上に努め收益の増加を圖ること

3 住宅、道路の改修、共同作業場、共同倉庫の設置、種苗肥料、農具の共同購入等農業經營上充分なる便宜を圖ること

4 自作農創設其他に關する低利資金を融通すること

四、移住獎勵

主として農業者の北海道、南米朝鮮南洋方面に對する移住を獎勵すること

1 移住者に對し獎勵金を交付し且つ移住資金の貸付をなすこと

- 2 移住地の選定拂下等に關し國道府縣其の他に於て特別の便宜を與ふること
 - 3 移住前に於て移住に關する智識を與へ且つ移住地産業に關する技術を習得せしむる等充分之が指導をなすこと
 - 4 移住後相當期間中之が保護をなすこと
- 五、副業の奨励
- 内部全般に互り従来の副業を保護すると共に地方の實狀に應じ適當なる副業を奨励すること
- 1 草履表竹細工等の如き副業を保護すること
 - 2 國府縣其他關係各方面と聯絡し地方の實狀に應じ適當なる副業を奨励すること
 - 3 講習會の開催、調査機關の設置等副業に關する技術の指導研究に努むること
 - 4 原料の購入販路の擴張等副業に關する經營方法の改善を圖ること
- 六、職業奨励上相當助成金を支出すること
- 六、職業輔導及職業紹介
- 内部全般に互り子弟をして適當なる職業を得せしむべく之が輔導をなし且つ智識階級、手工労働者、日傭労働者、漁業者等に對し適當なる職業を得せしむべく之が紹介をなすこと
- 1 國府縣又は融和團體に於て職業輔導機關を設置すること
 - 2 一般職業輔導機關とし聯絡を密にし之が斡旋に努むること
 - 3 融和團體に於て職業紹介をなすこと

- 4 一般職業紹介機關との聯絡を密にし之が斡旋に努むること
 - 5 國府縣又は融和團體に於て育英施設其の他に依る内部の智識階級に對し職業紹介をなすこと
 - 6 官公衛會社工場等に於て就職の途を得せしむべく之が開拓をなすこと
- 二、經濟に關する方策
- 一、産業組合の奨励
- 農漁村を初め内部全般に互り産業組合其他産業經濟に關する公益團體への加入を奨励し且つ之が設置をなすこと
- 1 農村に於ては産業組合への加入を奨励すること
 - 2 都市に於ては主として職業別に依る産業組合の設置を奨励すること
 - 3 講習會講演會文書宣傳等に依り産業組合に關する智識の普及を圖ること
- 二、金融施設の改善
- 額母子私設質屋高利貸付等に依る内部金融施設を改善し公共團體等の公益主義に基く一般金融施設を利用し且つ之が圓滑を圖ること
- 1 額母子講を整理し其の弊を矯むると共に産業組合等に依り金融を圖ること
 - 2 高利貸の絶滅を期し公共團體又は公益團體等に於て低利資金の融通をなすこと
 - 3 内部の戸數多き市町村に於ては公益質屋の設置を奨励す

三、勤儉貯蓄の奨励

内部全般に互り浪費の弊を矯め經濟に關する智識を普及し且つ勤儉貯蓄の美風を涵養すること

- 1 講習會講演會文書宣傳等に依り經濟に關する智識を普及し勤儉貯蓄の美風を涵養すること
- 2 貯金組合等の設置を奨励し日掛月掛等に依る強制貯金を勵行すること

三、内部同胞の自覺に關し有効なる具體的方法

決定

- 四、早婚防止其の他
- 内部全般に互り早婚の弊を矯め多産問題に付きても適當の考慮をなすこと
- 1 規約申合等を行ひ早婚防止に努めしむること
 - 2 妊娠育児に關する智識の普及を圖る爲め講演會の開催相談所の設置其他適宜の方法を講ずること

- 一、社會に關する理解を深め以て其の社會的自覺を促し進で一切の不合理なる差別觀念及差別事象の撤廢を期すること
 - 二、經濟問題に關する智識を涵養し殊に内部の經濟事情を審にし大に之が向上發展を期すること
 - 三、政治教育の普及を圖り政治的進出を促すこと
- 前各項の實施に關しては特に内部青年の奮起を促し講習會講演會研究會等の開催及機關紙研究資料の刊行其他適宜の方法を講ずる事
- 四、融和事業に参加する青年を指導すべき最も適切なる方法

決定

- 五、經濟的差別事象の撤廢
- 内部の經濟に關係する差別事象を撤廢し進で之が機會均等の實を擧ぐる
- 1 雇傭借地借家共有財産金融等其の他全般に互る産業及經濟に關する差別事象の撤廢を期すること
 - 2 内部同胞の任用に關し政府地方廳及市町村に於て進で機會均等の實を擧ぐる

- 一、融和問題の重大性を認識せしむること
 - 二、社會的正義の觀念を強調し一切の不合理なる差別觀念及差別事象を排除せしむること
 - 三、人類相愛の精神を涵養し共存共榮の理想の實現を期せしむること
 - 四、青年をして融和促進の實際運動に参加せしむること
- 前各項の實施に關しては講習會講演會研究會等の開催及機關紙研究資料の刊行其他適宜の方法を講ずること

- 五、失業救済に關する具體的方策
- 本件は協議題第二一括協議決定す
- 六、少數同胞の發生由来を明確に周知せしむる最も適切なる方法

以上の諸施設に對し國府縣及融和團體は之が指導奨励上萬遺算なきを期すると共に特に政府に於ては相當多額の經費を支出し其の實施並に助成に努むること

決定

- 正確なる史實に基き言論文書等により一般に普及せしむること
- 七、地方改善事業共同浴場に關する件
本件は他府縣の状況を鑑み信濃同仁會に於て参考とするに止む
- 八、要改善地區に實施する社會事業にして特に差別喜慶の差
除に有効なる具體的方法
本件は他府縣に於て實施せし社會事業の状況を鹿兒島縣社會事
業協會に於て聴取参考とするに止む
- 九、融和團體名統一に關する件
本件は研究の餘地ありと認め保留
- 十、中央融和事業協會並に各府縣及關係各融和團體其他に對
し電信發元略符號を制定せられたし
本件は中央融和事業協會一任に決定

第三節 第二回全國融和團體聯合大會

一、大會の經過

1 發端

昭和五年六月五、六の兩日社會局大會議室において、中央融和事業協會主催の融和事業協議會が開かれたが、その時同協會より

全國融和團體聯合大會に關する件

といふ協議題が提出され、これに對し、大會を開くか否か、若し開くとすれば、大會の目標を如何になすべきか等に就いて種々意見が出たが、結局、「開否、目標」共に委員附託になり、委員會に於て慎重審議の結果

「社會的的政治的輿論を喚起する爲め東京に於て全國融和團體聯合大會を開催す。

開催に關する細目は準備委員によりて決定す。

委員の選舉は中央融和事業協會に一任す。」

と決定し、再び全員の協議を経て、別項委員會案の通り議決せられた。

茲に於て、中央融和事業協會では、九月二日、加盟團體中より左記十二名の大會準備委員を選出して承認を求め、同時に同協會内に大會事務所を置き、之が準備事務に着手した。

第二回全國融和團體聯合大會準備委員

- 赤堀 都太郎 (中央融和事業協會)
- 森 梁 香 (京都府親和會)
- 上妻 宗 康 (大阪府公道會)
- 中村 無 外 (神奈川県青和會)
- 内海 正 名 (兵庫縣清和會)
- 松島 熊 太郎 (埼玉縣社會事業協會)
- 山口 泉 (群馬縣融和會)
- 安藤 寛 (静岡縣社會事業協會)

- 成 澤 勇 (信濃同仁會)
- 岡崎 規矩 吾 (岡山縣協和會)
- 藤 龍 晃 誠 (和歌山縣同和會)
- 汲田 松之助 (高知縣公道會)

2 第一回準備委員會

前述の如く中央融和事業協會では協議會の決定に基き直に準備委員を選定委嘱したが、昭和五年九月二十五日、その第一回準備委員會が社會局小會議室で開かれ、大會開催に關する具體的諸事項に關し左の通り決定せられた。

(一) 開催要項に關する件

- 1、主 催 府縣單位以上の融和團體(三十六團體)の聯合主催とする
- 2、名 稱 第二回全國融和團體聯合大會
- 3、代表者 中央融和事業協會長 平沼麒一郎
- 4、開催地及會場 東京・日本青年館
- 5、開催期日 昭和六年二月七日(土)八日(日)兩日

(二) 目標に關する件

社會的、政治的輿論の喚起をなすこと

(三) 参加者に關する件

- 1、資 格 府縣及參加融和團體の推薦に係る者にして融和事業に關し相當經驗を有する者但婦人の参加を特に希望す
- 2、参加員數 三百名以上五百名

第三章 融和團體の全國的活動

- 3、割 當 府縣二名以上團體五名以上乃至三十五名以下
- 4、待 遇 汽車賃割引及宿舍斡旋
- 5、其 他 傍聴禁止其他入場資格等

(四) 大會行事に關する件

- 1、宣言及決議 中央融和事業協會起草、第二委員會附議
- 2、諮 問 内務文部兩大臣に申請
- 3、協議案 府縣融和團體共各一題、第二委員會附議
- 4、祝 辭 宮内、總理、内務、文部、貴衆兩院議長其他
- 5、懇談會 第一日午後六時開催
- 6、附帶施設 明治神宮參拜、議會請願

(五) 經費及豫算に關する件

- 一、經費總額 二、九三〇圓八六錢
- 經費負擔内譯
 - 中央融和事業協會 一、四〇〇圓
 - 參加融和團體(三十五團體) 一、三七〇圓
 - 第一回大會殘金 一六〇圓八六錢

二、豫算

- 收 入 二、九三〇圓八六錢
- 支 出 二、九三〇圓八六錢
- (六) 議事進行に關する件 第一日及第二日行事
- (七) 來賓に關する件 官廳方面、貴衆兩院各會派幹部等
- (八) 事務に關する件 事務所、懇談會、新聞記者招待會等

3 第二回準備委員會

大會の開かれる二日前、即ち二月三日四日の兩日第二回準備

備委員會を、内務省社會局小會議室に於いて開いた。同會に於て決定せられたる事項大要左の通りである。

- 一、大會執行順序及議事進行に關する件
 - 融和歌合唱、明治神宮參拜、委員に附託すべき事項、協議時間議長、副議長の選舉、實行運動等々。
- 二、議案整理に關する件
 - 類似の事項を一括上程のこと、而して時間の短縮を圖る爲め最初の提案者が説明を爲し、他の提案者は、之を補足する程度に説明を簡略にすること。
- 三、宣言決議問答申に關する件
 - 原案に就き之が修正案を作成して、再び協議すること。
- 四、大會役員決定に關する件
- 五、大會委員割當に關する件
 - 明治神宮參拜代表者(平沼男外三十五名) 宣言決議文起草委員(十八名) 内務文部大臣諮問答申委員(十八名) 協議事項委員(第一、第二、第三委員各十二名)
- 六、懇談會に關する件
 - 意見發表者は前日までに申出すること。
- 七、請願建議に關する件
 - 大會出席者全員署名のもとに今期議會に請願すること。
 - 實行委員は大會終了後關係各大臣、並政黨を訪問して建議すること。
- 八、新聞社訪問に關する件
 - 準備委員を甲乙二班に分ち、在京各新聞社を訪問すること。

九、代表者會議
議事進行其他の件に關し打合せこと。

4 代表者會議

二月四日午後一時から、各種の聯絡、大會の圓滿なる進行を圖るべく大會出席者府縣代表者會議を開催、藤野中央融和事業協會參事の挨拶に續いて準備委員會の經過を報告し左記事項の協議に入。

- 一、大會執行順序及議事進行に關する件
 - 二、大會議案に關する件
 - 三、大會委員に關する件
 - 四、大會役員に關する件
 - 五、懇談會に關する件
 - 六、實行運動並請願書署名に關する件
 - 七、受付に關する件
 - 八、宿泊に關する件
 - 九、其 他
- 主として準備委員會に於て決定せられたる内容に就いて詳細に説明を爲し、且つ打合せとあり、二三質問應答の後藤野參事、大會舉行につき援助ありたき旨希望を述べて二時五十分閉會した。
- 因に大會出席府縣代表者は左の通りである。
- 大會出席代表者

| | |
|------------|-------|
| 京都府親和會 | 尾瀨盛之助 |
| 大阪府公道會 | 前田宇治郎 |
| 神奈川縣青和會 | 長島重三郎 |
| 兵庫縣濟和會 | 西本一郎 |
| 靜岡縣社會事業協會 | 大石康一 |
| 山梨縣共愛會 | 雨宮清一郎 |
| 滋賀縣昭和會 | 霜島一 |
| 岐阜縣社會事業協會 | 國枝利一 |
| 埼玉縣社會事業協會 | 三浦精一 |
| 群馬縣融和會 | 森川旭次 |
| 千葉縣社會事業協會 | 安田龜一 |
| 下野縣昭和會 | 萩原新 |
| 大和同志會 | 岸本勝久 |
| 三重縣社會事業協會 | 山下嘉三 |
| 愛知縣社會事業協會 | 佐藤藤合 |
| 和歌山縣同和會 | 藤範晃誠 |
| 徳島縣融和團體聯合會 | 長谷部豊 |
| 讚岐縣昭和會 | 神保鐵雄 |
| 愛媛縣善鄰會 | 菅誠壽 |
| 高知縣公道會 | 榑田文男 |
| 福岡縣親善會 | 田中小八郎 |
| 大分縣親和會 | 岡田雲平 |
| 信濃縣同仁會 | 成澤勇 |
| 富山縣融和會 | 正村五平 |

第三章 融和團體の全國的活動

5 新聞社訪問

大會の目標たるべき社會的的政治的輿論の喚起を促す爲めには、言論機關の諒解を求むることが最も良好の方策なりとして、前記準備委員會の決定にもとづき同委員甲乙二班に分れて二月三日の午後左記新聞社を訪問して、夫々支援ありたき旨依頼した。

東京日日新聞社、報知新聞社、國民新聞社、東京朝日新聞社、日本電報通信社、帝國通信社、讀賣新聞社、時事新報社

6 貴衆兩院議員招待會

第一回準備委員會に於いて、關東側準備委員出席の下に、貴衆兩院議員融和問題研究會幹事を招待して、大會開催の目的貫徹に關する聯絡を圖る爲め懇談すべき決定に基き貴族院

議員上山滿之進氏外三十名の融和問題研究會幹事に案内状を發し一月二十八日、午後六時から東京會館において招待會を開催した。

當日の來賓側出席者は
有馬頼寧、上山滿之進、清岡長言、稻田昌植(以上貴族院)
荒川五郎、山樺儀重、永井柳太郎、山口義一、星島二郎、
安藤正純(以上衆議院)

の十名、主催者側から平沼中央融和事業協會長以下廿一名出席した。午後六時五十分開會、平沼會長は挨拶旁々大會開催對議會運動に關し種々希望するところあり、之に對し有馬貴族院議員答辭を述べて懇談に移り、大野社會部長最近の融和問題の状況について説明し、星島衆議院議員から、融和事業の資金を得る方法として、

- 一、刑務所に於ける囚人勞作收益金
- 二、寺院に於ける官有地拂下收得金
- 三、小額紙幣の回收益金

を充當せしめたいとの意見があつた。

次に赤堀中央融和事業協會常務理事から部落經濟生活の現状、並にその打開策に就いて説明し、有馬氏から水平社の現狀に關し質問あり、之に對し大野部長説明、永井氏より軍隊方面に關し質問あり、之に對し宮地理事説明、續いて成澤準備委員から議會運動に就ての希望があつて、山樺氏は「御下

賜金拜受を機會に、一般から寄附金を募集すべし」との意見を述べ、荒川氏も同じ趣旨のもとに之に賛意を表し、更に議會に對する建議案提出方に就いて、盡力すべき旨述べられ、最後に永井氏から、「融和の趣旨を小學校中學校軍隊等に普及すべし」との意見等が出て、午後十時閉會した。大會を前に控へて洵に充實した意義ある會合であつた。

二、大會の概要

第二回全國融和團體聯合大會は、二月五日、六日の兩日に涉り、各方面の非常なる期待のもとに、明治神宮外苑、日本青年會館において開催せられた。

來會者は、全國各府縣三十有六の參加團體から豫定人員として三百名乃至五百名と指定されてゐたが、當日に至つて一般出席者四九一名來賓七十四名計五六五名の多きに達した。婦人の出席は特に希望した甲斐があつて、その出席者十九名を數へられた。

大會は左の執行順序によつて進められた。

第一日(二月五日、木曜日)

開會式

- 一、開會宣告(午前十時)
- 二、君が代合唱
- 三、會長挨拶

四、祝辭

- 内閣總理大臣
- 宮内大臣
- 内務大臣
- 文部大臣
- 貴族院議長
- 衆議院議長
- 東京府知事
- 東京市長
- 中央社會事業協會會長
- 中央教化團體聯合會會長

五、融和歌合唱

議事

- 一、経過報告
 - 二、議長・副議長選舉
 - 三、大會代表者明治神宮參拜ニ關スル件
 - 四、宣言決議ニ關スル件
 - 休 憩(晝食)
 - 五、内務・文部兩大臣諮問協議(午後一時)
 - 六、府縣及融和團體提案協議(午後四時三十分終了)
 - 七、懇談會(午後五時)
- 第二日(二月六日、金曜日)
- 一、協 議(午前九時)
 - 休 憩(晝食)

第三章 融和團體の全國的活動

二、協 議(午後三時終了)

三、閉 會

1 大會第一日(二月五日)

議 事

議長及副議長選舉

十一時十分再會、劈頭赤堀中央融和事業協會常務理事の経過報告あり、次で議長、副議長選舉に移り、司會者赤堀氏はその選出法を諮つたが、司會者の推薦に決し、議長として平沼驥一郎男、副議長として有馬頼寧伯が當選した。

平沼男登壇、一場の挨拶を述べて議長席につき先づ大會代表者明治神宮參拜に關する件

を諮り、滿場一致で可決、參拜代表者の選定は議長に一任せられて直に三十四名が指名された。

宣言決議に關する件

次いで右の件を附議し、是又滿場一致で可決、直ちに前同様の方法で京都府親和會河本秀雄外十七名の起草委員が指名された。

内務文部兩大臣諮問協議

續いて内務文部兩大臣の諮問協議に入り、先づ藤野社會局書記官から、内務大臣諮問

現下の經濟事情に鑑み融和促進上最も適切なる經濟方策如何

に就き説明あり、續いて水野文部省社會教育官から、文部大臣諮問

融和事業の振興に關し教育上留意すべき事項如何に就き説明があつて正午休憩となる。

晝餐後、午後一時再開、有馬副議長議長席に着き先に起草委員に附託せられたる宣言、決議文の發表を求め、森川委員長登壇して経過報告を爲し、質問があつたが結局原案通り可決した。(別項参照)

引續き内務文部兩大臣の諮問協議を續け、先づ内務大臣諮問に對して京都府佐野、山口縣姫井、京都府熊野、静岡縣増田、熊本縣伊藤の諸氏から質問續出し、藤野書記官は一々之に答へ、京都府佐野氏の動議にて質問を打切り、次で文部大臣の諮問に對して神奈川縣中津川、愛知縣加藤、岡山縣山崎奈良縣長谷部、廣島縣藤間、山口縣姫井の諸氏から質問あり水野社會教育官之に答へ、質問續出容易に盡きざる形勢であつたが、埼玉縣長谷川氏から質問打切り、並に文部内務兩諮問案共委員附託とすべしとの動議が出て可決となり、兩案は一括京都府親和會渡邊次郎外十七名の委員附託となつた。此處にて平沼議長有馬副議長と代つて着席、かくて協議に入り

一、部落の經濟的向上に關する施設並に之が促進の方法如何(愛媛縣愛媛縣善鄰會提出)

二、内部の産業經濟の向上を計る施設狀況承はりたし(群馬縣提出)

三、内部の職業向上を主眼とせる徒弟教育の實際につき御意見承はりたし(滋賀縣提出)

四、共同的産業施設に對する資金融通の件(埼玉縣社會事業協會提出)

五、内部の經濟向上に對し融和團體として執るべき具體的方法如何(京都府親和會提出)

以上五議案を一括議題となし、提案者の説明の後、京都府熊野氏から内務當局に對し、更に水野社會教育官から滋賀縣に對し夫々質問あり、又夫々に答ふるところあつて、静岡縣井上、滋賀縣山崎、京都府熊野、岡山縣高橋、愛媛縣川口、高知縣中村其の他の諸氏から意見が出たが、就中水野社會教育官の滋賀縣に質問したる内容については場内の反抗氣分を咬つて一時緊張を見せた。が結局は京都府の渡邊氏の動議で委員附託となつた。

六、被差別者の社會的進出に關し融和團體の採るべき態度如何(兵庫縣清和會提出)

七、少數同胞の社會的進出を圖るに關し融和事業家の採るべき良策如何(大分縣親和會提出)

八、政治的進出に關し全國融和團體聯絡提携に關する件(岡山縣協和會提出)

九、融和促進に關する政治的輿論を喚起する効果的方策如何(徳島縣融和團體聯合會提出)

右一括上程、各提案者からの説明があつて休憩、

三時五十分再開、京都府佐野、山口縣姫井、福岡縣吉村、三重縣川口、長野縣酒井、三重縣梅澤、愛媛縣成川、熊本縣加集の諸氏から意見出で群馬縣松本氏の動議で委員附託となり、茲に第一より第九までを一括して京都府親和會熊野喜三郎氏外十九名の委員に附託となつた。これを以て第一日の協議は午後四時三十分閉會した。

2 大會第二日(二月六日)

大會第二日は、六日午前九時から開會、平沼男議長席に着き、前日未了の協議第十から討論に入り、

(十) 聖旨の普及徹底に關する件(廣島縣共鳴會提出)

提案者からの説明中に中央融和事業協會に對する質問があつたので、先づ同協會の赤堀常務理事の答辯あり、埼玉縣長谷川、兵庫縣岡村、京都府佐野等の諸氏から種々意見が出たが、京都府渡邊氏の動議で委員附託となつた。

(十一) 教育者に對し融和問題を徹底せしむべき方法如何(大阪府提出)

(十二) 融和促進上社會教化教育機關と連絡提携するに最も適切なる方法如何(神奈川縣青和會提出)

の二議題を一括して協議に附し、群馬縣橋本、静岡縣増田

福岡縣吉村、福岡縣眞鍋、静岡縣井上の諸氏から議事進行に關し、議題は提案者の説明に止め、委員附託として委員會決定の案について改めて意見を述べるやうにとの動議、本會議に於て逐一審議せよとの反對意見、意見は一題につき約三人に限るとの動議等簇出して議場騒然、遂に議長休憩を宣す。この休憩を利用して各團體代表者會議を開き、議事進行に關し、種々打合せするところがあつた。午前十一時二十分再開、前記二議題を委員附託となし、續

十三) 一般家庭の主婦に對し融和思想を徹底せしむる方法如何(千葉縣社會事業協會提出)

十四) 言論機關に對し融和事業の支援を求むる件(静岡縣社會事業協會提出)

あり、之を一般的に強調する方策如何(大分縣提出)を一括上程し、提案者の説明ありて、福岡縣吉村氏と中央融和事業協會赤堀理事との間に一二質問應答が重ねられ廣島縣廣川、京都府佐野、徳島縣村田の諸氏から意見が出て京都府渡邊氏の動議に依り委員附託、更に

十六) 差別の依存する社會的根據を把握し指導原理を明確ならしむること(三重縣社會事業協會提出)

十七) 封建的觀念廢滅に關する具體的方策如何(信濃

同仁會提出

を一括上程、提案者の説明の後、正午休憩となる。

一時五分再開、兵庫縣西本、東京府土屋、岡山縣大森、愛知縣加藤、兵庫縣金子、三重縣梅澤、島根縣高梨、群馬縣松本、高知縣溝淵、京都府渡邊の諸氏から意見並に動議が出で結局採決の結果委員附託となつた。

(十八) 第二回國民融和日に關する實施計畫の良法如何(岐阜縣社會事業協會提出)

(十九) 全國融和團體名稱統一に關する件(富山縣融和會提出)

(二十) (撤回)

(二十一) 融和促進上關係地域内に施設すべき最も有効適切なる事業如何(徳島縣提出)

以上一括議題に上し、提案者の説明の後、大阪府高木氏の動議で委員附託。

かくて第十から第二十一までの議題は茲に一括大阪府公道會今田普勲外二十名の委員に附託せられた。

(二十二) 融和問題の科學的研究並國策樹立の爲融和事業に關する調査會を設立する様其の筋に建議に關する件(下野昭和會提出)

(二十三) 差別言動取締法令制定の件(山口縣一心會提出)

(二十四) 融和運動の實効を期する爲に左記方法實施せられたし

(一) 一部同胞を官公吏に就かしむる様獎勵方當局に建議すること

(二) 男女青年を融和運動に参加せしむる様獎勵方當局に建議すること(群馬縣融和會提出)

(二十五) 地方改善事業費増額並に補助率變更方陳情に關する件(大和同志會提出)

(二十六) 生業資金を増額し且貸付方法を可成簡易ならしめんことを其筋に要望すること(福岡縣親善會提出)

(二十七) 融和に基く戸籍取扱手續に關する件(大阪府公道會提出)

(二十八) 師範教育に於て融和問題を具體的に取扱ふ様其の筋に建議すること(三重縣提出)

(二十九) 教科書を通じて兒童及生徒に對し融和觀念を涵養し之が徹底を期する様其の筋に建議するの件(岐阜縣提出)

(三十) 融和團體として救護法實施促進に努むる件(高知縣公道會提出)

(三十一) 文書に現れたる差別字句取締方を其の筋に建議するの件(鹿児島縣社會事業協會提出)

以上の議題一括上程、各提案者の説明あり、神奈川縣小葛京都府熊野、奈良縣岸元、島根縣生松、滋賀縣田中の諸氏から意見の開陳あり、種々動議が出たが結局採決となり、京都府親和會村田梅溪氏外十八名の委員に附託、少時休憩。

午後三時三十分再開。各委員會の報告あり、先づ内務文部兩大臣諮問にうつり、委員長埼玉縣石坂氏登壇、答申決定の經過を報告し滿場異議なく可決。次に協議題第一委員會委員長徳島縣大畑氏登壇、經過を報告し、是又異議なく可決。少時休憩。

午後四時二十五分再開、第三委員會の報告に入り、委員長大阪府の深見氏から報告があり、静岡縣の井上氏から實行委員の指名を議長に一任するといふ委員長報告に對し、實行委員を各府縣二名とし、各府縣から銜衡したき旨動議が出たが、採決の結果否決となり、委員長報告通り可決した。

尋いで第二委員會の委員長姫井氏登壇、經過につき報告、兵庫縣西本氏發言を求めて之を補足するところあつて可決した。

議長は第三委員會の議決に依り實行委員左記三十四名を指定した。

實行委員

京都府親和會 佐野信三郎
大阪府公道會 上田新太郎

第三章 融和團體の全國的活動

| | |
|------------|-------|
| 神奈川縣青和會 | 松木平吉 |
| 兵庫縣清和會 | 内海正名 |
| 埼玉縣社會事業協會 | 松島熊太郎 |
| 群馬縣融和會 | 繁山作太郎 |
| 千葉縣社會事業協會 | 増田正直 |
| 下野昭和會 | 江口清彦 |
| 大和同志會 | 吉川治郎 |
| 三重縣社會事業協會 | 梅澤京路 |
| 愛知縣社會事業協會 | 加島梅吉 |
| 静岡縣社會事業協會 | 安藤寛 |
| 滋賀縣昭和會 | 平井豊重 |
| 岐阜縣社會事業協會 | 齋藤茂 |
| 信濃同仁會 | 成澤勇 |
| 富山縣融和會 | 山本源次 |
| 鳥取縣一心會 | 駒井力藏 |
| 島根縣和敬會 | 今岡榮 |
| 岡山縣協和會 | 山崎利吉 |
| 廣島縣共鳴會 | 廣川香市 |
| 山口縣一心會 | 姫井伊介 |
| 和歌山縣同和會 | 藤範是誠 |
| 徳島縣融和團體聯合會 | 大畑忠一 |
| 讃岐昭和會 | 井上文平 |
| 愛媛縣善鄰會 | 成川了惠 |
| 高知縣公道會 | 橋本寛 |

三、懇談會

大會第一日の午後五時半から同會場で懇談會が催された。中央融和事業協會の赤堀氏座長の推薦を一任されて長野縣の成澤勇氏を推し、成澤氏座長席に着きその諧謔を交へた挨拶振りに満堂の會員を喜ばせ、協會の土屋政一氏の進行係により一人五分間を限つて左の三十三名の意見發表あり、各辯士の舌端火を吐くが如き熱辯は大會參列の五百會員を魅了した。かくて八時四十分滿堂の和氣霽々裡に閉會した。

意見發表者

長谷川盛枝(埼玉)、平井定勝(群馬)、永田美那子(東京)、織田猛(滋賀)、井澤貞壽(京都)、永田長三郎(和歌山)、武内了温(京都)坂倉十四(三重)、岡村武雄(兵庫)、中村至道(東京)、東元安子(高知)、稻本シヅ子(神奈川)、藤間敏彦(廣島)、中岡繁次郎(奈良)、野田勝次郎(岡山)、堀井伊介(山口)、内崎弘壽(徳島)、廣田智教(京都)、坂本辰之助(東京)、杉本賢次郎(東京)、吉村純淨(福岡)、村上政雄(愛媛)、串田太市(香川)、今岡榮(鳥根)、澤田象次郎(鳥取)、東山健明(長野)、雲山文周(岐阜)、井上良一(靜岡)、加藤信一(愛知)、山田金太郎(大阪)、村下綱次郎(富山)、本田内規(大分)、宮地久衛(東京)

四、明治神宮參拜・御苑拜觀・皇居遙拜

大會執行順序中の「明治神宮參拜の件」は前記の如く大會第一日に附議せられ滿場の拍手を以て可決、參加團體より代表各一名の參拜委員合計三十六名の指名があつて、午前中の議事終了後、休憩中參拜することとなり、大會々長平沼男爵を先頭に八臺の自動車に分乗して、午後零時半會場を出發して神宮に向ひ、一同玉垣外に整列、維新の大業を完成せられ殊に國民平等の制を布かせ給へる御聖徳を偲び奉り、且つ融和の完成を神明に誓ひ、うやうやしく心をこめて禮拜した。一時十分參拜終了。會場に歸參した。

二、御苑拜觀

大會終了の翌二月七日、曩に願出許可されてゐた新宿御苑拜觀は希望者約三百名、當日午前九時新宿一丁目御苑入口に集合、整列の上靜肅に苑内に參入した。

前日の積雪未だ消え去らぬ清淨の苑内の壯觀さは、寧ろ壯嚴そのものであつた。十時半苑内を一巡拜觀を終へて退出、各自思ひ／＼に解散した。

三、皇居遙拜

別記記載の決議に依り閉會後、六十數臺の自動車に分乗「遙拜第二回全國融和團體聯合大會」と大書せる四旒の旗を押し立て、宮域前に參着、一同宮域に向ひ整列、中央融和事業協會の赤堀氏は皇居に向つて昨年末の御下賜金に對する御禮

を言上し奉り、一同うやうやしく敬禮を爲し、萬歳を三唱して散會した。

五、宣言、決議、諮問答申

宣言

因襲的差別の世を誤り人を賊ひ社會の和平を害するの如何に久しく甚大なるや。

我等全國の融和團體風に深くこれを慨し奮然起つてこの問題解決の爲めに努力すること多年、曩に第一回全國融和團體聯合大會に於て協議研鑽を重ねて全國民的運動として積極的進出の要を宣し、爾來三閱年斷へず事業を進め運動を繼續したるも未だ所期の目的を達成するに至らず。

最近社會事情の變遷に伴ひ特に著しき缺陷として指摘すべきは多數國民の本問題に對する認識尙到らざると共に社會的機會均等の實未だ擧らず更に最近財界の不況による一部同胞の經濟苦難實に慘憺たるものあり之れ全く本問題に關する對策施設の完からざるが爲めに外ならず。ここに於て我等は特に政治及社會兩方面に關し深甚なる考慮を拂ひ共同一致輿論の喚起に努め以て刻下切迫せる我等の問題の十全なる解決を圖らんとす。

茲に第二回全國融和團體聯合大會の開催に方り所信を披瀝して天下に宣す。

昭和六年二月五日

第二回全國融和團體聯合大會

第三章 融和團體の全國的活動

決議

一、現下の社會狀態に鑑み融和問題の重大性を全國民に徹底せしめんことを期す。

一、融和問題上に於ける經濟施設の完備を圖る爲め國費及地方費の増額を期す。

一、一部同胞の社會的進出を圖る爲め機會均等の實現を期す。

内務文部兩大臣諮問答申

内務大臣諮問

一、現下の經濟事情に鑑み融和促進上最も適切なる經濟方策如何。

答申

融和問題の解決に關し一部同胞の經濟生活の安定を圖り社會的發展の機運を促進することは最も重要な方策なりとす從來一部同胞の經濟的地位は概して低く殊に近時財界不況の影響に依り其打擊を受くること甚しく之が爲め經濟力は著しく低下し地方に依りては其の府縣の失業問題は半面に於て一部同胞の失業問題とすら看做されつゝあり斯くては一部同胞の將來は經濟的に没落するの懸念深く延て之が社會思想上に及ぼす影響も亦憂慮に堪へざるものあり。

然るに從來の施設を觀るに之が經濟の方策として擧ぐべきもの極めて少く斯る重大問題の閉却せられたるは最も遺憾とすると、るなり以上の理由に依り現下の經濟事情に鑑み之が方策として左の事項を速に實施するを以て最も緊要なりと認む。

- 一、一部同胞に對する職業の指導、紹介並輔導等を適切にし況く職業上の機會均等に努むると共に此際特に失業救済事業を企圖すること。
- 二、庶民金融機關の整備充實改善を圖り生業資金融通に關する手續の簡易化を行ふ等金融組織の改善を期すると共に負債償還の方途を講ずること。
- 三、經濟に關する差別事業撤廢に努むると共に有効適切なる産業に對しては充分なる奨励方法を講ずること。
- 四、産業組合其他互助組織の普及を圖り生産の合理化を促進すること。
- 五、輸出品の生産に對しては保護奨励の方途を講じ販路の開拓維持に努むること。
- 六、従來の副業を保護すると共に地方の實情に應じ新規副業を企劃せしめ之が奨励を行ふこと。
- 七、道府縣に産業指導に關する職員を特設すること。
- 八、中央並地方に産業及經濟に關する調査會を特設し具體的方策を講ずること。

以上の諸事項の施設に對し國、道府縣市町村及融和團體は之が指導奨励上萬遺算なきを期すると共に特に政府に於ては相當多額の經費を支出し其の實施並助成に努むること。

文部大臣諮問

融和事業の振興に關し教育上留意すべき事項如何。

答申

統近世界の趨勢に鑑み四海同胞人間平等の精神を涵養すること

は最も緊要とする所なり殊に朝鮮、臺灣、南洋等の版圖を有する現代日本の國民に對し斯かる觀念を強調することは刻下の急務たり、然るに我國教育の現状を觀るに此の點に於て遺憾とすることから延ては一部同胞に對する因襲的差別觀念を芟除すること能はざるは甚だ憂慮に堪えざる所なり、是を以て小學校教育に於て特に融和促進に關し留意するは勿論純情と正義感に富める男女青年の自覺を喚起し從來動もすれば本問題に無關心の觀ありし教育者並社會教化機關の指導者の理解を深からしむるは最も喫緊事なりと信す。

仍つて左の事項に留意し適切なる方策を講ぜられむことを望む

- 一、小學校教育の全般に亘り四海同胞人間平等の觀念を強調し特に修身書中に融和問題に關する徳目を加へられたること。
- 二、全國師範學校に特に時間を設けて融和に關する系統的知識を與へられたること。
- 三、全國教育者並に教化事業従事者に融和問題に關する理解を徹底せしむる様文部大臣より訓令を發せられたること。
- 四、男女青年團、青年訓練所、婦人團體等に國民融和の精神を徹底せしむべき施設を講ぜられたること。

六、決議事項

1 經濟對策並政治的進出に關する決議

(第一より第五に至る主として經濟對策に關する決議事項)

底に努め之が政治的進出の機運を促進すること。

3 聖旨普及、指導原理、其他に關する決議

(第十より第二十一に至る決議事項)

- 一、本大會内務大臣諮問答申中の經濟的施設の實施
- 二、職業輔導に關する徒弟教育を盛ならしむべく内務、文部當局は相當經費を支出して之が實施に努むること。
- 三、各部落の共同的産業施設に關しては之が奨励及資金融通に付國、府縣、市町村及融和團體等に於て特に便宜を圖ること
- 四、全國の融和團體は此際特に有効適切なる經濟對策を講ずべく充分努力すること。
- 五、一部同胞の經濟的智識の普及に努め大に經濟的自覺を喚起すること

(附帶)

政府當局は本大會内務大臣諮問答申の實現を期する爲め特に多額の豫算を計上し之が實施上萬遺憾なきを期すること。

右に關し特に實行委員數名を擧げ關係各大臣に陳情すること。

2 政治的進出に關する決議(第六より第九に至る決議事項)

- 一、國會議員府縣會議員及市町村會議員等の選舉に當りては融和問題に理解ある人士の當選を期し且つ之が積極的努力を促すこと
- 二、一部同胞の政治的進出に關しては共同一致全國的に之を援助し其の目的の達成に向つて邁進せしむること。
- 三、全國の融和團體はこの際特に一部同胞の政治教育の普及徹底

七、實行運動

1 政府及政黨訪問

大會に終了すると直に、大會に於て議決せられたる事項の實行を期するため、政府並に政黨に對し實行運動を開始した。

即ち、二月七日午前十時、各團體代表の實行委員三十餘名は、社會局小會議室に參集、實行委員會を開き、兵庫縣清和會の内海正名氏を委員長に推して實行方法と關係大臣に提出すべき、左の建議書作製を協議した。

融和事業の徹底に關する建議書

因襲的差別觀念に基く融和問題の解決に關しては從來朝野を擧げて諸般の施設をなし來りしも現下の社會實情を觀るに世界的不況に伴ふ一部同胞の經濟問題を中心に向諸種の施設計劃を要すべきものあり、又これに伴ふ諸問題の解決たるや一刻を争ふものあり、こゝに於て特に政治的社會的輿論を喚起し以て本問題の適當なる解決を促進せむ意圖の下に全國融和團體相圍り二月五日、六日兩日に亘り第二回全國融和團體聯合大會を東京市に開催し左記各項の施設を當局に於て速に實行せられむことを議決致候莫くば本問題解決のため本決議の事項貫徹致候御取計相成度茲に第二回全國融和團體聯合大會の決議により及建議候也。

昭和六年二月六日

第二回全國融和團體聯合大會

會長從二位勳一等男爵 平沼騏一郎
記(内務大臣宛)

- 一、特に現下の經濟事情に鑑み本大會に於ける内務大臣諮問答申中の事項を速に實施せられたきこと。
- 二、地方改善事業に關する豫算を増額し、補助費に屬するものはその率を四分の三以上に變更せられたきこと。
- 三、特に融和團體獎勵費を増額せられたきこと。
- 四、差別官制取締法令を制定し並に差別的字句を嚴に取締られたきこと。

記(司法大臣宛)

- 一、融和促進上戸籍法取扱方を變更せられたきこと。
- 二、刑法中に相當の條項を設け差別言動に對し刑罰を科する法令を設けられたきこと。

大正三年十月三日司法省令第七號戸籍法施行細則附錄第四號戸籍記載例の出生及死亡記載例中場所記載を削除する、様變更相成たし。

若右の手續による時は轉籍等の場合に於て常に被差別字出生なることを明知せしむる弊ありて融和促進上甚だ遺憾とすればなり。

記(文部大臣宛)

- 一、本大會に於ける文部大臣諮問答申事項を速に實施せられたきこと。
- 二、師範教育に於て融和問題に關する科目を加へられたきこと。

と。

三、全國教育者並に教化事業従事者に融和問題に關する理解を徹底せしむる標訓令を發せられたきこと。

四、男女青年團青年訓練所等に國民融和の精神を徹底せしむべき施設を講ぜられたきこと。

午後一時より實行運動に入り、實行委員一同は、山掛代議士及び中央融和事業協會の河上兩氏の幹旋で先づ貴族院に田中文字部大臣、渡邊司法大臣小川大藏政務次官を訪問し、同院應接室に於て會見、實行委員山口縣の姫井、京都府の佐野、渡邊、廣島縣の廣川の諸氏から大會決議の趣旨を陳述し、前記建議書を手交して、之が實行を切望するところがあつた。

尙實行委員一同は、政民兩政黨を訪問すべく衆議院に赴き面會人控室で先づ政友會の山口、井上、大口、加藤の各總務に會見し實行委員山口縣の姫井京都府の佐野、渡邊、廣島縣の廣川、靜岡縣の安藤の諸氏から大會決議の趣旨を陳述し實行を促すところがあつた。

2 兩院に請願書提出

大會に於て議決せられたる事項を速に實現すべく大會出席者三百四十名連署のもとに今期議會に請願書を提出することとなり、二月十四日付で、貴族院は有馬議員、衆議院は山掛、星島兩議員の紹介で請願書を提出したが、兩院共に採擇となつた。(第一篇中第五十九議會と融和問題参照)

3 衆議院に建議案提出

第三章 融和團體の全國的活動

政治的輿論を喚起するといふ大會の目的を徹底すべく、中央融和事業協會では、大會後、民政、政友兩黨の幹事長や、山口義一、山掛儀重、清瀬一郎の三代議士と屢々會見して建議案提出方に就て交渉するところがあつたが兩黨とも本問題の重大性を認めて所屬代議士全部賛成のもとに兩黨別々に第五十九議會に融和問題に關する建議案を提出満場一致採擇された。(第一篇中第五十九議會と融和問題参照)

附 一、大會加盟團體 (三十六團體)

- | | |
|-----------|-----------|
| 中央融和事業協會 | 聖訓奉旨會 |
| 本派本願寺一如會 | 大谷派本願寺眞身會 |
| 京都府親和會 | 大阪府公道會 |
| 神奈川縣青和會 | 兵庫縣清和會 |
| 埼玉縣社會事業協會 | 群馬縣融和會 |
| 千葉縣社會事業協會 | 下野昭和會 |
| 大和同志會 | 三重縣社會事業協會 |
| 愛知縣社會事業協會 | 靜岡縣社會事業協會 |
| 山梨縣共愛會 | 滋賀縣昭和會 |
| 岐阜縣社會事業協會 | 信濃同仁會 |
| 富山縣融和會 | 鳥取縣一心會 |
| 島根縣和敬會 | 岡山縣協和會 |
| 廣島縣共鳴會 | 山口縣一心會 |

和歌山縣同和會 德島縣融和團體聯合會
 讚岐昭和一會 愛媛縣善鄰會
 高知縣公道會 福岡縣親善會
 大分縣親和會 佐賀縣社會事業協會
 熊本縣昭和一會 鹿兒島縣社會事業協會

熊本三 鹿兒島 二
 計 五〇五

二、府縣別出席者數

| | | | |
|-----|----|-----|----|
| 東京 | 五三 | 京都 | 四一 |
| 大阪 | 二六 | 神奈川 | 二五 |
| 兵庫 | 一九 | 長崎 | 一 |
| 埼玉 | 三六 | 群馬 | 二五 |
| 千葉 | 八 | 栃木 | 一三 |
| 奈良 | 一九 | 三重 | 一五 |
| 愛知 | 七 | 静岡 | 二三 |
| 山梨 | 一 | 滋賀 | 一六 |
| 岐阜 | 一八 | 長野 | 二七 |
| 富山 | 一 | 鳥取 | 一一 |
| 石川 | 一 | 岡山 | 一一 |
| 福井 | 一 | 山口 | 一一 |
| 和歌山 | 一 | 徳島 | 一一 |
| 香川 | 一 | 愛媛 | 一一 |
| 高知 | 一 | 福岡 | 一一 |
| 大分 | 一 | 佐賀 | 一一 |
| 熊本 | 一 | 鹿兒島 | 一一 |

第四節 第三回國民融和日運動

中央融和事業協會

- 一、明治神宮參拜 平沼會長以下役職員及關係者約七十名參拜祈願す。
- 一、リーフレット配布 「全國民に訴ふ」と題するリーフレット五十二萬部を印刷し地方融和團體に配布す。
- 一、ポスター配布 明るい日本は融和からの標語入りのポスター三千枚を印刷し中央各官廳、東京府廳及市内各警察署に依頼し東京府市全般に互り之を掲載す。
- 一、融和時報特輯 融和時報三月號を特に國民融和日宣傳用に特輯した。
- 一、新聞社に應援方依頼 全國各府縣の主要新聞社に對し特に融和日に關し應援方の依頼狀を發す。
- 一、ラヂオ放送 融和日當日潮内務次官の「融和問題に就て」と題する記念講演を全國中繼に依り放送す。
- 一、講師派遣 地方融和團體の依頼に應じ講師を派遣す。

- 一、映畫貸付 協會備付の融和問題關係映畫を地方團體に貸付く。
- 一、街頭宣傳 職員及關係者約七十名を以て東京、澁谷、新宿、池袋、上野各驛及び上野公園、京橋際の六ヶ所に於てリーフレット約十萬部を通行者に配布し、又萬世橋宮城間の街頭行進宣傳を行ひ宮城を遠拜して解散す。

聖訓奉旨會

- 一、明治神宮參拜と融和資料の配布 清岡會長以下十一名神宮參拜及び全國各地より送付し來れる融和資料及聖訓主義三千五百枚を表參道及淺草雷門に於て配布す。
- 一、講演會 三月十二日京都市因幡藥師、十三日京都市下深草小學校、十四日京都市第三社會館、同日京都市日本橋區湯淺商店
- 一、聖訓主義並ヒラ配布 會員及教化團體等に六千枚を送付す。
- 一、小學校に趣旨宣傳 東京淺草區内各小學校訪問趣旨の宣傳及印刷物を配布す。
- 一、其他 關西支部は京都府融和團體聯合會と共同事業實施す。

大谷派本願寺眞身會

- 一、講演會及映畫會 三月十四日京都市下竹田村、十四日京都市内第一社會館、同日市内東本願寺會館、婦人法話會館に於て開催、參集者二百名乃至八百名。
- 一、達示布令 派内全國末寺に對し國民融和日に關し達示布令

- 一、機關紙宣傳 派内機關雜誌「眞宗」誌上に融和日に關する記事登載。

近畿融和聯盟

- 一、リーフレット配布 八萬枚を印刷し加盟團體へ配布す。
- 一、各新聞社へ記事掲載方依頼
- 一、關係府縣知事學務部長に依頼 知事には廳員に訓示方を學務部長には各學校長より兒童に訓示すべき様通譯方依頼す。
- 一、各宗本山に依頼 兼に合同舉行の宗教家融和問題懇談會の申合に基き門未へ廣告又は布教に講演を挿入せらるゝ等可然高配なり度旨依頼狀を出す。

東京府

- 一、中央融和事業協會作製のポスター一千枚及リーフレット一萬枚を管内市町村(東京市及伊豆大島、小笠原を除く)に配布す。

京都府親和會

- 一、融和時報特輯配布 協議員、各種團體幹部、小中學校職員官公吏其他に三千部配布
- 一、リーフレット配布 三萬部を府下警察署長を通じて配布す。
- 一、宣傳ヒラ配布 十六萬枚を公同組合を通じて各戸に配布す。
- 一、共同實施事業 京都府融和團體聯合會並に近畿融和聯盟に加盟し共同事業を實施す。

- 一、郡部支會の活動講演會懇談會等實施
- 一、各種會合の利用宣傳 十三日十五日間に開催の諸會合に融和日の趣旨普及

東京都府

- 一、廳員に訓示 當日正廳に廳員一同を集め本問題に關し知事より訓示す。
- 一、講演會講師派遣 府融和團體聯合會主催の講演會九ヶ所に社會課長出張講演す。
- 一、ポスター配布 三千枚を府下全般に配布。

東京都府融和團體聯合會

- 一、技折の配布 京都市内小學校生徒に五ヶ條の御誓文入技折八萬枚を配布、市教育部長の通牒に基く各校長の講話と相俟ち効を奏す。
- 一、講演會 筑前琵琶班、活動寫眞班を作り十三、十四兩日府下九ヶ所に開催す。
- 一、桃山御陵參拜 府市關係者並に京都府融和團體幹部十七名參拜す。
- 一、タイトル上映、立看板掲出方依頼 京都新京極興行協會事務所依頼して活動寫眞館へは融和促進のタイトルを上映せしめ、其他の館へは趣旨普及の立看板を掲出せしむ。

大阪府公道會、大阪府

- 一、公道會總會 融和日當日府立實業會館に開催し社會的輿論を喚起す。
- 一、講演會懇談會 講演には總會及び地方は融和日前後に二十一回に亘り開催、懇談會は當日の前後一週間に府下中等學校並各支部區町村等を單位に開催す。
- 一、印刷物宣傳 ポスターを市内電車五七九輛に千二百枚、一般揭示用五千枚を市町村學校警察其他に掲示
- 一、リーフレット「全國民に訴ふ」五萬、「國民融和日とは何か」五萬、ピラ一萬枚
- 一、パンフレット「融和と人格」融和時報特輯號を各方面に配布
- 一、通牒 學務部長より市區町村長、管下中等學校、小學校長に警察部長より府下各署長に夫々融和日趣旨徹底方通牒

神奈川縣青年會

- 一、講演會 映画を應用し二回開催す。聴衆各五百餘名。
- 一、技折配布 一萬五千枚を作製し會員、市町村、中小學校、男女青年團へ配布
- 一、手拭配布 一千五百本作製各方面へ配布
- 一、リーフレット 一萬部印刷右方面配布
- 一、機關誌增刷 「青和」三月號を増刷し右方面へ配布
- 一、新聞記事掲載 横濱貿易新報に記事登載。

兵庫縣清和會、兵庫縣

- 一、琵琶及映画併用講演會 琵琶併用講演會を三月八日より十五日までに縣下九ヶ所に、映画併用講演會を三月九日より十五日までに七ヶ所に開催、聴衆人員百名乃至一千名。
- 一、葉書通信 六百枚作製貴賓兩議員各官衛長新聞社町村長等に送付。
- 一、機關誌特輯 「清和」に會長挨拶を登載、並融和時報配布
- 一、ピラ、ポスター ピラ十萬枚を神戸市及坂神沿線に飛行機及三十五名の宣傳班にて市内に配布す。ポスターは三、七五〇枚作製警察署、共同浴場、電鐵の停留場、市内電車に貼布す。
- 一、タイトル宣傳 神戸市内常設館に、又二百尺のフィルム五卷新作す。
- 一、新聞宣傳 縣下八新聞社に當日前後數回に亘り社説其他登載。
- 一、依命通牒 三部長連名にて市町村長、中等學校長、警察署長に通牒。
- 一、飛行機宣傳 大阪明石間を本支部連絡し、ピラ十五萬枚を撒布。
- 一、其他 支部活動、委員の學校訪問等。

長崎縣

- 一、通牒 學務部長名を以て支廳長市町村長警察署長中小學校長に通牒

- 一、リーフレット配布 右方面に配布

埼玉縣社事業協會、埼玉縣

- 一、知事の視察 關係方面に於ける融和事業を視察す。
- 一、三部長依頼狀 三部長の名を以て町村長中等小學校長警察署長に對し依頼す。
- 一、講演會 縣下六ヶ町村に於て開催
- 一、活動寫眞講演會 縣下七ヶ所に開催
- 一、「ポスター」葉の配布 ポスター三千枚を各町村に、葉五萬枚を各小學校中等學校等に配布
- 一、リーフレット配布 一萬五千枚を協和委員に配布
- 一、青年雄辯會開催助成 兒玉郡融和青年聯盟主催雄辯會を助成開催せしむ
- 一、自動車宣傳 三班を組織しピラ三萬枚を各地に散布

群馬縣融和會、群馬縣

- 一、ポスター掲揚 五千枚を各町村に掲揚
- 一、リーフレット配布 一萬枚を各市町村に配布
- 一、葉配布 四萬五千枚を小學校高等科生、中等學校生徒に配布す。
- 一、知事ステートメント發表 當日の各新聞に知事名を以て發表
- 一、映画講演會 當日前橋市に二回開催、聴衆二千及二千五百名
- 一、講師は知事、社會課長、中村至道氏
- 一、ピラ宣傳 右講演會ピラ一萬枚配布

- 一、融和週間開催 十四日乃至十六日を融和週間として縣下十二ヶ所に於て講演並協議懇談會開催、參集者三十名乃至五百名
- 一、タイトル宣傳 融和週間中三市八ヶ町、二十二館に於て映寫宣傳す。

千葉縣社會事業協會、千葉縣

- 一、ポスター、リーフレット配布 ポスター五百枚、リーフレット五千枚を師範學校、軍部關係團體、部落所在並四隣町村及縣内主要町村、主要公私立學校に配布。
- 一、懇談會 縣下二ヶ所に開催、社會課長及主事出席
- 一、改善事業打合せ 縣下四ヶ所に開催縣官出席
- 一、官公吏に融和思想鼓吹 縣廳各課内に「ポスター」を貼付し「リーフレット」を配布す。

茨城縣

- 一、部長示達 學務部長名を以て關係方面に融和日實施に關し示達
- 一、リーフレット配布 各町村長に送付し之として學校生徒をして家庭に持歸らしむ。
- 一、各學校に依頼 當日各學校長をして融和問題に關する講話をなさしめ融和促進歌を合唱する様依頼す

下野昭和會

- 一、協議員會開催 三月十二日昭和會協議員會を兼ねて町村に於

ける融和日實施に關して協議す。

- 一、懇談會開催 三月十二日各融和團體代表者並關係者を會し開催
- 一、印刷物配布 リーフレット「全國民に訴ふ」融和事業とは何か」各二千五百部を市町村役場、小中學校、青年團處女會其他へ配布
- 一、其他 町村融和團體に於ては懇談會、ラヂオ聴取、印刷物作製配布等

大和同志會

- 一、ポスター貼付 標語入ポスター五千枚を官公衛に通じて各市町村内主要地に貼付す。
- 一、リーフレット配布 同リーフレット十四萬五千枚を縣下中小學校生徒を通じて各家庭に配付す。
- 但し一萬五千枚協會より寄送、一萬枚近畿聯盟より寄送、十二萬枚同會分
- 一、パンフレット配布 講演資料としてパンフレット一千五百部を市町村役場及各種學校寺院其他に送付す。
- 但し五百部協會より前年度寄送分及同會分一千部
- 一、融和時報配布 融和時報二千五百部を各支部へ送付す。
- 一、施設開催依頼 各支部及市町村並に各小學校へ當日講演會懇談會座談會等開催方依頼をなす。
- 一、通牒依頼 奈良縣知事及同學務部長に對し訓示並に通牒方依頼をなす。
- 一、新聞宣傳 縣下各新聞社に對し國民融和日に關する記事並に

社説掲載方依頼をなす。

- 一、宗教方面依頼 縣下各宗本山に對し近畿聯盟及當會名により國民融和日當日又は其前後に於て適切な方法により融和日の意義徹底に努力方を依頼せり。
- 一、他團體聯絡 本縣社會課及奈良市聯合婦風會と本會共同主催の下に縣下九ヶ所に於て講演會を開催す來會者數計八千二百名

奈良縣

- 一、通牒 學務部長名を以て關係市町村長並に各學校長に通牒。

三重縣社會事業協會

- 一、青年同盟大會 融和日當日三重縣會議事堂に於て開催、參加人員内青年同盟員三百名來賓者七十名
- 一、街頭宣傳 縣下各青年同盟及わかばの明團員を動員しピラ一萬枚にて街頭宣傳を行ふ
- 一、五色千社札 一萬五千枚作製し縣下一圓に配付
- 一、通旨宣傳 縣下各新聞社に原稿を送り趣旨宣傳を行ふ。

滋賀縣

- 一、ピラ配布 廳内各課長宛にてピラ配布
- 一、通牒 縣下各小學校長宛にて全校生徒兒童に對し融和に關する訓話を爲す事を依命通牒す
- 一、縣下實施狀況 兒童生徒訓話(小學校一三七、中等學校一五)ポスター、ピラ宣傳(小學校一一二、町村九、中等學校一一)

第三章 融和團體の全國的活動

講演會(小學校一〇、町村二)、研究懇談會(小學校一二)、融和歌の教授(同八)、神社參拜に依る宣誓式(同七)

愛知縣社會事業協會

- 一、講演會 縣下五ヶ所に開催
- 一、懇談會 縣下一五ヶ所に開催、參會者計四三〇名。
- 一、講演映畫會 縣下一七ヶ所に開催、聽衆計一一二〇名。

静岡縣社會事業協會

- 一、活動寫眞巡回講演會 縣下四ヶ町村に於て開催、參會者三九〇〇名。
- 一、女子青年團修養講習會 融和日直前に縣下四ヶ所に開催、受講者四七一一名。
- 一、パンフレット配布 ポスター貼付及びリーフレット各二萬枚を關係五十五ヶ町村に配布。

滋賀縣昭和會、滋賀縣

- 一、融和講演會 縣下五ヶ所に開催、聽衆計一一〇〇名。
- 一、訓示及宣傳 縣下各學校並會社工場等に於て訓示をなす外、縣下各新聞社に融和宣傳に關する記事掲載方を依頼す。
- 一、ポスター圖案並標語懸賞募集 ポスター圖案懸賞數五一名、標語懸賞數三七五名。

一、リーフレット配布 中央融和事業協會、近畿融和聯盟、並に同會作製のリーフレット三萬枚配布

岐阜縣社會事業協會

- 一、婦人融和講演會 三ヶ所に開催、聴衆六六〇名。
- 一、活動寫眞講演會 十ヶ所に開催。
- 一、飛行機に依る宣傳ピラ配布 縣下二市九郡下(十五ヶ町村)の範圍に飛行第二聯隊飛行機一臺を以てピラ五種五萬枚を配布。
- 一、懇談會 二ヶ所に開催、參會者計三八名。
- 一、リーフレット配布 講演會、映畫會懇談會等に八千枚を配布。

岐阜縣

一、通縣 内務警察、學務三部長名を以て縣下各市町村長、各警察署長、各中等學校長、各小學校長、青年訓練所、支廳長宛通縣を發す。

一、新聞宣傳 縣下十九新聞社に知事聲明書を登載

信濃同仁會

- 一、青年聯盟の自轉車宣傳 聯盟より選抜せられたる二四九名を十一班に分ち、縣下三市十郡九町八十八ヶ村九十六ヶ所に對し路傍演說其他に依る宣傳、聴衆計四二三五名。
- 一、印刷物配布 同仁思潮四萬八千部、リーフレット二萬部を縣下に配布

一、通信宣傳 繪葉書二萬枚を會員より各方面に發送せしむ。

一、新聞宣傳 理事長名を以て縣内各新聞社に對し原稿を送付し、掲載方を依頼す。

長野縣

一、附帶事業 附帶事業として融和日直後一ヶ所に講演會並に中堅青年講習會開催

長野縣

一、通縣 學務部長名を以て融和團體宛融和日實施方を通縣

福井縣

一、中央融和事業協會頒布のリーフレットを關係方面に配布

石川縣

一、印刷物宣傳 ホスター二千枚、ピラ十萬枚、リーフレット七千枚を縣下各戸に配布、並にパンフレット「融和運動の目標」二千部を會員、二十町村長、小學校、警察方面に配布。

富山縣

一、通縣 各市町村長、學校、警察署、教化團體、其他に發す。

一、新聞宣傳 「國民融和日に際して八十萬縣民諸君に告ぐ」と題して知事談を各新聞紙に掲載

一、講演會 四ヶ所に開催、聴衆九五〇名。

鳥取縣一心會

岡山縣協和會

一、諸會合 懇談會一回六十名、評議員會一回五十名出席。

一、路傍演說 岡山市内に四ヶ所開催

一、活動寫眞宣傳 岡山市に於て二回開催、來會者計二六〇〇名

一、講演要旨配布 各市町村長、警察署長、各學校長に配布。

一、印刷物宣傳 リーフレット二萬枚を配布。

一、新聞其他宣傳 各新聞及縣教育會發行「備作教育」に論文掲載

一、講習會宣傳 當日開催中の青年團講習會に於て融和問題の講演をなす。

岡山縣

一、知事ステートメント 縣公報を以て在岡各新聞紙を通發す。

一、通縣 融和精神普及方に關し支廳長、市町村長、學校長等に

通縣

廣島縣共鳴會

一、講演會 廣島市に於て一回開催

一、講習會 縣下二ヶ所に開催、講習員は町村指導階級

一、臨時總會 縣教育會館に開催

一、幹事會 右所に開催

一、印刷物宣傳 講演會出席者並に各支部に配布

廣島縣

一、懇談會 鳥取市會議場に於て知事、部長市會正副議長、參事會員、各學校長、方面委員等約四十名參集懇談會開催

一、印刷物宣傳 ピラ十萬枚を縣下各戸に、ホスター二千三百枚を關係方面に配布

一、會員募集 入會勸誘方を市町村長に依頼

一、新聞宣傳 縣下七新聞社に一心會長の意見掲載を依頼す

一、學校講話 各學校に趣旨徹底に關する講演講話を行ふことを依頼す。

一、其他 市町村支會の設立並に融和功勞者の表彰支會未設置町村支會の設立勸奨、功勞者表彰、故人功勞者展覧

鳥取縣

一、通縣 學務部長より市町村長、各學校長、各團體長宛趣旨徹底方通縣

鳥根縣和敬會

一、映畫講演會 二ヶ所に開催、聴衆計一五〇〇名。

一、印刷物宣傳 ホスター三千枚、リーフレット一萬枚を關係方面に掲載に配布

一、功勞者表彰 三名表彰

一、新聞宣傳 地方各社に趣旨掲載方依頼

鳥根縣

一、通縣 學務部長より各市町村長に對し趣旨徹底方通縣。

- 一、活動寫真講演會 縣下五ヶ所に開催
- 一、印刷物宣傳 リーフレット五千部を縣下概要の地区に頒布

山口縣一心會

- 一、講演會 縣職員に對し、縣下二七ヶ所並に工場四ヶ所に開催
- 一、懇談會 縣下三ヶ所並に水本社幹部と共に一回開催
- 一、街頭講演 縣下四ヶ所に開催
- 一、青年聯盟融和辯論大會 縣下五ヶ所に開催
- 一、融和タイトル、フィルム映寫依頼 下關市四ヶ所、宇部市三ヶ所、山口市二ヶ所
- 一、新聞宣傳 縣下新聞社に社説掲載方依頼
- 一、他團體依頼 神職僧侶、中小學校長、工場主、各團體長へ依頼狀發送二〇〇〇通
- 一、文書宣傳 縣下關係各雜誌三月號に記事「融和完成の一過程」掲載依頼、リーフレット二萬枚各方面に配布

山口縣

- 一、知事聲明 縣下日刊新聞に發表
- 一、通牒 三部長より所管の各方面に對し趣旨徹底に關し通牒
- 一、工場講演會 縣下四工場に於て開催、聴衆計二一八〇名

和歌山縣同和會

- 一、講演會 縣下二ヶ所に開催、聴衆三五〇名
- 一、懇談會 那賀郡東郡十ヶ町村主催一七五名、海草郡第二支會

主催二五名、新宮町主催六〇名

- 一、其他の諸會合 眞生同朋團主催辯論大會(辯士十名)、眞生同朋團の朋團記念會合(四〇名)、大谷村眞生同朋團總會五〇名
- 一、印刷物宣傳 會報「同和」特輯號十八萬五千部、ポスター六千枚、自筆ポスター各團二十枚乃至七十枚、融和日運動參考資料二〇〇部、リーフレット五萬枚を各機關を通じて縣下に配布
- 一、新聞宣傳 會長メッセージ並に融和日諸施設宣傳に關する記事を發表掲載
- 一、通信運動 眞生同朋團、光の朋團通信運動用繪葉書六千枚を作製夫々發信す
- 一、路傍宣傳 伊都郡巖眞徒歩宣傳一〇三名(八ヶ町村)、那賀郡北部自動車宣傳一五名(十四ヶ町村)、那賀郡南部自動車宣傳二名(四ヶ町村)、日高郡北部徒歩宣傳一二〇名(九ヶ町村)、大谷村眞生同朋團徒歩宣傳五〇名(村内)

和歌山縣

- 一、通牒 學務部長より支廳長、市町村長、學校長に趣旨徹底方通牒
- 一、課員出張 縣下各地に於ける融和宣傳の爲出張

德島縣融和團體聯合會

- 一、印刷物宣傳 リーフレット二萬枚、ポスター二千五百枚を關係方面に配布
- 一、講師派遣 那賀郡外四ヶ所に派遣講習會開催

- 一、活動寫真講演會 縣下五ヶ所に開催、聴衆六五五〇名
- 一、功勞者表彰 一名會長より感謝狀及記念品を賜る
- 一、新聞宣傳 德島市發行の新報紙上に宣傳廣告をなす

德島縣

- 一、新聞宣傳 融和日の趣旨を徹底する記事掲載

廣岐昭和會

- 一、講演會 綾歌郡及仲多度郡下に二回開催
- 一、講習會 高松市に開催中の社會事業講習會に融和問題を講演す
- 一、印刷物宣傳 ポスター三五〇枚、リーフレット五千部を各市町村長、學校長、警察署等に配布

香川縣

- 一、通牒 學務部長より趣旨徹底方を各市町村長に通牒
- 一、其他廣岐昭和會と共同

愛媛縣善鄰會

- 一、講話會 町村又は町村融和團體と協同して開催
- 一、印刷物宣傳 ポスター、昨年度印刷準備を爲し置きたるものを配布、リーフレット五萬枚を各市町村、警察署、學校其他に配布
- 一、融和日舉行の指導 縣社會課と協同して縣下各方面の融和日

施設促進並に普及に努む

- 一、地方諸團體の活動 講話會、五ヶ條の御誓文採讀式並に懇談會、映畫宣傳、印刷物配布等

愛媛縣

- 一、通牒 學務部長より支廳長、警察署長、市町村長、小學校長に對し融和日施設方通牒

高知縣公道會

- 一、講演會 融和日前後一週間に亘り縣下二十二ヶ所に開催、聴衆計三〇一五人
- 一、路傍講演 幡多郡に於て自動車隊二隊を以て二〇ヶ所に於て開催
- 一、印刷物宣傳 リーフレット二萬五千枚、融和時報號外二萬五千枚を縣下各方面に配布
- 一、新聞宣傳 各日刊新聞に融和日宣傳

高知縣

- 一、知事訓示 印刷の上廳員全部に配布す
- 一、通牒 警察、學務部長より各警察署長、小學校長に趣旨徹底方通牒
- 一、講師派遣 融和日を中心に縣下七郡下に派遣
- 一、新聞紙利用 知事スケートメント、高知縣聯合婦人會長の「女性に送る言葉」を掲載

福岡縣親善會

- 一、講演會 同合職員講演數六ヶ所
- 一、地方主催講演會懇談會其他 講演會三一四ヶ所懇談會二五ヶ所ホスター配布三一ヶ所、ピラ配布三二ヶ所、標語募集一三ヶ所活動寫眞會開催一ヶ所、計四一六ヶ所
- 一、印刷物宣傳 リーフレット五千部、講演會資料を各方面に配布

福岡縣

- 一、通牒 各市町村長、小學校、中等學校長宛通牒

大分縣和會、大分縣

- 一、講演會 日田、玖珠、大分、大野郡下に各一ヶ所開催
- 一、印刷物宣傳 リーフレットを各市町村學校に配布
- 一、融和歌合唱 各學校に於て行ひ融和日の趣旨を通牒

佐賀縣社會事業協會

- 一、活動寫眞講演會 縣下七ヶ所に開催、聴衆計五、〇〇〇名
- 一、印刷物宣傳 リーフレット二種九千枚を各市町村、學校軍隊等に配布
- 一、施設勸美 各市町村方面委員に對し講演會懇談會等開催方法通知す

佐賀縣

- 一、通牒 各市町村長に對し適切なる計劃下に施設實行方通牒
- 一、新聞宣傳 縣下各日刊新聞に知事談話「國民融和日に就て」を掲載

熊本縣昭和會

- 一、講演會 縣下四ヶ所に開催、聴衆二一〇〇名
- 一、文書宣傳 リーフレット七千部を小學校及講演會に配布
- 一、新聞宣傳 各新聞社に融和日の趣旨を明にすべき記事掲載方依頼

熊本縣

- 一、通牒 學務警察兩部長を以て支廳長、市町村長、警察署長、學校長に融和日施設方通牒

鹿兒島縣社會事業協會

- 一、印刷物宣傳 リーフレット八千枚、融和時報特輯號を市町村長各種團體方面委員各種學校に配布
- 一、映畫會 縣下三ヶ所に開催、會衆計一七〇〇名
- 一、懇談會 地區視察を兼ね縣下五ヶ所に開催
- 一、表彰 會長より一名表彰

鹿兒島縣

- 一、通牒 學務警察兩部長を以て關係方面に通牒
 - 一、新聞宣傳 兩部長の通牒文を各新聞紙掲載
- (備考) 府縣及融和團體融和日運動統計表は第三編の末尾統計表中にあり)

第四章 融和團體の組織と

個別的活動

【記述例】

融和團體の組織及其個別的活動は左の項目に依り列挙した。尙各團體に於て實施せざる事項に關しては該項目の見出しを別に挙げず之を缺如した。

- 記載項目
 - 一、團體要覽
 - 二、昭和六年度豫算並事業計劃
 - 三、昭和五年度施行事業
 - 一、調査、研究(現況、差別事業産業經濟の調査及諸研究)
 - 二、諸會議(總會、委員會、協議會、懇談會等)
 - 三、講習會
 - 四、講演會
 - 五、文書其他の宣傳
 - 六、差別事業除去、差別事件調停

第四章 融和團體の組織と個別的活動

- 十、職業輔導、職業講習會、職業紹介等
- 八、獎勵助成(教育、産業、移住、支部其他の團體等)
- 九、生業資金貸付
- 一〇、功勞者表彰
- 一一、視察
- 一二、委員制度、青年融和運動、融和教育等の組織現況
- 一三、他團體との聯絡提携に關する事項
- 一四、其他
- 四、支部活動狀況 (以上)

第一節 全國的融和團體

一、財團中央融和事業協會

國又は府縣を單位とする融和團體の數漸く増加し、大正十四年末現在に於て二十六團體を算するに至つたが、是等の團體は、何れも不合理なる差別觀念を排除し同胞融和の實現を目的として組織されたものであつて、今やそれ等共通の目的を貫徹する爲に、相互の連絡提携が無くてはならぬといふところが一大要件となつて來たので、そこに鑑みるところあつて大正十四年九月二十二日本協會の創立を見るに至つた。

勿論同協會の使命はたゞ聯絡提携のみが目的でなくて、各團體と聯絡提携して、共に因襲的偏見の除去、融和事業の獎勵助成、講習講演、調査研究等の主要事業を遂行してゆく

ところにあつて、國民相互間の確執を除去し、延いては同胞
 諧和の積極的理想を實現せんとして創立されたものである。
 同會は事務所を内務省社會局構内に置き、會長に男爵平沼
 騏一郎氏を推戴し、事業を進め來つたが、同會は更に昭和二
 年七月、中央機關たる帝國公道會並に同愛會を合同し、名實
 共に中央に於ける唯一の融和事業機關となり、殊に昭和五年
 紀元節の佳辰を以て事業獎勵の思召に由る御下賜金を拜受し
 たるを機として、益々基礎の鞏固を圖る爲め同年五月財團法
 人として設立の許可を受け、講習會、講師派遣、各國の補助
 事業、印刷物發行、諸會議等目的達成の爲め豫定の事業を進
 行してゐる。

一、要 覽

1 創立趣意書

國運の伸長は必らず國民の協和に本づく、而して國民の協和は
 亦必ず普く全國民の人格を重んじ其の權義の均一なるを明瞭にし
 社會生活の平和を確保するを以て先務となす。
 曩に 明治天皇深く此に軫念あらせられ長くも五箇條の御誓文
 を渙發し給ひ次で四民平等の制を布かせ結へり。爾來百事面目を
 新にし庶政亦歲を遂うて更張し僅々半世紀克く今日の盛運を致せ
 りと雖も獨り差別の陋習尙其の痕を存し、時に同胞間に閥閥の遺
 憾なきを得ず、延いて社會の平和を傷ひ文化の進展を妨ぐものあ
 るは洵に痛嘆措く能はざる所なり。

夫れ國家協和の實を擧げ國家隆昌の基を築め以て社會共榮の目
 的を達成するは是れ近世に於ける國民運動の趨勢にして即ち現代
 思想の一大潮流たり。此の秋に當り尙偏僻困陋の舊習に繁され同
 胞の間に不合理なる差別の事相を見るは之を内にして我國家の
 憂患たるのみならず之を外にして列強の間に伍して能く國運の伸
 張を圖り文化の發達に寄與する所以にあらず、乃ち同胞相愛の義
 に則り國民親和の實を擧ぐるは現下緊切の要務たらずんばあら
 ず。
 今や中央融和事業協會が奮然躍起して同胞相愛の大旗を掲げ斯
 業の大成を期する所以のもの實に已まむと欲して已む能はざるも
 のあるを以てなり。事固より積年の弊習に起因するを以て一朝の
 能く實績を收め得べき所にあらずと雖も各地既に新業を目的とす
 るの團體少なからず故に主として其の相互間の聯絡提携密接を計
 圖し併せて廣く衆思群力を集め社會の共鳴と理解となを得赤誠を傾
 吐し勇往邁進以て此の大使命の遂行を期せむとす。
 同愛の士莫くは本會の越旨を賛成せられ舉國衆民融和一致の實
 を擧ぐるに奮つて其の力を致されむことを是れ本會の切望して已
 まざる所なり。

2 會 則

財團法人中央融和事業協會寄附行爲

第一章 名 稱

第一條 本法人は財團法人中央融和事業協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本法人ハ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民親

和ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス

第三條 本法人ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト
- 二、融和事業ノ聯絡提携ヲ圖ルコト
- 三、融和事業ノ獎勵助成ヲ爲スコト
- 四、融和事業ニ關スル講演又ハ講習ヲ爲スコト
- 五、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト
- 六、融和事業ニ關スル雜誌其他ノ印刷物ヲ發行スルコト
- 七、政府ノ諮問ニ應ジ若ハ建議ヲ爲スコト
- 八、生業資金ノ貸付ヲ爲スコト
- 九、其ノ他前條ノ目的達成上必要ナル事項

第三章 事 務 所

第四條 本法人ハ事務所ヲ東京市麹町區大手町一丁目七番地ニ置

第四章 資 産 及 會 計

第五條 本法人ノ資産ハ左ニ掲クルモノヨリ成立ス

- 一、從來ノ中央融和事業協會ヨリ寄附ヲ受ケタル別紙目錄ニ掲
 - クル財産
 - 二、資産ヨリ生スル果實
 - 三、事業ニ伴フ收入
 - 四、補助金
 - 五、寄附金品
 - 六、其ノ他ノ收入
- 第六條 本法人ノ資産ハ郵便官署若ハ確實ナル銀行ニ預入シ又ハ

第四章 融和團體の組織と個別的活動

國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入ルルモノトス但シ特別ノ
 事情アル場合ハ理事會ノ議決ヲ經テ信託會社ニ預入シ又ハ不動
 產ヲ買入ルルコトヲ得

第七條 本法人ニ基本財産ヲ置ク

基本財産ノ積立管理及處分ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 本法人ノ經費ハ左ノ資産ヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財産以外ノ資産

二、其ノ他ノ收入

第九條 本法人ハ必要ニ應ジ理事會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設ク

ルコトヲ得

第十條 本法人ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一

日ニ終ル

第十一條 本法人ノ豫算ハ年度開始一ヶ月前迄ニ評議員會ノ議決

ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ當該年度終了後三月以内ニ理事會ノ認定

ヲ經監事ノ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議員會ニ報告スルモノトス

第五章 役 員

第十二條 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會 長 一 名
 - 二、理 事 二十名以内
 - 三、評議員 若干名
 - 四、監 事 二 名
- 第十三條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ推薦ス會長ハ會務
 チ統轄シ本法人ヲ代表ス
 會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 理事及監事ハ會長之ヲ委嘱ス
 第十五條 理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム
 第十六條 評議員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ依嘱ス
 一、會長ノ指定スル融和事業團體ニ於テ當該團體役員中ヨリ推薦シタル者
 二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者
 第十七條 監事ハ事務執行及資産ノ狀況ヲ監査ス
 第十八條 役員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ケス役員補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
 第十九條 役員任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就職スル迄仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス
 第二十條 本法人ニ顧問若干名ヲ置ク
 顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス
 第二十一條 本法人ニ職員若干名ヲ置ク
 職員ノ委嘱任命ハ規則ノ定ムル所ニ依リ會長又ハ常務理事之ヲ行フ
 第六章 理事會
 第二十二條 理事會ノ職務權限左ノ如シ
 一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議決スルコト
 二、決算ヲ認定スルコト
 三、不動産ノ買入又ハ處分ヲ議決スルレト

四、基本財産ノ處分ニ關シ議決スルコト
 五、資産信託ニ付議決スルコト
 六、生業資金貸付方法ヲ議決スルコト
 七、寄附行爲ヲ變更シ及規則ヲ議決スルコト
 八、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議決スルコト
 第二十三條 理事會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時之ヲ召集スルコトヲ得理事三分ノ一以上又ハ監事ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ召集スルコトヲ要ス
 第二十四條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル
 第二十五條 理事會ハ理事三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項ニ付キ召集二回ニ及フトキハ此ノ限ニ在ラス
 第二十六條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可
 否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第七章 評議員會
 第二十七條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ
 一、歳入歳出豫算ヲ議決スルコト
 二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議決スルコト
 三、決算及事業執行狀況ノ報告ヲ受クルコト
 第二十八條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト

認メタルトキハ隨時之ヲ召集シ又ハ書面ヲ以テ表決ヲ求ムルコトヲ得
 第二十九條 第二十四條乃至第二十六條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 補則

第三十條 本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
 第三十一條 將來此ノ寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ經テ主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
 第三十二條 本法人設立當時ノ役員左ノ如シ
 會長理事 男爵 平沼麒一郎
 理事 吉田 茂
 同 蓮沼門三
 同 桑田熊藏
 同 男爵 穂積重遠
 同 伯爵 有馬頼寧
 同 留岡幸助
 同 宮城長五郎
 同 大原 昇
 同 宮地久衛
 同 大塚惟精
 同 椎尾辨匡
 同 大野綠一郎
 同 篠原英太郎

第四章 融和團體の組織と個別的活動

同 關屋龍吉
 同 澤田靜太郎
 同 潮 惠之輔
 同 赤堀郁太郎
 常務理事 第三十三條 中央融和事業協會ノ有スル權利義務ハ設立許可ノ日ヨリ本法人ニ於テ之ヲ繼承ス
 附圖 中央融和事業協會生業資金貸付規則
 第一條 生業資金ニ關スル收支ハ之ヲ特別會計トシ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ貸付ヲ行フ、但一團體ニ貸付スル生業資金ノ金額ハ其ノ年度始ニ於ケル資金總額ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス
 第二條 生業資金ハ府縣ヲ區域トスル融和團體又ハ之ニ準スヘキ團體ニ對シ之ヲ貸付ク
 第三條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ融和促進ノ爲メ生業ノ改善發達ニ要スル小資金ノ融通ヲ爲スコトヲ要ス
 第四條 貸付ヲ受ケタル團體ハ貸付金ヲ受ケタル日ヨリ滿一箇年据置キ爾後五箇年ニ平分シ年賦ヲ以テ償還スヘシ
 第五條 貸付金ノ利率ハ年四分八厘以内ニ於テ會長ヲ定ム
 第六條 利子ハ毎償還期ニ元金ト共ニ納付スルコトヲ要ス
 据置期間中ノ利子ハ第一回償還期ニ納付スルコトヲ要ス
 第七條 生業資金ノ貸付ヲ受ケントスル團體ハ左ノ事項ヲ具シタル申込書ヲ所屬地方長官ヲ經テ本會長宛提出スヘシ
 一、生業資金融通ヲ必要トスル事由
 二、生業資金融通方法

第三編 融和運動

史實及現況 擔當職員に依りて資料を蒐集し、尙ほ繼續中

融和事業 融和事業優秀なる部落を調査

融和事業 融和問題の理論並實際を研究する者又は從事者に依りて研究発表す

融和事業 融和問題の理論並實際を研究する者又は從事者に依りて研究発表す

資料蒐集 融和問題参考文書を集め、研究調査の資料とす

二、講習會

| 會名 | 期日 | 會場 | 概況 | 備考 |
|---------------|-----------|-------------|----------------------------|---------------------|
| 全國融和事業協議會 | 五年六月五日、六日 | 社會局內會議室 | 出席者は三府三十六縣より六十六名、其他來賓及關係者等 | (第三編融和團體の全體的活動之部参照) |
| 第二回全國融和團體聯合大會 | 六年二月七日、八日 | 東京市青山日本青年會館 | 加盟三十六團體聯合、出席者五百餘名 | (同右参照) |

三、講習會

融和問題の歴史的考察(八時間)

中央融和事業協會參事 三好伊平次

部落解放運動史(四時間) 中央融和事業協會囑託 河上正雄

融和運動の理論と實際(十時間) 中央融和事業協會囑託 山本正男

融和事業所感(一時間) 社會局社會部長 大野綠一郎

融和事業に關する一般行政(二時間) 社會局書記官福利課長 藤野 惠

備考 期間中の日曜日を以て見學に充て、其第一回は桃山御陵及乃木神社參拜、府下竹田村及市内七條の各部落を視察

第二回は修學院離宮拜觀、田中町部落視察等を行ふ。

府縣又は融和團體との共同主催講習會

| 共同主催府縣又は團體 | 期日 | 會場 | 概況 |
|------------|-----------|--------|--------|
| 大分縣親和會 | 自五年七月二十四日 | 別府市 | 講習生五〇名 |
| 讚岐昭和會 | 自同 七月二十八日 | 綾歌郡瀧宮村 | 同 九五名 |
| 茨城縣 | 自同 八月十八日 | 筑波郡筑波町 | 同 八〇名 |
| 愛知縣社會事業協會 | 自同 二〇日 | 實飯郡御津町 | 同 六五名 |
| 富山縣融和會 | 自同 九月三日 | 富山市 | 同 四五名 |

四、講演會

府縣立男女師範學校二十二校及府縣警察官練習所五箇所に於て

第四章 融和團體の組織と個別的活動

| 會名 | 開催期日 | 開催地 | 概況 |
|----------------|--------------------|-------------|---|
| 第二回融和事業指導者講習會 | 自五年九月二十九日 至同 十月十三日 | 京都市黒谷町金戒光明寺 | 講習生は二府二十七縣より府縣又は融和團體の融和事業擔當者其他正講習生七十五名、聴講生十八名 |
| 倫理學(四時間) | 京都帝國大學文學博士 | 三浦周行 | |
| 社會學(七時間) | 京都帝國大學教授文學博士 | 野上俊夫 | |
| 最近の經濟學(六時間) | 京都帝國大學教授文學博士 | 高田保馬 | |
| 日本民族史(六時間) | 京都帝國大學教授經濟學博士 | 作田莊一 | |
| 封建制度(六時間) | 京都帝國大學教授經濟學博士 | 喜田貞吉 | |
| 社會問題概論(八時間) | 大阪商科大学教授法學博士 | 河田嗣郎 | |
| 産業組合論(七時間) | 産業組合中央會主事 | 千石興太郎 | |
| 融和事業の指導精神(六時間) | 中央融和事業協會常務理事 | 赤堀郁太郎 | |
| 融和問題概論(六時間) | 中央融和事業協會囑託 | 下村春之助 | |

| 開催府縣 | 期日 | 講師 |
|------|-----------|-------|
| 千葉 | 五年一月二七日 | 三好伊平次 |
| 埼玉 | 同 二八日 | 同 |
| 群馬 | 同 二九日、三〇日 | 同 |
| 山梨 | 同 一月一日 | 赤堀郁太郎 |
| 長野 | 同 二日、三日 | 同 |
| 富山 | 同 四日 | 同 |
| 岡山 | 同 一日 | 河上正雄 |
| 廣島 | 同 二日、三日 | 同 |
| 山口 | 同 四日、五日 | 同 |
| 徳島 | 同 一日 | 山本正男 |
| 香川 | 同 二日、三日 | 同 |
| 愛媛 | 同 四日、五日 | 同 |

開。 各府縣又は地方融和團體の要求に應じ其の主催に係る講習會、講演會等に講師を派遣したる府縣は延七十四府縣にして百十八箇所に及ぶ。

五、文書宣傳

イ、融和時報 府縣融和團體と合同し、本會其の編輯を擔當し本紙地方版付四頁乃至六頁とし左の十二種類毎月約五萬五千部を發行せり。

| 地方版名稱 | 發行部數 | 備考 |
|-------------|-------|----|
| 埼玉縣社會事業協會會版 | 四、〇〇〇 | |

第三編 融和運動

| | | |
|---------|-------------|------------|
| 群馬縣融和會 | 二、〇〇〇 | 神奈川縣青和會、下野 |
| 京都府親和會 | 一、五〇〇 | 昭會、千葉縣、岐阜 |
| 大和同志會 | 二、五〇〇 | 縣協會、茨城縣、愛知 |
| 岡山縣協和會 | 五、七〇〇 | 縣協會、富山縣、和會 |
| 廣島縣共鳴會 | 五、二〇〇 | 信濃同仁會合同 |
| 山口縣一心會 | 二、六〇〇 | 關東中部各地版 |
| 關東中部各地版 | 六、九〇〇 | 近畿各地版 |
| 近畿各地版 | 九、三〇〇 | 山陰各地版 |
| 山陰各地版 | 四〇〇 | 四國各地版 |
| 四國各地版 | 三、五〇〇 | 九州各地版 |
| 九州各地版 | 五、三〇〇 | 計 |
| 計 | 十二地方 五一、五〇〇 | |

八、融和事業年鑑 昭和五年版一千部
 ニ、パンフレット 融和資料第一輯乃至第八輯及び融和問題叢書第一編乃至第六編計十四種を配布、尙新たに二種四千部を増刷せり。
 ホ、研究叢書 第三編として東京高等學校教授下地寛令著「融和問題の社會心理學的研究」を一十部發行
 ヘ、其他 懸賞募集中優秀なる戯曲を認め融和促進戯曲集として一千部發行
 七、國民融和日宣傳(第三章 融和團體の全國的活動參照)
 八、獎勵助成
 (イ) 産業獎勵
 補助團體名 事業 別 豫算額 補助額 備考
 和歌山縣同 製糖事業助成 一八〇 〇
 和會 養蠶組合助成 四〇〇 〇
 計 九〇〇 二五〇
 靜岡縣社會 産業講習會 五〇〇 二五〇
 事業協會 南部表講習會 三三〇 二五〇
 岐阜縣社會 南部表講習會 三三〇 二五〇
 事業協會 廣表表改良講習會 二五〇
 大和同志會 廣表表改良講習會 二五〇
 下野昭會 叭製講習會 一七五 〇
 愛媛縣善鄰 團扇製造講習會 三三〇 三五〇
 三重縣社會 移住地視察 四〇〇 二〇〇
 事業協會 合計 一二團體 二二事業 八、七三三、二七三

外に各地綜合版四百部を發行す。
 融和事業研究 第十輯より第十五輯迄六輯を隔月毎に發行 毎月一千二百部

| | | |
|------------------|-------|----------------------|
| 南部表改良講習會 | 一〇〇 | 一ヶ所二週間、二 |
| 講習會 | 一三〇 | 一ヶ所一ヶ月、二 |
| 製糖講習會 | 八七〇 | 三ヶ所各五日間、製糖機三〇臺 |
| 計 | 一、一〇〇 | |
| 信濃同仁會 竹細工講習會 | 三〇〇 | 一ヶ所六日間、三〇名 |
| 滋賀縣昭和會 竹細工製造講習會 | 一〇〇 | 竹籠製造三ヶ所三日間宛男子 |
| 改良草履製造講習會 | 一〇〇 | 伊勢表講習三ヶ所三日間宛女子 |
| 計 | 一〇〇 | |
| 京都府親和會 副業講習會 | 四〇〇 | 二週間二〇名 |
| 授産講習會 | 四〇〇 | 二ヶ所、四日間、ミシン使用 |
| 徒弟救養補給 | 一、五〇〇 | |
| 計 | 一、五〇〇 | |
| 高知縣公道會 職業輔導講習會 | 三六〇 | 板裏ゴム裏草履製造技術習得二ヶ所十日間宛 |
| 千葉縣社會事業協會 筍製造講習會 | 一五〇 | 男子一ヶ所五日間 |
| 延竹皮講習會 | 一五〇 | 婦人一ヶ所二日間 |
| 筍製造講習會 | 一三〇 | 一ヶ所三日間 |
| 計 | 一、三三〇 | |

(ロ) 教育獎勵
 助成金額四、九三五圓 人員數一、一三二(高等學校 八三
 一 補習學校 三〇〇)團體數 二二
 交付團體名
 岐阜縣社會事業協會 佐賀縣社會事業協會
 大阪府公道會 大和同志會
 岡山縣協和會 下野昭和會
 和歌山縣同和會 讚岐昭和會
 德島縣融和團體聯合會 滋賀縣昭和會
 埼玉縣社會事業協會 京都府親和會
 兵庫縣清和會 鳥取縣一心會
 高知縣公道會 廣島縣共鳴會
 神奈川縣青和會 愛媛縣善鄰會
 愛知縣社會事業協會 千葉縣社會事業協會
 熊本縣昭和會 山梨縣共愛會

九、生業資金貸付

第四章 融和團體の組織と個別的活動

| 貸付團體名 | 貸付金額 | 資金用途 |
|--------|---------|--|
| 富山縣融和會 | 一、二〇〇 | 古物、骨物、營業資金、行商資金、製紙原料、自轉車修繕、八百屋、川魚、漬物商等營業資金 |
| 鳥根縣和教會 | 二、〇〇〇 | 蠶簇原料購入及製造器具購入、製緒資金、履物及吳服商品仕入、山林立木購買資金 |
| 鳥取縣一心會 | 一、〇〇〇 | 農具購入、製筵製繩機購入、水車新設資金、砂利採取船購入、養蠶器具購入 |
| 計 | 三、四、二〇〇 | |

一〇、融和事業功勞者表彰

昭和六年二月十一日紀元節の佳辰をトシ、多年融和親善の事に盡瘁しその功績顯著なる左の二十名に對し、本會々長から感謝狀及記念品を贈呈した。

- 融和事業功勞者住所氏名
- 京都府綴喜郡井手町大字井手 右同
 - 大田市北區萬成町十一番地 平 原 光 親
 - 兵庫縣加古郡加古川町備後町二二〇 奧 野 德 次 郎
 - 栃木縣下都賀郡野木村大字中谷 藤 花 正 平
 - 奈良縣磯城郡初瀬町大字白河 長 濱 庫 一
 - 滋賀縣蒲生郡北比都佐村大字中山 山 中 善 藏
 - 岐阜縣大野郡高山町大字川西 落 合 幸 治 郎
 - 長野市荒木一〇八 山 田 松 吉
 - 長野縣更級郡中津村三八九 平 坂 岩 吉
 - 武 森 太 郎

- 鳥取縣西伯郡庄内村大字富長 山 本 磯 吉
- 岡山縣赤磐郡周匝村大字周匝 角 南 衛
- 廣島縣豐田郡大草村大字平坂 西 田 文 太 郎
- 山口縣玖珂郡高森町大字下久原 山 本 兼 三 郎
- 德島縣那賀郡富岡町大字富岡 久 保 つ る
- 愛媛縣溫泉郡小野村大字北梅本 森 貞 卯 太 郎
- 高知縣吾川郡長濱町長濱 竹 島 敏 夫
- 福岡縣田川郡方城村大字伊方 日 高 力 藏
- 大分縣宇佐郡四日市町大字四日市 國 田 鐵 平
- 佐賀市神野町六一〇番地 小 林 常 作

一三、他團體との聯絡

第六回全國教化事業代表者大會の決議に基き、中央教化團體聯合會と協議の上「國民融和親善に關し教化團體として執るべき方策」を決定し、之を同聯合會より加盟の各教化團體に夫々通知した。(第三編融和團體の全國的活動の部参照)

尙國民融和日に當りては同會より東京府教化團體聯合會宛當日明治神宮に參拜並に融和日運動後援方を依頼す。

一四、其他

- (イ) 映畫備付並貸付
 - 五年度に左の一種を映畫化し計四種を備付け地方廳又は融和團體の要求に依り之を貸付く。
 - 五年度 潮 は め る む 四卷 東方映畫社製作
 - 四年度 君 萬 歲 の 旗 の 下 に 五卷 都商會教育部製作
 - 同 榮 譽 の 取 者 三卷 太陽キネマ社製作

同 村に照る陽 五卷 日本活動寫眞株式會社製作

(ロ) 文書差別事件解決 新聞雜誌其他の文書に現れたる差別字句其他に對しては隨時適宜の對策を講じ之が解決を爲す。

(ハ) 奨励金御下賜 本會事業奨励の恩召に依り昭和五年十二月

中央融和事業協會各年度施行事業統計

| 事業名 | 年次 | | | | | 合計 | 備考 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| | 十四年度正 | 十五年同 | 昭和二年同 | 三年同 | 四年同 | | |
| 從事員(指導者講習會) | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 昭和四年度以降は指導者講習會とす |
| 共同講習會 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 講演會(回数) | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 團體は教化團體大會 |
| 講演會(同數) | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 全國協派 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 全國協派 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 懇談會 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 懇談會 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 研究會 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 教育奨励 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 教育奨励 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | 回数 | 人員 | |
| 金額 | 100 | 3,065 | 3,935 | 4,000 | 4,946 | 2,385 | |

第四章 融和團體の組織と個別的活動

| 種別 | 金額 | | 冊数 | 種類 | 備考 |
|---------|--------|----|---------------------------|----|----|
| | 金額 | 冊数 | | | |
| 産業奨励 | 1,525 | 3 | | | |
| 奨励團體 | 3,340 | 7 | | | |
| 奨励府縣 | 3,568 | 6 | | | |
| 移住奨励 | 2,850 | 3 | | | |
| 家族數 | 2,390 | 5 | | | |
| 生業資金貸付 | 800 | 1 | | | |
| 小冊子 | 70,000 | 1 | | | |
| 研究叢書 | 20,000 | 1 | | | |
| 會報—融和時報 | 1,000 | 1 | 會報、隔月 一千乃至一 千八百部 | | |
| 融和事業研究 | 1,000 | 1 | 時報、隔月 二千部 | | |
| 融和事業年鑑 | 1,000 | 1 | 新聞型毎月一 萬一千乃至一 萬三千部 | | |
| 其他出版物 | 1,000 | 1 | 地方版同、同十二種 合六種毎月 五萬部 | | |
| 影印 | 1,000 | 1 | 各輯二千部 至二千二百部 | | |
| 映畫 | 1,000 | 1 | 各輯一千部 至一千二百部 | | |
| 表彰者 | 1,000 | 1 | | | |
| 府縣 | 1,000 | 1 | | | |
| 表彰者 | 1,000 | 1 | | | |

一七六

昭和四年度は産業經
濟調査二十六府縣

一、社團聖訓奉旨會

同會は大正二年十一月三日の創立にして、大正八年組織を改めて社團法人となし、同年大分神奈川兩縣に支部を設立し大正十三年にけ更に京都府下伏見桃山に關西支部を設立した同會は皇室の一視同仁の大御心に則り、關係各府縣に講演會並に懇談會を開催する事三千數百回に達し、尙昭和三年四月より機關紙聖訓主義を發行して其の趣旨宣傳に努めてゐる。

一、要覽

1 趣意書

本會は 皇祖列聖の宏謨懿旨を遵奉し、専ら國民道德の振興を圖り兼て神祇尊崇の氣風を涵養するを目的とし、大正二年 明治大帝降誕の吉辰を永遠に記念し奉る可き十一月三日を以て風々の聲を聳動の下に擧ぐ、爾來常に時代の進運に伴ひ内外の情勢に鑑み民心の推移を察知し、或は教化の事業に従つて民風の作興人心の更張に努め或は融和の聖戰に起つて人格の尊重因襲の打破を期し東西に奔走し、時に講演講習に時に圖書の刊行新聞の發行に聊か微力を斯道の宣布に效すこと茲に年あり、是に於て漸次朝野の信望厚きを加ふ。

惟ふに本會事業の如き内は國家の盛衰に繫り外は國威の消長に

第四章 融和團體の組織と個別的活動

關す、同人其の責任の重且つ大なるを痛感し、愈々浮動の至誠を拂げ以て聖旨に對へ奉らんとす、冀くは江湖同感の士、本會の微忱を諒せられ益々贊襄の榮を寄與せられんことを。

2 宣言

明治天皇御即位の年三月十五日 長くも五箇條の御誓文を渙發あらせられ「舊來の陋習を破り天地の公道に基く」べき旨を中外に宣布し給ひ、尋て明治四年八月二十八日太政官布告を以て更に四民平等の大義を昭示し給ふ。爾來茲に五十有餘年然も尙聖訓徹底せず依然として因襲的偏見に提はるゝものあるの憾なしとせず。

抑も共存共榮は國家存立の根本にして、同胞相愛は社會和平の眞諦なり今や内外の情勢は國民の一致協力によりて國運の進展を期せざるべからざるの秋、茲に第一回國民融和日を迎ふるに際し本會同人悉しく聖訓を奉戴して速に迷妄の裡より覺醒し敢然自ら差別觀念の陋習を打破し融和輯睦以て立國の大義を明かにし國力の振興に寄與し謹て聖旨に副ひ奉らんことを期す。

社團法人 聖訓奉旨會

3 綱領

- 一、國體を闡明し敬神尊皇の信念を高め國民精神の作興を期す
- 一、聖訓を奉戴し一視同仁の宣化を勸め人格觀念の徹底を期す
- 一、時運を明察し修身齊家の修養を努め人格文化の創造を期す

4 定款摘要

第一條 本會ハ皇祖列聖ノ宏謨ヲ奉戴シ國民道德ノ振興ヲ圖リ兼テ神祇尊崇ノ氣風ヲ涵養スルヲ以テ目的トス